

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-020 改 53
提出年月日	2023年5月31日

工事計画に係る補足説明資料  
(安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の  
下における健全性に関する説明書)

2023年5月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1. 工事計画添付書類に係る補足説明資料  
 添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

資料 No.	添付説明資料名	補足説明資料（内容）	備考
1	安全設備及び重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性に 関する説明書	1. 第 54 条に対する適合性の整理表 2. 第 14, 15, 38 条に対する適合性の整理表 3. 環境条件における機器の健全性評価の手法に ついて 4. 燃料プール監視カメラ用冷却設備について 5. 共用・相互接続設備について 6. 基準規則で規定される施設・設備の整理 7. 原子炉格納容器内に使用されるテフロン®材の 事故時環境下における影響について 8. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基 準に関する規則」の第 54 条及び第 59 条から 77 条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧 表 9. 主蒸気逃がし安全弁の環境条件の設定につ いて 10. 安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件 の設定について 11. 自主対策設備の悪影響防止について 12. 重大事故等対処設備の事故後 8 日以降の放射 線に対する評価について 13. 重大事故等時における現場操作の成立性につ いて	
2	可搬型重大事故等対処設 備の保管場所及びアクセ スルート	1. 送電鉄塔他の影響評価について 1.1 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 及び No. 2 鉄塔の耐震評価 1.1.1 解析手法 1.1.2 送電鉄塔解析手順 1.1.3 解析コード 1.1.4 解析モデルの設定 1.1.5 固有値解析結果 1.1.6 解析用入力地震波 1.1.7 解析条件 1.1.8 部材強度 1.1.9 解析結果 1.1.10 送電鉄塔基礎の耐震評価 1.1.11 解析結果 1.2 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔の耐震評価 1.2.1 解析手法 1.2.2 送電鉄塔解析手順 1.2.3 解析コード 1.2.4 解析モデルの設定 1.2.5 固有値解析結果 1.2.6 解析用入力地震波	

資料 No.	添付説明資料名	補足説明資料（内容）	備考
2	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 2. 7 解析条件</li> <li>1. 2. 8 部材強度</li> <li>1. 2. 9 解析結果</li> <li>1. 2. 10 送電鉄塔基礎の耐震評価</li> <li>1. 2. 11 解析結果</li> <li>1. 3 第 2－66kV 開閉所屋外鉄構の耐震評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3. 1 解析手法</li> <li>1. 3. 2 屋外鉄構解析手順</li> <li>1. 3. 3 解析コード</li> <li>1. 3. 4 解析モデルの設定</li> <li>1. 3. 5 固有値解析結果</li> <li>1. 3. 6 解析用入力地震波</li> <li>1. 3. 7 解析条件</li> <li>1. 3. 8 部材強度</li> <li>1. 3. 9 解析結果</li> <li>1. 3. 10 屋外鉄構基礎の耐震性確認</li> </ul> </li> <li>1. 4 通信用無線鉄塔の耐震評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 4. 1 解析手法</li> <li>1. 4. 2 通信用無線鉄塔の解析手順</li> <li>1. 4. 3 解析コード</li> <li>1. 4. 4 解析モデルの設定</li> <li>1. 4. 5 固有値解析結果</li> <li>1. 4. 6 解析用入力地震波</li> <li>1. 4. 7 解析条件</li> <li>1. 4. 8 部材強度</li> <li>1. 4. 9 解析結果</li> <li>1. 4. 10 通信用無線鉄塔基礎の耐震性確認</li> </ul> </li> <li>1. 5 鉄塔滑落評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 5. 1 評価方針</li> <li>1. 5. 2 評価対象鉄塔の抽出</li> <li>1. 5. 3 地震による鉄塔倒壊事例の調査・分析による影響評価の前提条件整理</li> <li>1. 5. 4 送電鉄塔の影響評価</li> <li>1. 5. 5 まとめ</li> </ul> </li> <li>別紙－1 加速度応答スペクトル</li> <li>別紙－2 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 及び No. 2 鉄塔部材仕様</li> <li>別紙－3 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔 Ss-D 入力時における鉛直成分について</li> <li>別紙－4 水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる鉄塔の耐震評価への影響</li> <li>別紙－5 現状の鉄塔基礎耐震評価における妥当性確認について</li> <li>別紙－6 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔基礎の耐震補強について</li> <li>別紙－7 解析コード「TDAPⅢ」の検証及び妥当性確認等について</li> </ul>	

資料 No.	添付説明資料名	補足説明資料（内容）	備考
2	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	<p>別紙－8 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔の地盤の支持性能について</p> <p>別紙－9 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔基礎の支持力算出結果</p> <p>別紙－10 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔基礎の支持力算出結果 (a 脚及び d 脚の場合)</p> <p>別紙－11 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔部材仕様</p> <p>別紙－12 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔基礎の耐震補強について</p> <p>別紙－13 第 2－66kV 開閉所屋外鉄構部材仕様</p> <p>別紙－14 第 2－66kV 開閉所屋外鉄構基礎材と基礎コンクリートの健全性について</p> <p>別紙－15 通信用無線鉄塔部材仕様</p> <p>別紙－16 500kV 及び 66kV 送電線保護装置について</p> <p>別紙－17 当社送電鉄塔の倒壊事例 (66kV 1 導体) について</p> <p>別紙－18 改良地盤⑦の物性値の設定方法について</p> <p>(参考資料) 500kV 島根原子力幹線 3 基が同時倒壊し滑落する場合の鉄塔滑落評価</p> <p>2. 保管場所及び屋外のアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面すべり安定性評価について</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 評価フロー</p> <p>2.3 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の網羅的な抽出</p> <p>2.3.1 離隔距離の考え方</p> <p>2.4 液状化範囲の検討</p> <p>2.4.1 液状化範囲の検討フロー</p> <p>2.4.2 液状化範囲の検討方法及び検討結果</p> <p>2.5 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面のグループ分け</p> <p>2.6 評価対象斜面の選定及び評価</p> <p>2.6.1 評価フロー（詳細）</p> <p>2.6.2 選定方針及び評価方法</p> <p>2.6.3 評価対象斜面の選定及び評価結果</p> <p>2.7 対策工（抑止杭）に関する詳細検討</p> <p>2.7.1 基本方針</p> <p>2.7.2 抑止杭の設計</p> <p>2.7.3 抑止杭の耐震評価</p> <p>2.7.4 抑止杭を設置した斜面の安定性評価</p> <p>2.7.5 構造等に関する先行炉との比較</p> <p>2.7.6 対策工（抑止杭）を設置した斜面の抑止杭間の岩盤の健全性</p>	

資料 No.	添付説明資料名	補足説明資料（内容）	備考
2	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	<p>2.8 その他の検討</p> <p>2.8.1 鉄塔が設置されている斜面の安定性評価</p> <p>2.8.2 岩盤斜面と盛土斜面の同時崩壊検討</p> <p>2.8.3 応力状態を考慮した検討</p> <p>2.9 安全対策工事に伴う掘削を踏まえた周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価</p> <p>2.9.1 概要</p> <p>2.9.2 評価フロー</p> <p>2.9.3 評価対象斜面への掘削箇所の反映</p> <p>2.9.4 [ ]の安定性評価</p> <p>2.9.5 [ ]の安定性評価</p> <p>2.9.6 評価方法</p> <p>2.9.7 [ ]の安定性評価結果</p> <p>2.9.8 [ ]の安定性評価結果</p> <p>(参考資料 1) 各断面の比較検討結果及び評価対象斜面の選定根拠</p> <p>(参考資料 2) すべり安定性評価の基準値の設定について</p> <p>(参考資料 3) 斜面のすべり安定性評価に用いた解析コードの適用性について</p> <p>(参考資料 4) D級岩盤等の間隙率の設定について</p> <p>(参考資料 5) 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについて</p>	
		<p>3. 液状化及び揺すり込みによる沈下量及び傾斜の算定方法について</p> <p>4. 保管場所における液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜, 液状化に伴う浮き上がりによる影響評価について</p> <p>5. 保管場所における地盤支持力評価について</p> <p>6. 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る構造物と影響評価について</p> <p>7. 保管場所及び屋外のアクセスルート周辺構造物の耐震性評価について</p> <p>7.1 他資料において耐震性を確認している周辺構造物</p> <p>7.2 建物・構築物の耐震性評価</p> <p>7.2.1 免震重要棟の耐震性評価</p> <p>7.2.2 1号機原子炉建物の外装材の耐震性評価</p> <p>7.2.3 建物の外装材以外の部材の耐震性評価</p> <p>7.2.4 2号機開閉所防護壁の耐震性評価</p> <p>7.2.5 補助消火水槽の耐震性評価</p> <p>7.2.6 第二輪谷トンネルの耐震性評価</p> <p>7.2.7 連絡通路の耐震性評価</p>	

資料 No.	添付説明資料名	補足説明資料（内容）	備考
2	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	<p>7.2.8 重油タンク (No. 1, 2, 3) の溢水防止壁の耐震性評価</p> <p>7.3 機器・配管の耐震性評価</p> <p>7.3.1 第2 予備変圧器の耐震性評価</p> <p>7.3.2 重油移送配管 (防波壁乗り越え箇所) の耐震性評価</p> <p>7.3.3 送電鉄塔他の耐震性評価</p> <p>8. 屋外のアクセスルートの段差緩和対策等について</p> <p>9. 屋外のアクセスルートの側方流動評価について</p> <p>10. 屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>11. 屋内のアクセスルート確保のための対策について</p> <p>12. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所について</p> <p>13. 森林火災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>14. 土石流による影響評価について</p> <p>15. 主要変圧器の火災発生防止対策について</p> <p>16. 屋外タンク等からの溢水影響評価について 別紙-1 放射性物質内包水が溢水した場合の線量影響評価 (参考資料) 屋外のアクセスルートの影響評価のうち屋外タンク等からの溢水評価における溢水伝播挙動評価の比較</p> <p>17. 第4 保管エリアの変更に伴う影響について</p> <p>18. 重油移送配管の経路変更に伴う影響について</p> <p>19. 防波壁通路防波扉に設置する漂流物対策工による屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>20. 可燃物施設火災時の影響評価方法について</p> <p>21. 安全対策工事に伴う西側工事エリア周辺の屋外のアクセスルートへの影響について</p>	
3	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について	核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について	
4	ブローアウトパネル関連設備の設計方針	ブローアウトパネル関連設備の設計方針に係る補足説明資料	

安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下に  
おける健全性に関する説明書に係る補足説明資料

## 1. 【第 54 条に対する適合性の整理表】



本資料は、重大事故等対処設備の技術基準規則第 54 条への適合性を整理するものであり、その記載要領を記載要領-2～記載要領-8 に示す。

重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領 (1/3)

番号	項目	記載内容
(1)	条文, 機能	対応する技術基準条文番号と, 機能名称 (重大事故等対策手段名称) を記載する。
(2)	設備分類	常設重大事故等対処設備か, 可搬型重大事故等対処設備かの分類を記載する。
(3)	設備名称	設備名称を記載する。
(4)	環境条件における健全性	<p>54条1項1号(環境条件における健全性)に対する適合性を記載する。環境条件として考慮する項目は, 添付書類VI-1-1-7 第2.3節において対象とした温度, 圧力等とする。</p> <p>温度, 圧力, 湿度及び放射線は, 重大事故等時に想定される環境条件と, 本資料説明対象設備の設計値(耐性値)との比較により健全性を記載する。</p> <p>ここで環境条件は添付書類VI-1-1-7 第2.3節において設定した値であり, 添付書類VI-1-1-7 第2.3節の原則外を適用する場合は, 「10. 安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について」において示している。</p> <p>設計値(耐性値)は(10)の「参照図書」欄に評価手法の分類を示しており, 各評価手法の内容は「3. 環境条件における機器の健全性評価の手法について」に記載している。</p> <p>海水については, 添付書類VI-1-1-7 第2.3節において使用する材料等の選択肢を記載しているため, これらのうち当該設備に適用するものを記載する。</p> <p>電磁的障害については, 添付書類VI-1-1-7 第2.3節において電子部品を使用しない, 金属筐体で格納する等の選択肢を記載しているため, これらのうち当該設備に適用するものを記載する。</p> <p>冷却材の性状については, 添付書類VI-1-1-7 第2.3節において, ストレーナ設置, 有効吸込水頭確保等の選択肢を記載しているため, これらのうち当該設備に適用するものを記載する。</p>
(5)	操作の確実性	54条1項2号(操作の確実性)に対する適合性を記載する。操作の確実性として考慮する項目は, 添付書類VI-1-1-7 第2.4節において対象とした操作環境, 操作準備, 操作内容, 状態確認とする。
(6)	試験・検査	54条1項3号(試験・検査)に対する適合性を記載する。添付書類VI-1-1-7 第2.4節において, ポンプ, 弁, 容器等の設備分類ごとに対象とすべき試験・検査項目を記載しているため, これらの適切なものを選択して記載する。
(7)	システムの切替性	54条1項4号(切替性)に対する適合性を記載する。重大事故等に対処するために切替操作が必要な設備に該当するかどうかの判断を記載し, 該当する場合には弁により切替を行う等の設計を記載する。

重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領 (2/3)

番号	項目	記載内容
(8)	悪影響防止	54条1項5号(悪影響防止)に対する適合性を記載する。 悪影響防止として考慮する項目は、設置許可まとめ資料の整理に合わせて、系統設計及び内部発生飛散物とする。  内部発生飛散物については、添付書類VI-1-1-10で対象とするポンプ、ファン、発電機等の回転機を記載対象とする。
(9)	設置場所	54条1項6号(設置場所)に対する適合性を記載する。 環境放射線に対して操作可能であることを求める条文であるため、現場若しくは遠隔での操作が必要な設備について記載する。 現場操作が必要な設備については、安全審査において、重大事故等対策の有効性評価における作業のうち、屋外作業として最も実効線量が高くなることを確認した「原子炉補機代替冷却系準備操作」時の値が約53mSv以下、屋内作業として最も実効線量が高くなることを確認した「常設代替交流電源設備からの受電操作」時の値が約41mSv以下であり、緊急作業時の線量限度である100mSvを下回ることを記載する。 遠隔での操作が必要な設備については、放射線影響を受けない離れた場所若しくは中央制御室から操作可能なことを記載する。
(10)	参照図書	配置図、構造図等の添付図は、(4)～(9)、(11)～(13)、(16)～(23)の内容を直接的に説明するものではないが、設備の大概イメージを確認できるものを記載する。 添付書類は、(4)～(9)、(11)～(13)、(16)～(23)の内容をより詳細に示す説明書類を記載する。
(11)	常設重大事故等対処設備の容量	54条2項1号(容量)に対する適合性として、必要な容量を持つことを記載する。
(12)	共用の禁止	島根原子力発電所第2号機の常設重大事故等対処設備は、原則として2以上の発電用原子炉施設と共用しない設計であることを記載する。 共用する場合は、共用することにより安全性が向上し、かつ相互の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない設計とすることを記載する。
(13)	共通要因故障防止(方針)	54条2項3号(共通要因故障の防止(常設設備))又は54条3項7号(共通要因故障の防止(可搬設備))に対する適合性を記載する。 共通要因として考慮する項目は、設置許可本文及び工認本文において対象とした、環境条件、自然現象及び外部人為事象、溢水、火災並びにサポート系とする。 共通要因故障の対象設備は、(14)及び(15)で示すものとする。
(14)	共通要因故障防止(対象設備)	(13)の共通要因故障防止で考慮対象とする設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備(本資料の説明対象設備)を記載する。
(15)	共通要因故障防止(電力等)	(14)で記載した共通要因故障防止で考慮対象とする設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備について、それぞれの設備に対する多様性(電力、油、冷却水等のサポート系を含む)を記載する。
(16)	第2項(常設設備)	可搬設備の表においては対象外のため、「常設重大事故等対処設備に対する条項」とのみ記載する。
(17)	第3項(可搬設備)	常設設備の表においては対象外のため、「可搬型重大事故等対処設備に対する条項」とのみ記載する。
(18)	容量(可搬設備)	54条3項1号(容量)に対する適合性として、必要な容量を持つことを記載する。

重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領 (3/3)

番号	項目	記載内容
(19)	可搬型重大事故等 対処設備の接続性	54条3項2号（接続性）に対する適合性を記載する。 添付書類VI-1-1-7 第2.4節において、常設設備と接続して使用する設備はフランジ接続、ボルト・ネジ接続等の接続方式を用い、容易かつ確実に接続可能な設計であることとしているため、これらの適切なものを選択して記載する。
(20)	異なる複数の接続 箇所確保	54条3項3号（複数接続口）に対する適合性として、原子炉建物の外から水又は電力を供給する設備については接続口を複数箇所設置することを記載する。
(21)	設置場所（可搬設 備）	54条3項4号（設置場所）に対する適合性は第1項第6号に同じであるため、その旨を記載する。
(22)	保管場所（可搬設 備）	54条3項5号（保管場所）に対する適合性は第3項第7号に同じであるため、その旨を記載する。
(23)	アクセスルート （可搬設備）	54条3項6号（アクセスルート）に対する適合性として、アクセスルートを確保する設計を記載する。

第72条 常設代替交流電源設備による給電		(1)	常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機	(2)	(3)	参照資料	(10)
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	(4)	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 47500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>		【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>		【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	－ (考慮不要)		－	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>		【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ		－	
			海水	－ (考慮不要)		－	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない		－	
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計		・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計		・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	－ (考慮不要)		－				
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	(5)	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解点検が可能な設計とする。 ・外観の確認が可能な設計とする	(6)	【単線結線図】：第1-4-2図 【構造図】：第9-1-1-3-4-1, 7図		
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	(7)	【単線結線図】：第1-4-2図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計		【単線結線図】：第1-4-2図		
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(8)	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	(9)	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

常設重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領説明図 (1/2)

第72条 常設代替交流電源設備による給電		(1)	常設重大事故等対処設備	(2)	参照資料 (10)	
			ガスタービン発電機	(3)		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	(11)	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止	(12)	—	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	(13)	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・落雷に対しては、避雷設備又は接地設備により防護する設計	(14)	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	(15)	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	(16)	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	(17)	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	(18)	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備 (14)
	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	(15)
空気	—	—
油	燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

常設重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領説明図 (2/2)

第 69 条 燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ	(1)	可搬型重大事故等対処設備	(2)	(10)		
		大量送水車	(3)	参照資料		
第 5 4 条 第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	(4) 【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第 2.3 節 【設計値】：温度評価手法 1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第 2.3 節 【設計値】：圧力評価手法 1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第 2.3 節 【設計値】：湿度評価手法 1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第 3-2-2-1-1 図 【構造図】：第 3-2-2-4-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第 2.3 節 【設計値】：放射線評価手法 3	
			放射線 (被ばく)	・第 1 項第 6 号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	(設置許可系統図) 第 4.3-1 図 【構造図】：第 3-2-2-4-2 図	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第 3-2-2-4-1 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添 2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添 1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナを設置	【系統図】：第 3-2-2-3-1 図				
第 2 項	第 2 号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	(5) 【配置図】：第 3-2-2-1-1 図 【構造図】：第 3-2-2-4-1 図 【系統図】：第 3-2-2-3-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	(6) 【系統図】：第 3-2-2-3-1 図 【構造図】：第 3-2-2-4-2 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	(7) 【系統図】：第 3-2-2-3-2 図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第 3-2-2-3-2 図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(8) ・VI-1-1-10
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 +全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(9) 【配置図】：第 3-2-2-1-1 図 ・VI-1-1-7 第 2.3 節	
			—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	(16)	—

可搬型重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領説明図 (1/2)

第54条	第3項	第7号	共通要因故障防止	第69条 燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ	(1) 可搬型重大事故等対処設備	(2) 大量送水車	(10) 参照資料	
				第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	(18)	・VI-1-1-5
				第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	(19)	【系統図】：第3-2-2-3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
				第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	(20)	【配置図】：第3-2-2-1-1図
				第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	(21)	—
				第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	(22)	—
				第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	(23)	・VI-1-1-7-別添1
				環境条件	・第1項第1号と同じ	(13)	—	
				自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	(14)	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2	
				溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	(15)	・VI-1-1-9	
火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	(16)	・VI-1-1-8					
サポート系	・下表参照	(17)	—					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	(14)
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車	(14)
		可搬型ストレーナ	
		常設スプレイヘッド	
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン	(15)
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	燃料プール	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料プールのスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。 また、燃料プールのスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールのスプレイ系の大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。 大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。		

可搬型重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領説明図（2/2）



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第4.3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-2-3-1図		
	第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第3-2-2-3-1図
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-2-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-2図	
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第3-2-2-3-2図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-2-3-2図	
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断 LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-2-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第3-2-2-3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第3-2-2-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車
		可搬型ストレーナ 常設スプレイヘッド
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	燃料プール	代替淡水源
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料プールスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。 また、燃料プールスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールスプレイ系の大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。 大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレナ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第4.3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	—（考慮不要）	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第3-2-2-3-1図
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-2-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-2-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車
		可搬型ストレーナ
		常設スプレイヘッド
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	燃料プール	代替淡水源
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料プールのスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。 また、燃料プールのスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールのスプレイ系の大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。 大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッダ）による燃料プール注水及びスプレイ		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		常設スプレイヘッダ			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL. 42800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第4.3-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-2-3-2図
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-2-3-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-2-3-2図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プール注水及びスプレイ		常設スプレイヘッド			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車
		可搬型ストレナ
		常設スプレイヘッド
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	燃料プール	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>燃料プールのスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、燃料プールのスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールのスプレイ系の大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第4.3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-2-3-1図		
	第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第3-2-2-3-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-2-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断 LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-2-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車
		可搬型ストレーナ
		可搬型スプレイノズル
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	燃料プール	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料プールのスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。 また、燃料プールのスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールのスプレイ系の大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型ストレナ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第4.3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-2-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第3-2-2-3-1図
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-2-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
	内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-2-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車
		可搬型ストレーナ
		可搬型スプレイノズル
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	燃料プール	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料プールのスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。 また、燃料プールのスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールのスプレイ系の大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレインノズル）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型スプレインノズル			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法9
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはアルミニウム合金鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第4.3-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-2-3-1図		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-2-1-4図 【系統図】：第3-2-2-3-1図
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-2-3-1図
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-2-3-1図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断 LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第3-2-2-1-4図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項			・常設重大事故等対処設備に対する条項	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水及びスプレイ		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型スプレイノズル			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置する建物内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） 燃料プール冷却系	大量送水車
		可搬型ストレーナ
		可搬型スプレイノズル
電力	非常用交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	燃料プール	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料プールのスプレイ系は、残留熱除去系及び燃料プール冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される燃料プール冷却系及び残留熱除去系に対して多様性を有する設計とする。 また、燃料プールのスプレイ系は、代替淡水源を水源とすることで、燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却系の冷却機能並びにサブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系の補給機能に対して異なる水源を有する設計とする。燃料プールの大量送水車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び燃料プール冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
大気への放射性物質の拡散抑制		大型送水ポンプ車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-3-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	【構造図】：第3-2-3-4-1図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-3-3-1図		
	第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図 【系統図】：第3-2-3-3-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図	
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因故障防止		自然現象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
		外部人為事象			
		溢水			
火災	・下表参照	－			
		サポート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車
		放水砲
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車及び放水砲は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 放水砲		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-3-1-1図, 第3-2-3-2-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には青銅鋳物系材料およびステンレス系材料を使用する設計	【配置図】：第3-2-3-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-3-3-1図		
	第2項	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-3-1-1図, 第3-2-3-2-1図 【系統図】：第3-2-3-3-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。	【配置図】：第3-2-3-2-1図 【系統図】：第3-2-3-3-1図	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-3-2-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		放水砲	参照資料
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量		
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
		要因	自然現象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			外部人為事象		
			溢水		
故障防止	火災	・下表参照	－		
		サポート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車 放水砲
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車及び放水砲は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール水位（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第3-1-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品が金属筐体で取り囲まれており、電磁波の侵入を防止する措置を講じた設計としているため、電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール水位（SA）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-3-1	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(燃料プール水位・温度（SA）) 燃料プール水位 燃料プール温度 燃料プール冷却ポンプ入口温度 原子炉建物放射線モニタ（燃料取替階エリア） 燃料取替階放射線モニタ	燃料プール水位（SA）
		燃料プール水位・温度（SA）
		燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）
		燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
		燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替直流電源設備 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）、燃料プール監視カメラ（SA）及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、燃料プール水位、燃料プール温度、燃料プール冷却ポンプ入口温度、原子炉建物放射線モニタ（燃料取替階エリア）及び燃料取替階放射線モニタと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、燃料プール水位・温度（SA）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）及び燃料プール監視カメラ（SA）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プール水位（SA）及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール水位・温度（S.A）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第3-1-2-2 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・検出器（熱電対）の構成部品に電子部品を含まないため、電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール水位・温度（SA）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-3-1	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(燃料プール水位・温度（SA）) 燃料プール水位 燃料プール温度 燃料プール冷却ポンプ入口温度 原子炉建物放射線モニタ（燃料取替階エリア） 燃料取替階放射線モニタ	燃料プール水位（SA）
		燃料プール水位・温度（SA）
		燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）
		燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
		燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替直流電源設備 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）、燃料プール監視カメラ（SA）及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、燃料プール水位、燃料プール温度、燃料プール冷却ポンプ入口温度、原子炉建物放射線モニタ（燃料取替階エリア）及び燃料取替階放射線モニタと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、燃料プール水位・温度（SA）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）及び燃料プール監視カメラ（SA）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プール水位（SA）及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備 燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	[燃料プール監視カメラ (SA)] ・環境温度(50℃) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] ・環境温度(100℃) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] ・環境温度(40℃) ≤ 設計値 [ ]	【設置場所】: [燃料プール監視カメラ (SA)] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] 原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] 原子炉建物付属棟 EL 34800mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [燃料プール監視カメラ (SA)] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] 温度評価手法1, [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] 温度評価手法2
			圧力	[燃料プール監視カメラ (SA)] ・環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] ・環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] ・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 [ ]	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [燃料プール監視カメラ (SA)] 圧力評価手法2 [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] 圧力評価手法1 [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] 圧力評価手法1
			湿度	[燃料プール監視カメラ (SA)] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] ・環境湿度(100%) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] ・環境湿度(85%) ≤ 設計値 [ ]	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [燃料プール監視カメラ (SA)] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] 湿度評価手法1 [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] 湿度評価手法3
			屋外天候	- (考慮不要)	・VI-1-3-1
			放射線 (機器)	[燃料プール監視カメラ (SA)] ・環境放射線 (1.7Gy/7 日間) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] ・環境放射線 (470Gy/7 日間) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] ・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [燃料プール監視カメラ (SA)] 放射線評価手法1 [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] 放射線評価手法2 [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	-
			海水	- (考慮不要)	-
			電磁的障害	・電子部品が金属筐体で取り囲まれており、電磁波の侵入を防止する措置を講じた設計としているため、電磁波の影響を受けない	-
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	- (考慮不要)	-			
第2号	操作性の確実性	[燃料プール監視カメラ (SA)] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] - (操作不要) [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] ・十分な操作空間を確保する設計 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	-		
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能, 性能の確認が可能な設計	・VI-1-3-1		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	-		
第5号	悪影響防止	・他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	-		
	内部発生飛散物	- (内部発生飛散物による影響なし)	-		
第6号	設置場所	[燃料プール監視カメラ (SA)] [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)] - (操作不要) [燃料プール監視カメラ用冷却設備 (コンプレッサ, 冷却器)] ・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv ≤ 100mSv 注記*: 冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-3-1 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料
		燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-3-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(燃料プール水位・温度 (SA)) 燃料プール水位 燃料プール温度 燃料プール冷却ポンプ入口温度 原子炉建物放射線モニタ (燃料取替階エリア) 燃料取替階放射線モニタ	燃料プール水位 (SA)
		燃料プール水位・温度 (SA)
		燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA)
		燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)
		燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。)
電力	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替直流電源設備 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料プール水位 (SA)、燃料プール水位・温度 (SA)、燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA)、燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)、燃料プール監視カメラ (SA) 及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、燃料プール水位、燃料プール温度、燃料プール冷却ポンプ入口温度、原子炉建物放射線モニタ (燃料取替階エリア) 及び燃料取替階放射線モニタと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、燃料プール水位・温度 (SA) は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA)、燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA) 及び燃料プール監視カメラ (SA) は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プール水位 (SA) 及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール冷却ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境温度 (66℃) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【モータ】 環境温度 (66℃) ≤設計値 [ ]</li> </ul>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：(ポンプ) 温度評価手法1 (モータ) 温度評価手法3
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【モータ】 環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 [ ]</li> </ul>	【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：(ポンプ) 圧力評価手法1 (モータ) 圧力評価手法4
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【モータ】 環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ]</li> </ul>	【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤470Gy/7 日間) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第3-2-1-3-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第5-1-4図 (既工事計画書)
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第3-2-1-3-2図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【系統図】：第3-2-1-3-2図 【配置図】：第3-2-1-1-1図 【構造図】：第5-1-4図 (既工事計画書)
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計</li> <li>・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計</li> <li>・分解点検が可能な設計</li> </ul>	【系統図】：第3-2-1-3-2図 【構造図】：第5-1-4図 (既工事計画書)
		第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁等の操作によって設計基準事故対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、保加納設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】：第3-2-1-3-2図
第5号	悪影響防止 系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁等の操作によって設計基準事故対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】：第3-2-1-3-2図		
	内部発生飛散物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計</li> </ul>	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料
		燃料プール冷却ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） （燃料プール冷却系）	燃料プール冷却ポンプ
		燃料プール冷却系熱交換器
	原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>燃料プール冷却ポンプ及び燃料プール冷却系熱交換器は、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器と異なる区画に設置することで、残留熱除去ポンプ及び熱交換器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系で使用する原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系に対して、多様性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		常設重大事故等対処設備 燃料プール冷却系熱交換器		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤470Gy/7 日間) ≤ <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第3-2-1-3-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第3-2-2-3-1 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第3-2-1-3-2 図 【構造図】：第5-1-3 図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準事故対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-1-3-2 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料
		燃料プール冷却系熱交換器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（燃料プール冷却及び補給） （燃料プール冷却系）	燃料プール冷却ポンプ
		燃料プール冷却系熱交換器
	原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>燃料プール冷却ポンプ及び燃料プール冷却系熱交換器は、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器と異なる区画に設置することで、残留熱除去ポンプ及び熱交換器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系で使用する原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系に対して、多様性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 大型送水ポンプ車		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-3-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	【構造図】：第3-2-3-4-1図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-3-3-1図			
第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図 【系統図】：第3-2-3-3-1図	
		試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図	
		系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図	
		第5号	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図
			内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
		第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節
—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備	参照資料
		大型送水ポンプ車	
第54条	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量 ・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
	第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性 －（常設設備と接続しない）	－
	第3号	異なる複数の接続箇所 の確保 －（常設設備と接続しない）	－
	第4号	設置場所 ・第1項第6号と同じ	－
	第5号	保管場所 ・第3項第7号と同じ	－
	第6号	アクセスルート ・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第3項 第7号	共通要件	環境条件 ・第1項第1号と同じ
自然現象		・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1
外部人為事象			
溢水			
火災	・下表参照	－	
サボート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車
		放水砲
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車及び放水砲は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 放水砲		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第3-2-3-1-1図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮したステンレス系材料及び青銅鋳物系材料を使用する設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第3-2-3-3-1図				
第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第3-2-3-1-1図 【系統図】：第3-2-3-3-1図	
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図	
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図	
		第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第3-2-3-3-1図
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
		第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 放水砲		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要件	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
		故障防止	自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水		
			火災		
	サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	大型送水ポンプ車 放水砲
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車及び放水砲は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 放射性物質吸着材		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(設置許可配置図) 第9.7-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮したゼオライトを使用する設計	(設置許可配置図) 第9.7-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2 図
	第3項	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・外観の確認が可能な設計	—
第4項	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2 図	
第5項	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可配置図) 第9.7-2 図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6項	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可配置図) 第9.7-2 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項		—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備	放射線物質吸着材	参照資料
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
	第4号 設置場所	・第1項第6号と同じ	－	
	第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－	
	第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
	第7号	共通要件	環境条件	・第1項第1号と同じ
故障防止		自然現象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
		外部人為事象		
		溢水		
火災	サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	放射性物質吸着材
		シルトフェンス
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	海洋拡散抑制設備である放射性物質吸着材、シルトフェンス及び小型船舶は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 シルトフェンス		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(設置許可配置図) 第9.7-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した耐腐食性材料を使用する設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図	
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可配置図) 第9.7-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 シルトフェンス		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
溢水					
火災					
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	放射性物質吸着材
		シルトフェンス
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	海洋拡散抑制設備である放射性物質吸着材、シルトフェンス及び小型船舶は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 小型船舶		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には耐腐食性材料を使用する設計	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	—
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	—
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	—
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備	参照資料	
		小型船舶		
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	—（常設設備と接続しなし）	—
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号 設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要件	環境条件	・第1項第1号と同じ
故障防止		自然現象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		外部人為事象		
		溢水		
火災	サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	放射性物質吸着材
		シルトフェンス
		小型船舶
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	海洋拡散抑制設備である放射性物質吸着材、シルトフェンス及び小型船舶は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備 燃料プール水位（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第3-1-2-2 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品が金属筐体で取り囲まれており、電磁波の侵入を防止する措置を講じた設計としているため、電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料
		燃料プール水位（SA）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-3-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位・温度（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備 燃料プール水位・温度（S.A）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第3-1-2-2 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・検出器（熱電対）の構成部品に電子部品を含まないため、電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール水位・温度（SA）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-3-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位・温度（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備 燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	[燃料プール監視カメラ（SA）] ・環境温度(50℃) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）] ・環境温度(100℃) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] ・環境温度(40℃) ≤ 設計値 [ ]	【設置場所】：[燃料プール監視カメラ（SA）] 【燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）】原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] 原子炉建物付属棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[燃料プール監視カメラ（SA）] 【燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）】温度評価手法1，[燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）]温度評価手法2	
			圧力	[燃料プール監視カメラ（SA）] ・環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）] ・環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] ・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[燃料プール監視カメラ（SA）] 【燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）】圧力評価手法1 [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] 圧力評価手法1	
			湿度	[燃料プール監視カメラ（SA）] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）] ・環境湿度(100%) ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] ・環境湿度(85%) ≤ 設計値 [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[燃料プール監視カメラ（SA）] 【燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）】湿度評価手法1 [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）]湿度評価手法3	
			屋外天候	－（考慮不要）	・VI-1-3-1	
			放射線（機器）	[燃料プール監視カメラ（SA）] ・環境放射線（1.7Gy/7日間） ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）] ・環境放射線（470Gy/7日間） ≤ 設計値 [ ] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] ・環境放射線（6Gy/7日間） ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[燃料プール監視カメラ（SA）] 【燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）】放射線評価手法1 [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）]放射線評価手法2 [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）]放射線評価手法3	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－（考慮不要）	－	
			電磁的障害	・電子部品が金属筐体で取り囲まれており，電磁波の侵入を防止する措置を講じた設計としているため，電磁波の影響を受けない	－	
			荷重	・地震による荷重を考慮し，機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し，技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し，設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
			冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
			第2号	操作の確実性	[燃料プール監視カメラ（SA）] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）] ー（操作不要） [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] ・十分な操作空間を確保する設計 ・現場の操作スイッチは，運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
			第3号	試験・検査（検査性，系統構成等）	・機能，性能の確認が可能な設計	・VI-1-3-1
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－			
第5号	悪影響防止	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち，多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては，パラメータ相互をヒューズ，アイソレータ等により電気的に分離することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－			
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－			
第6号	設置場所	[燃料プール監視カメラ（SA）] [燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）] ー（操作不要） [燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）] ・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断 LOCA）+ECCS 注水機能失敗+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-3-1 ・VI-1-1-7 第2.3節			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-3-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位・温度（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第73条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
温度、圧力、水位、注水量の計測・監視		可搬型計測器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300mm 緊急時対策所 EL 50800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (80%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-3-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・付属の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・一般的に用いられる工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
第3号			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1
第4号		系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号		悪影響防止	系統設計	・通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号		設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-3-1 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第73条 温度、圧力、水位、注水量の計測・監視		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型計測器			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-3-1
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・ボルト・ネジ接続を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建物等内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	各計器	可搬型計測器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

-		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		燃料プール			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法8
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法4
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	- (考慮不要)	-
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	-
			海水	・使用時に海水を通水するため, 海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	【系統図】: 第3-2-2-3-1図 【構造図】: 第7-3-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	-
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	- (考慮不要)	【構造図】: 第7-3-1図 (既工事計画書)		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	- (操作不要)	-
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計とする	【系統図】: 第3-2-2-3-1図 【構造図】: 第7-3-1図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】: 第3-2-2-3-1図
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】: 第3-2-2-3-1図	
		内部発生飛散物	- (内部発生飛散物による影響なし)	-	
第6号	設置場所		- (操作不要)	-	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

-		常設重大事故等対処設備		参照資料
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		燃料プール		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては, 技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては, 侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉圧力容器)	原子炉圧力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	-	原子炉建物原子炉棟
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第54条 アクセラート確保		可搬型重大事故等対処設備 ホイールローダ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(設置許可配置図) 第1.1.7-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
		周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
		第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	(設置許可配置図) 第1.1.7-1 図
				操作準備	・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計	
				操作内容	・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	
状態確認	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計					
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	—			
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—			
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可配置図) 第1.1.7-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節			
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第54条 アクセスルート確保		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		ホイールローダ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図った設計、若しくは重複性等を考慮し、可能な限り頑健性をもたせた設計）	－
			溢水		
			火災		
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	ホイールローダ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	－	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧原子炉代替注水系による原子炉の 冷却		常設重大事故等対処設備 高圧原子炉代替注水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-3-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-4-3-3-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-3-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認 の実 確 実 性	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作スイッチは運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計	【配置図】：第4-4-3-1-1図 【系統図】：第4-4-3-3-1図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成 等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-4-3-3-1図 【構造図】：第4-4-3-4-1図
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-3-3-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-3-3-1図	
	内部発生飛散物	・飛散物の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第4-4-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		高圧原子炉代替注水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系 (サブプレッションチェンバ)	高圧原子炉代替注水ポンプ サブプレッションチェンバ[水源]
電力	非常用交流電源設備 非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備 可搬型直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>高圧原子炉代替注水系は、高圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧原子炉代替注水ポンプをタービン駆動とすることで、電動機駆動ポンプを用いた高圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。また、高圧原子炉代替注水系の起動に必要な電動弁は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電及び現場において人力により、ポンプの起動に必要な弁を操作できることで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備から給電される高圧炉心スプレイ系及び非常用直流電源設備から給電される原子炉隔離時冷却系に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>高圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物原子炉棟内の高圧炉心スプレイポンプ及び原子炉隔離時冷却ポンプと異なる区画に設置することで、高圧炉心スプレイポンプ及び原子炉隔離時冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧原子炉代替注水系による原子炉の 冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サプレッションチェンバ [水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図	
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧原子炉代替注水系による原子炉の 冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ [水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系	高圧原子炉代替注水ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>高圧原子炉代替注水系は、高圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧原子炉代替注水ポンプをタービン駆動とすることで、電動機駆動ポンプを用いた高圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。また、高圧原子炉代替注水系の起動に必要な電動弁は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電及び現場において人力により、ポンプの起動に必要な弁を操作できることで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備から給電される高圧炉心スプレイ系及び非常用直流電源設備から給電される原子炉隔離時冷却系に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>高圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物原子炉棟内の高圧炉心スプレイポンプ及び原子炉隔離時冷却ポンプと異なる区画に設置することで、高圧炉心スプレイポンプ及び原子炉隔離時冷却ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉隔離時冷却ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】 環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( ) ・【タービン】 環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-4-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2,
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-4-4-2-1～4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-5-2, 3図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計	【配置図】：第4-4-4-1-1図 【系統図】：第4-4-4-2-1～4図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-4-4-2-1～4図 【構造図】：第3-5-2, 3図 (既工事計画書)
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-4-2-1～4図
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-4-2-1～4図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第4-4-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料
原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却		原子炉隔離時冷却ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉隔離時冷却系) 高圧炉心スプレイ系	原子炉隔離時冷却ポンプ
	(サブプレッションチェンバ) 復水貯蔵タンク	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	原子炉隔離時冷却系の起動に必要な電動弁は、現場において人力による手動操作を可能とすることで、非常用直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ [水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通過しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却		サブプレッションチェンバ [水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉隔離時冷却系) 高圧炉心スプレイ系	原子炉隔離時冷却ポンプ
	(サブプレッションチェンバ) 復水貯蔵タンク	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	原子炉隔離時冷却系の起動に必要な電動弁は、現場において人力による手動操作を可能とすることで、非常用直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		高圧炉心スプレイポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-4-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-4-1-3-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-6-2図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
			第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-4-1-3-2図 【構造図】：第3-6-2図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-1-3-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-1-3-2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		高圧炉心スプレイポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(高圧炉心スプレイ系) 原子炉隔離時冷却系	高圧炉心スプレイポンプ
	(サブプレッションチェンバ) 復水貯蔵タンク	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条 高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サプレッションチェンバ [水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料
高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却		サブプレッションチェンバ [水源]		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(高圧炉心スプレイ系) 原子炉隔離時冷却系	高圧炉心スプレイポンプ
	(サブプレッションチェンバ) 復水貯蔵タンク	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
ほう酸水注入系による進展抑制		ほう酸水注入ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL34800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-3-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (100Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-3-1-3-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-2図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第5-3-1-3-2図 【構造図】：第6-4-2図 (既工事計画書)
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第5-3-1-3-2図
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第5-3-1-3-2図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
ほう酸水注入系による進展抑制		ほう酸水注入ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉保護系 制御棒 制御棒駆動水圧系	ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ほう酸水注入系は、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ほう酸水注入ポンプを非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動することで、アキュムレータにより駆動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットに対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、原子炉建物原子炉棟内の制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
ほう酸水注入系による進展抑制		ほう酸水貯蔵タンク			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-7-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-3 図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-3-1-3-2 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・ほう酸濃度及びタンク水位の確認が可能な設計	【系統図】：第4-4-7-2-1 図 【構造図】：第6-4-3 図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-7-2-1 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-7-2-1 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第60条		常設重大事故等対処設備		参照資料
ほう酸水注入系による進展抑制		ほう酸水貯蔵タンク		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉保護系 制御棒 制御棒駆動水圧系	ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ほう酸水注入系は、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ほう酸水注入ポンプを非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動することで、アキュムレータにより駆動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットに対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、原子炉建物原子炉棟内の制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 逃がし安全弁		常設重大事故等対処設備 逃がし安全弁 [操作対象弁]		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (150℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法5
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-2-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (360kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-2-1-3-4図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第4-2-1-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-2-1-3-4図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-2-1-3-4図 【構造図】：第4-2-1-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-2-1-3-4図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-2-1-3-4図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 逃がし安全弁		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		逃がし安全弁 [操作対象弁]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(逃がし安全弁)	逃がし安全弁 [操作対象弁]
	(逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ)	逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ
電力	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型直流電源設備 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	逃がし安全弁及び逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータは、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備としての安全機能を兼ねる設備であるが、想定される重大事故等時に必要となる個数に対して十分に余裕をもった個数を分散して設置する設計とする。 逃がし安全弁は、中央制御室からの手動操作又は代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）からの信号により作動することで、自動減圧機能による作動に対して多様性を有する設計とする。また、逃がし安全弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）からの給電により作動することで、非常用直流電源設備からの給電による作動に対して多様性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 逃がし安全弁		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (171℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.427MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-2-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (360kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-2-1-3-4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-8図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-2-1-3-4図	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】：第4-2-1-3-4図 【構造図】：第3-2-8図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-2-1-3-4図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-2-1-3-4図
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 逃がし安全弁		常設重大事故等対処設備		逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等 (逃がし安全弁)	重大事故等対処設備 逃がし安全弁 [操作対象弁]
位置的分散を図る対象設備	(逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ)	逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ
電力	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型直流電源設備 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	逃がし安全弁及び逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータは、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備としての安全機能を兼ねる設備であるが、想定される重大事故等時に必要となる個数に対して十分に余裕をもった個数を分散して設置する設計とする。 逃がし安全弁は、中央制御室からの手動操作又は代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) からの信号により作動することで、自動減圧機能による作動に対して多様性を有する設計とする。また、逃がし安全弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) からの給電により作動することで、非常用直流電源設備からの給電による作動に対して多様性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 インターフェイスシステム LOCA 隔離弁		常設重大事故等対処設備 残留熱除去系注水弁		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【弁】 環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL19500 mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [弁] 温度評価手法1, [モータ] 温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【弁】 環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [弁] 圧力評価手法1, [モータ] 圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第4-3-1-2-9, 11図
			放射線 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第4-3-1-3-1~6図
			電磁的障害	・電子部品の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第3-4-7図 (既工事計画書)
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第4-3-1-3-1~6図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な操作空間を確保する設計</li> <li>・防護具, 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて, 確実に作業ができる設計</li> <li>・工具は, 作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計</li> <li>・現場において人力で操作を行う弁は, 手動操作が可能な設計</li> <li>・中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>・制御盤の操作器は, 運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】: 第4-3-1-2-9, 11図 【構造図】: 第3-4-7図 (既工事計画書)
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計</li> <li>・分解点検が可能な設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-3-1-3-1~6図 【構造図】: 第3-4-7図 (既工事計画書)
		第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように, 系統に必要な弁等を設ける設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-3-1-3-1~6図
第5号	悪影響防止 系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-3-1-3-1~6図		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*: 冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作</li> </ul>	【配置図】: 第4-3-1-2-9, 11図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
インターフェイスシステム LOCA 隔離弁		残留熱除去系注水弁			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(残留熱除去系注水弁)	残留熱除去系注水弁
	(低圧炉心スプレイ系注水弁)	低圧炉心スプレイ系注水弁
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 インターフェイスシステム LOCA 隔離弁		常設重大事故等対処設備 低圧炉心スプレイ系注水弁		参照資料			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【弁】 環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤ 設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤ 設計値 ( )</li> </ul>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL19500 mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [弁] 温度評価手法1, [モータ] 温度評価手法2		
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【弁】 環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 ( )</li> </ul>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [弁] 圧力評価手法1, [モータ] 圧力評価手法2		
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境湿度 (100%) ≤ 設計値 ( )</li> </ul>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2		
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第4-4-2-2-2図		
			放射線 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤ 設計値 ( )</li> </ul>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法2		
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—		
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第4-4-2-3-2図		
			電磁的障害	・電子部品の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第3-7-4図 (既工事計画書)		
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>		
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>		
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第4-4-2-3-2図					
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な操作空間を確保する設計</li> <li>・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計</li> <li>・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計</li> <li>・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計</li> <li>・中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】: 第4-4-2-2-2図 【構造図】: 第3-7-4図 (既工事計画書)		
			操作準備				
			操作内容				
			状態確認				
			試験・検査 (検査性, 系統構成等)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計</li> <li>・分解点検が可能な設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-4-2-3-2図 【構造図】: 第3-7-4図 (既工事計画書)
			系統の切替性			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-4-2-3-2図
第5号	悪影響防止	系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-4-2-3-2図			
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—			
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*: 冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作</li> </ul>	【配置図】: 第4-4-2-2-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節				

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
インターフェイスシステム LOCA 隔離弁		低圧炉心スプレイ系注水弁			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(残留熱除去系注水弁)	残留熱除去系注水弁
	(低圧炉心スプレイ系注水弁)	低圧炉心スプレイ系注水弁
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル		常設重大事故等対処設備 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃ (事象初期 100℃)) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL51700 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法8
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7 日間) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震, 風 (台風) 及び積雪による荷重し, 機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水泵			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水泵格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( ) ・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( ) ・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-5-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号と同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には、炭素鋼及びステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第4-4-5-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
		第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-1図		
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図	
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ系	低圧原子炉代替注水ポンプ
	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去ポンプを用いた残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧原子炉代替注水系（常設）は、低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプ及び低圧原子炉代替注水槽は、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置することで、原子炉建物内の低圧炉心スプレイポンプ、残留熱除去ポンプ及びサブプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、残留熱除去系に対しては、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、低圧炉心スプレイ系に対しては、水源から注水先である原子炉圧力容器までの系統全体に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、低圧原子炉代替注水系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水槽[水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-4-5-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し鉄筋コンクリートを使用する設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-5-4-2図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 原子炉の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料
		低圧原子炉代替注水槽[水源]		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ系	低圧原子炉代替注水ポンプ
	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去ポンプを用いた残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧原子炉代替注水系（常設）は、低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプ及び低圧原子炉代替注水槽は、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置することで、原子炉建物内の低圧炉心スプレイポンプ、残留熱除去ポンプ及びサブプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、残留熱除去系に対しては、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、低圧炉心スプレイ系に対しては、水源から注水先である原子炉圧力容器までの系統全体に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、低圧原子炉代替注水系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第5.6-2図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-4-5-3-1図		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第4-4-5-3-1図
	第3項	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-4-5-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
	第4項	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-5-3-2図
第5項	第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-2図
第6項	第6号	設置場所	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
第7項	第7号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-4-5-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第8項	第8号	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による 原子炉の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-4-5-3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-4-5-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ系	低圧原子炉代替注水ポンプ	大量送水車 可搬型ストレーナ
電力	—	—	—
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系及び低圧原子炉代替注水系（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系及び低圧原子炉代替注水系（常設）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする一方で、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧原子炉代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、代替淡水源を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系並びに低圧原子炉代替注水槽を水源とする低圧原子炉代替注水系（常設）に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>大量送水車は、原子炉建物及び原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の低圧炉心スプレイポンプ及び残留熱除去ポンプ並びに低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内の低圧原子炉代替注水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、残留熱除去系に対しては、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、低圧炉心スプレイ系に対しては、水源から注水先である原子炉压力容器までの系統全体に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		可搬型ストレーナ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第5.6-2図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第4-4-5-3-1図
				第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。
第4号		系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1図		
第5号		悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1図	
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号		設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-4-5-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による 原子炉の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ系	低圧原子炉代替注水ポンプ	大量送水車 可搬型ストレナ
電力	－	－	－
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系及び低圧原子炉代替注水系（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系及び低圧原子炉代替注水系（常設）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧原子炉代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、代替淡水源を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系並びに低圧原子炉代替注水槽を水源とする低圧原子炉代替注水系（常設）に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>大量送水車は、原子炉建物及び原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の低圧炉心スプレイポンプ及び残留熱除去ポンプ並びに低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内の低圧原子炉代替注水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、残留熱除去系に対しては、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、低圧炉心スプレイ系に対しては、水源から注水先である原子炉圧力容器までの系統全体に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、低圧原子炉代替注水系（可搬型）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 残留熱除去系（低圧注水モード）による低圧注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図 【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 残留熱除去系（低圧注水モード）による低圧注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ (サブプレッションチェンバ)	重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ サブプレッションチェンバ [水源]
位置的分散を図る対象設備		
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 残留熱除去系（低圧注水モード）による低圧注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図	
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 残留熱除去系（低圧注水モード）による低圧注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉停止時冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図 【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条		常設重大事故等対処設備		参照資料
残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉停止時冷却		残留熱除去ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	(残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）)	残留熱除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉停止時冷却		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-4図
			放射線（機器）	・環境放射線（50kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図 【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条		常設重大事故等対処設備		参照資料
残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉停止時冷却		残留熱除去系熱交換器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
		残留熱除去系熱交換器
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧炉心スプレイ系による低圧注水		常設重大事故等対処設備 低圧炉心スプレイポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-4-2-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-4-2-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-7-2図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-4-2-3-1,2図 【構造図】：第3-7-2図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-2-3-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-2-3-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧炉心スプレイ系による低圧注水		常設重大事故等対処設備 低圧炉心スプレイポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） （低圧炉心スプレイ系）	低圧炉心スプレイポンプ
	（サブプレッションチェンバ）	サブプレッションチェンバ【水源】
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧炉心スプレイ系による低圧注水		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ[水源]		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 残留熱除去系（低圧注水モード）による低圧注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） （低圧炉心スプレイ系）	低圧炉心スプレイポンプ
	（サブプレッションチェンバ）	サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉補機冷却水ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（55℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-6-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-5図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図 【構造図】：第3-8-5図（既工事計画書）
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉補機冷却水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -	
	第3項	共通要因故障防止		・第1項第1号と同じ	-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	-	
第3項		-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機海水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：取水槽 EL1100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-1-1-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	-
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-1-3-3, 4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-6図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	-
		第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-3, 4図 【構造図】：第3-8-6図（既工事計画書）
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-3, 4図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-3, 4図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	-		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉補機海水ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
		-
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機冷却系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（55℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-6-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料（接液部にゴムライニング）及び銅合金材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-4図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図 【構造図】：第3-8-4図（既工事計画書）	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉補機冷却系熱交換器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
		-
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 残存溶融炉心の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水泵			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：低圧原子炉代替注水泵格納槽 EL700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： 【ポンプ】温度評価手法1 【モータ】圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-4-5-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号と同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には、炭素鋼及びステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第4-4-5-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-5-1-4図 【系統図】：第4-4-5-3-1～2図		
第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-1図		
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第4-4-5-1-4図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 残存溶融炉心の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料
		低圧原子炉代替注水ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ系	低圧原子炉代替注水ポンプ
	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去ポンプを用いた残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧原子炉代替注水系（常設）は、低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプ及び低圧原子炉代替注水槽は、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置することで、原子炉建物内の低圧炉心スプレイポンプ、残留熱除去ポンプ及びサブプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、残留熱除去系に対しては、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、低圧炉心スプレイ系に対しては、水源から注水先である原子炉圧力容器までの系統全体に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、低圧原子炉代替注水系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 残存溶融炉心の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水槽[水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-4-5-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し鉄筋コンクリートを使用する設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-5-4-2図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	【配置図】：第4-4-5-1-4図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第62条 低圧原子炉代替注水系（常設）による 残存溶融炉心の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水槽[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（低圧注水モード） 低圧炉心スプレイ系	低圧原子炉代替注水ポンプ
	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去ポンプを用いた残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧原子炉代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧原子炉代替注水系（常設）は、低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプ及び低圧原子炉代替注水槽は、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置することで、原子炉建物内の低圧炉心スプレイポンプ、残留熱除去ポンプ及びサブプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、残留熱除去系に対しては、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、低圧炉心スプレイ系に対しては、水源から注水先である原子炉圧力容器までの系統全体に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、低圧原子炉代替注水系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による 残存溶融炉心の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第9.4-5図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-4-5-3-1図		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第4-4-5-3-1図
	第3項	試験・検査 （検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-4-5-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
	第4項	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-5-3-2図
第5項	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6項	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-4-5-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項			・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による 残存溶融炉心の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-4-5-3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-4-5-1-1図
	第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—	
	第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—	
	第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1
溢水					
火災					
	サボート系	・下表参照	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	大量送水車
		可搬型ストレーナ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による 残存溶融炉心の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第9.4-5図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-5-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第4-4-5-3-1図
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-4-5-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1図
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
	第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-4-5-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節
	第2項		—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第62条 低圧原子炉代替注水系（可搬型）による 残存溶融炉心の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1	
溢水					
火災 サポート系			・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大量送水車 可搬型ストレーナ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	－	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
原子炉補機代替冷却系による除熱		移動式代替熱交換設備			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【熱交換器】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>・【ポンプ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【熱交換器】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の環境条件を考慮</li> </ul>	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
			放射線 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項第6号に同じ</li> </ul>	—
			海水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料及び炭素鋼材料を使用する設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-2図 第4-6-3-4-3図
			電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない</li> </ul>	【構造図】：第4-6-3-4-1図
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる</li> <li>・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-7-別添2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管</li> <li>・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-7-別添1</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
冷却材の性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図			
第2号	操作の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な操作空間を確保する設計</li> <li>・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計</li> <li>・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能</li> <li>・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第4-6-3-3-1図		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</li> <li>・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。</li> <li>・分解点検又は取替が可能な設計とする。</li> <li>・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-2図 第4-6-3-4-3図		
第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-2図 第4-6-3-3-3図 第4-6-3-3-4図		
第5号	悪影響防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-2図 第4-6-3-3-3図 第4-6-3-3-4図		
	内部発生飛散物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-10</li> </ul>		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv                      注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 +全交流動力電源喪失時の屋外現場操作</li> </ul>	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重大事故等対処設備に対する条項</li> </ul>	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条 原子炉補機代替冷却系による除熱		可搬型重大事故等対処設備 移動式代替熱交換設備		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-6-3-3-2図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備 移動式代替熱交換設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	格納容器フィルタベント系	大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレーナ
電力	非常用交流電源設備	—	常設代替交流電源設備
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	—	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性及び独立性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉補機代替冷却系は、格納容器フィルタベント系に対して、除熱手段の多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物及び格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプ並びに原子炉建物外の格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原子炉補機海水系に対して独立性を有するとともに、移動式代替熱交換設備から屋外の接続口を介した原子炉補機冷却系配管との合流点までの系統について、原子炉補機冷却系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、大型送水ポンプ車から屋内の接続口を介した原子炉補機冷却系配管との合流点までの系統について、原子炉補機冷却系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉補機代替冷却系は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料			
原子炉補機代替冷却系による除熱		大型送水ポンプ車					
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1		
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1		
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1		
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図		
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3		
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—		
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-5図		
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第4-6-3-4-4図		
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3		
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-6-3-3-1図				
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図 【系統図】：第4-6-3-3-1図	
				第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-5図
				第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図
第5号				悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図
					内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
第6号				設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—				

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条 原子炉補機代替冷却系による除熱		可搬型重大事故等対処設備 大型送水ポンプ車		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	格納容器フィルタベント系	移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレーナ
電力	非常用交流電源設備	—	常設代替交流電源設備
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	—	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性及び独立性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉補機代替冷却系は、格納容器フィルタベント系に対して、除熱手段の多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物及び格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプ並びに原子炉建物外の格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原子炉補機海水系に対して独立性を有するとともに、移動式代替熱交換設備から屋外の接続口を介した原子炉補機冷却系配管との合流点までの系統について、原子炉補機冷却系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、大型送水ポンプ車から屋内の接続口を介した原子炉補機冷却系配管との合流点までの系統について、原子炉補機冷却系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉補機代替冷却系は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
原子炉補機代替冷却系による除熱		移動式代替熱交換設備ストレーナ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-6-3-4-1図 第4-6-3-4-6図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-6図	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条 原子炉補機代替冷却系による除熱		可搬型重大事故等対処設備 移動式代替熱交換設備ストレーナ		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備 移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレーナ
位置的分散を図る 対象設備	原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	格納容器フィルタベント系	常設代替交流電源設備
電力	非常用交流電源設備	－	－
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	－	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性及び独立性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉補機代替冷却系は、格納容器フィルタベント系に対して、除熱手段の多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物及び格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプ並びに原子炉建物外の格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原子炉補機海水系に対して独立性を有するとともに、移動式代替熱交換設備から屋外の接続口を介した原子炉補機冷却系配管との合流点までの系統について、原子炉補機冷却系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、大型送水ポンプ車から屋内の接続口を介した原子炉補機冷却系配管との合流点までの系統について、原子炉補機冷却系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉補機代替冷却系は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備 第1ベントフィルタスクラバ容器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-3-2-1-7 図
			放射線(機器)	・環境放射線(1.4MGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-3-2-2-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-3 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-3-2-2-2 図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第4-3-2-2-2 図 【構造図】：第8-3-5-1-4-3 図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-2-2-2 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-2-2-2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せず最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-3-2-1-7 図
			放射線(機器)	・環境放射線(290kGy/7日間) ≤ 設計値( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-3-2-2-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-4 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第4-3-2-2-2 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計 ・銀ゼオライトの性能試験が可能な設計	【系統図】：第4-3-2-2-2 図 【構造図】：第8-3-5-1-4-4 図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-2-2-2 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-2-2-2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	-	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-5-1-4-2図 【配置図】：第8-3-5-1-2-11図
			放射線（機器）	・環境放射線（62Gy/7日間） ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	【系統図】：第4-3-2-2-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-2図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪の影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	—（考慮不要）	【系統図】：第4-3-2-2-2図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	—（操作不要）	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・取替が可能な設計	【系統図】：第4-3-2-2-2図 【構造図】：第8-3-5-1-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-3-2-2-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-2-2-2図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	—（操作不要）	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料
		圧力開放板		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	-	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備 遠隔手動弁操作機構		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(55℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 15300, EL 23800, EL 34800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3図
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能の確認が可能な設計 ・分解点検が可能な設計 ・規定トルクによる開閉試験が可能な設計	－	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	(設置許可系統図) 第9.3-3図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第9.3-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋内現場操作	(設置許可系統図) 第9.3-3図 ・VI-1-1-7 第2.3項	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		遠隔手動弁操作機構			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式室素供給装置			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-3-4-1-1図
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第4-3-2-2-1,2図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図
			荷重	・地震、風(台風)及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪の影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散保管 ・地震により生じる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災の波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第4-3-2-2-1,2図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作による操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【系統図】：第4-3-2-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図 【配置図】：第4-3-2-1-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検又は取替が可能な設計 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】：第4-3-2-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-2-2-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とするにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【系統図】：第4-3-2-2-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-3-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3項	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式窒素供給装置			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式等を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・複数の系統での接続方式の統一を図った設計	【系統図】：第4-3-2-2-1, 2 図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1, 2 図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉停止時冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図 【構造図】：第3-4-4図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉停止時冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9	
		火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	(残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード))	残留熱除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉停止時冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-4図
			放射線（機器）	・環境放射線（50kGy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要） －	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図 【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉停止時冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去系熱交換器		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード))	重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器
位置的分散を図る対象設備		
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器スプレイ冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図 【構造図】：第3-4-4図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器スプレイ冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（格納容器冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器スプレイ冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-4図
			放射線（機器）	・環境放射線（50kGy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図 【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器スプレイ冷却		常設重大事故等対処設備 残留熱除去系熱交換器		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（格納容器冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ [水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器スプレイ冷却		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ[水源]		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図	
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器スプレイ冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(残留熱除去系（格納容器冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 残留熱除去系（サブプレッションプール 水冷却モード）によるサブプレッション プール水の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図 【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションプール水の冷却		残留熱除去ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
		(残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）)
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器
		サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 残留熱除去系（サブプレッションプール 水冷却モード）によるサブプレッション プール水の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-3-1-1-4図
			放射線（機器）	・環境放射線（50kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図 【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-3-1-3-1～6図
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションプール水の冷却		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 残留熱除去系（サブプレッションプール 水冷却モード）によるサブプレッション プール水の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1（既工事計画書）図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1（既工事計画書）図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	【構造図】：第7-1-1（既工事計画書）図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1（既工事計画書）図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図	
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 残留熱除去系（サブプレッションプール 水冷却モード）によるサブプレッション プール水の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料
		サブプレッションチェンバ[水源]		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ [水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機冷却水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（55℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-6-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-5図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図 【構造図】：第3-8-5図（既工事計画書）	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉補機冷却水ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・-
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
		-
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機海水ポンプ		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：取水槽 EL1100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-1-1-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	-
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-6図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	-	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図 【構造図】：第3-8-6図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	-	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉補機海水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
		—
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機冷却系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（55℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-6-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料（接液部にゴムライニング）及び銅合金材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-4図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図 【構造図】：第3-8-4図（既工事計画書）
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉補機冷却系熱交換器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9	
		火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容		-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 高圧炉心スプレィ補機冷却系（高圧炉心スプレィ補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )</li> <li>・【モータ】 環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第4-6-2-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第11-4-3図 (既工事計画書)
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
		冷却材の性状	— (考慮不要)	・VI-1-4-3	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計</li> <li>・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計</li> <li>・分解点検が可能な設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図 【構造図】：第11-4-3図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切替せずに使用可能な設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図	
		内部発生飛散物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計</li> </ul>	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
高圧炉心スプレイ補機冷却系（高圧炉心スプレイ補機海水系を含む。）		高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(高圧炉心スプレイ補機冷却系)	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ
		高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ
		高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 高圧炉心スプレイ補機冷却系（高圧炉心スプレイ補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/></li> <li>・【モータ】環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：取水槽 EL1100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [ポンプ] 温度評価手法1, [モータ] 温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/></li> <li>・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の環境条件を考慮</li> </ul>	【配置図】：第4-6-2-1-3図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項第6号に同じ</li> </ul>	-
			海水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス鋼材料を使用する設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図
			電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁波の影響を受けない</li> </ul>	【構造図】：第11-4-4図（既工事計画書）
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
冷却材の性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-4-3</li> </ul>			
第2号	操作の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	-		
第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計</li> <li>・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計</li> <li>・分解点検が可能な設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図 【構造図】：第11-4-4図（既工事計画書）		
第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切替せずに使用可能な設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図		
第5号	悪影響防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図		
	内部発生飛散物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-10</li> </ul>		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計</li> </ul>	-		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
高圧炉心スプレィ補機冷却系（高圧炉心スプレィ補機海水系を含む。）		高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(高圧炉心スプレィ補機冷却系)	高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ
		高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ
		高圧炉心スプレィ補機冷却系熱交換器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 高圧炉心スプレイ補機冷却系（高圧炉心スプレイ補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-6-2-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・常時海水を海水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料及び銅合金材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第11-4-3図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図 【構造図】：第11-4-3図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-2-3-1,2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
高圧炉心スプレィ補機冷却系（高圧炉心スプレィ補機海水系を含む。）		高圧炉心スプレィ補機冷却系熱交換器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(高圧炉心スプレィ補機冷却系)	高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ
		高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ
		高圧炉心スプレィ補機冷却系熱交換器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機冷却水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（55℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-6-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-5図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図 【構造図】：第3-8-5図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉補機冷却水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容		—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉補機海水ポンプ			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：取水槽 EL1100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-1-1-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	-
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-6図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	-
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図 【構造図】：第3-8-6図（既工事計画書）
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-3,4図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	-	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉補機海水ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
		-
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備 原子炉補機冷却系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（55℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL15300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第4-6-1-1-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料（接液部にゴムライニング）及び銅合金材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-8-4図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図 【構造図】：第3-8-4図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-1-3-1,2図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉補機冷却系熱交換器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(原子炉補機冷却系)	原子炉補機冷却水ポンプ
		原子炉補機海水ポンプ
		原子炉補機冷却系熱交換器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>【熱交換器】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>【ポンプ】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>【モータ】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>【熱交換器】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>【ポンプ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>【モータ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の環境条件を考慮</li> </ul>	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
			放射線 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項第6号に同じ</li> </ul>	—
			海水	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料及び炭素鋼材料を使用する設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-2図 第4-6-3-4-3図
			電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない</li> </ul>	【構造図】：第4-6-3-4-1図
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる</li> <li>積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-7-別添2</li> <li>VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管</li> <li>地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管</li> <li>火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定</li> <li>溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-7-別添1</li> <li>VI-1-1-8</li> <li>VI-1-1-9</li> </ul>
	冷却材の性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図		
	第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計</li> <li>必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能</li> <li>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第4-6-3-3-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</li> <li>他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。</li> <li>分解点検又は取替が可能な設計とする。</li> <li>車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-2図 第4-6-3-4-3図	
	第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等設ける設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-2図 第4-6-3-3-3図 第4-6-3-3-4図	
第5号	悪影響防止	系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
	内部発生飛散物	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービンサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-10</li> </ul>		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作</li> </ul>	【配置図】：第4-6-3-1-1図 VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設重大事故等対処設備に対する条項</li> </ul>	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・ 簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・ 発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計 【系統図】：第4-6-3-3-2図 【構造図】：第4-6-3-4-1図	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・ 建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計 【配置図】：第4-6-3-1-1図	
		第4号	設置場所	・ 第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・ 第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・ 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・ VI-1-1-7-別添1	
		共通要因故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・ 地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・ 生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計 ・ VI-1-1-3 ・ VI-1-1-7-別添1 ・ VI-1-1-7-別添2	
			溢水	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・ VI-1-1-9	
			火災	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・ 火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・ VI-1-1-8	
	サポート系	・ 下表参照	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器 移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレーナ サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との隔離を考慮した設計とする。残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-5図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第4-6-3-4-4図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-6-3-3-1図		
	第2項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図 【系統図】：第4-6-3-3-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-5図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・ 簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・ 発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計 【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・ 建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計 【配置図】：第4-6-3-1-1図	
		第4号	設置場所	・ 第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・ 第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・ 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・ VI-1-1-7-別添1	
		共通要因故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・ 地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・ 生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計 ・ VI-1-1-3 ・ VI-1-1-7-別添1 ・ VI-1-1-7-別添2	
			溢水	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・ VI-1-1-9	
			火災	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・ 火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・ VI-1-1-8	
	サポート系	・ 下表参照	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器 移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレーナ サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との隔離を考慮した設計とする。残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備ストレーナ			
第54条	第1項	第1号	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-6-3-4-1図 第4-6-3-4-6図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-6図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 +全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備ストレナー			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
		共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器 移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレナー サブプレッションチェーンバ[水源]
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との隔離を考慮した設計とする。残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェーンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの 除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		移動式代替熱交換設備				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>【熱交換器】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>【ポンプ】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> <li>【モータ】 環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1	
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>【熱交換器】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>【ポンプ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> <li>【モータ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1	
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1	
			屋外天候	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の環境条件を考慮</li> </ul>	【配置図】: 第4-6-3-1-1図 【構造図】: 第4-6-3-4-1図	
			放射線 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )</li> </ul>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項第6号に同じ</li> </ul>	—	
			海水	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料及び炭素鋼材料を使用する設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-6-3-3-1図 【構造図】: 第4-6-3-4-2図 第4-6-3-4-3図	
			電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない</li> </ul>	【構造図】: 第4-6-3-4-1図	
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる</li> <li>積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-7-別添2</li> <li>VI-1-1-3</li> </ul>	
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管</li> <li>地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管</li> <li>火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定</li> <li>溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-7-別添1</li> <li>VI-1-1-8</li> <li>VI-1-1-9</li> </ul>	
冷却材の性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナを設置</li> </ul>	【系統図】: 第4-6-3-3-1図				
第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計</li> <li>必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能</li> <li>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】: 第4-6-3-1-1図 【構造図】: 第3-2-2-4-1図 【系統図】: 第4-6-3-3-1図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</li> <li>他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。</li> <li>分解点検又は取替が可能な設計とする。</li> <li>車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	【系統図】: 第4-6-3-3-1図 【構造図】: 第4-6-3-4-2図 第4-6-3-4-3図	
			系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等設ける設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-6-3-3-2図 第4-6-3-3-3図 第4-6-3-3-4図	
			悪影響防止	系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	【系統図】: 第4-6-3-3-1図
				内部発生飛散物	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-10</li> </ul>
			設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*: 冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作</li> </ul>	【配置図】: 第4-6-3-1-1図 VI-1-1-7 第2.3節	
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設重大事故等対処設備に対する条項</li> </ul>	—				

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-6-3-3-2図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系 (燃料プール冷却及び補給) (燃料プール冷却系)	燃料プール冷却ポンプ
		燃料プール冷却系熱交換器
		移動式代替熱交換設備
		大型送水ポンプ車
		移動式代替熱交換設備ストレート
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>燃料プール冷却ポンプ及び燃料プール冷却系熱交換器は、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器と異なる区画に設置することで、残留熱除去ポンプ及び熱交換器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系で使用する原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系に対して、多様性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-5図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第4-6-3-4-4図
			荷重	・地震, 風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し, 機能を損なわない設計とするとともに, 必要により当該設備の落下防止, 転倒防止, 固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し, 火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため, ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-6-3-3-1図		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具, 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬, 移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは, 運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続, フランジ接続又はより簡便な接続方式等により, 確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図 【系統図】：第4-6-3-3-1図
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-5図
	第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように, 系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項		—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-4図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-6-3-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系 (燃料プール冷却及び補給) (燃料プール冷却系)	燃料プール冷却ポンプ
		燃料プール冷却系熱交換器
		移動式代替熱交換設備
		大型送水ポンプ車
		移動式代替熱交換設備ストレーナ
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>燃料プール冷却ポンプ及び燃料プール冷却系熱交換器は、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器と異なる区画に設置することで、残留熱除去ポンプ及び熱交換器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料プール冷却系で使用する原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系に対して、多様性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの 除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備ストレーナ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-6-3-1-1図 【構造図】：第4-6-3-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には炭素鋼材料を使用する設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-6-3-4-1図 第4-6-3-4-6図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-6-3-3-1図 【構造図】：第4-6-3-4-6図
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-6-3-3-1図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-6-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項		—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第69条 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		移動式代替熱交換設備ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系 (燃料プール冷却及び補給) (燃料プール冷却系)	燃料プール冷却ポンプ
		燃料プール冷却系熱交換器
		移動式代替熱交換設備
		大型送水ポンプ車
		移動式代替熱交換設備ストレーナ
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料プール冷却ポンプ及び燃料プール冷却系熱交換器は、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器と異なる区画に設置することで、残留熱除去ポンプ及び熱交換器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 燃料プール冷却系で使用する原子炉補機代替冷却系は、原子炉補機冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、移動式代替熱交換設備を常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する原子炉補機冷却系に対して、多様性を有する設計とし、大型送水ポンプ車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却系に対して多様性を有する設計とする。 原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、原子炉建物から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-5-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し鉄筋コンクリートを使用する設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-5-4-2図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図 【構造図】：第4-4-5-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-5-3-1～2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	【配置図】：第4-4-5-1-4図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (サブプレッションチェンバ) (復水貯蔵タンク)	重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽 サブプレッションチェンバ ほう酸水貯蔵タンク
位置的分散を図る対象設備	—	—
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第7-1-1 (既工事計画書) 図	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (サブプレッションチェンバ) (復水貯蔵タンク)	重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽 サブプレッションチェンバ ほう酸水貯蔵タンク
位置的分散を図る 対象設備	—	—
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 ほう酸水貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-7-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-3図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-3-1-3-2図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・ほう酸濃度及びタンク水位の確認が可能な設計	【系統図】：第4-4-7-2-1図 【構造図】：第6-4-3図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-7-2-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-7-2-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	【系統図】：第4-4-7-2-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 ほう酸水貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (サブプレッションチェンバ) (復水貯蔵タンク)	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	低圧原子炉代替注水槽 サブプレッションチェンバ ほう酸水貯蔵タンク
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	（設置許可配置図）第5.7-12図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】 放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	—
			荷重	・地震、風（台風）、積雪及び火山による降灰荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計	・V-1-1-7-別添2 ・V-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・V-1-1-7-別添1 ・V-1-1-8 ・V-1-1-9
		冷却材の性状	—（考慮不要）	—	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	—（操作不要）	—	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	（設置許可配置図）第5.7-12図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可配置図）第5.7-12図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	—（操作不要）	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第71条 重大事故等収束のための水源		常設重大事故等対処設備 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・V-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・V-2 ・V-1-1-3
		溢水	—（溢水による影響なし）	・V-1-1-9	
		火災	・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・V-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	構内監視カメラ* (構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）)	構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）
電力	非常用ディーゼル発電設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用ディーゼル発電設備に対して常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

注記\*：固体廃棄物貯蔵所C棟屋上に設置する構内監視カメラ

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第71条 水の供給		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		大量送水車				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-4-8-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第4-4-8-2-1図 【構造図】：第3-2-2-4-2図	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第4-4-8-2-1図				
第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-8-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第4-4-8-2-1図	
			第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-4-8-2-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
			第4号 系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第4-4-8-2-2図	
			第5号 悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-8-2-2図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
			第6号 設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 +全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-4-8-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第71条 水の供給		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第4-4-8-2-2図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第4-4-8-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	大量送水車 可搬型ストレーナ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	大量送水車は、屋外の複数の異なる場所に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第71条 水の供給		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレート			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第4-4-8-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	【系統図】：第4-4-8-2-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第4-4-8-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第4-4-8-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第4-4-8-2-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-8-2-1図
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-8-2-1図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第4-4-8-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項			・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第71条 水の供給		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレート			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	－

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	大量送水車 可搬型ストレート
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	大量送水車は、屋外の複数の異なる場所に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉压力容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉格納容器 EL15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第1-3-4図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料及びニッケル合金を使用する設計	【構造図】：第4-3-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-3-1図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする	【構造図】：第4-3-1図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉圧力容器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉圧力容器)	原子炉圧力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	—	原子炉建物原子炉棟
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

— 重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉格納容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第1-3-9図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・淡水だけでなく海水も使用することから、海水の影響を考慮した炭素鋼材料を使用する設計	【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする ・全体漏えい率試験が可能な設計とする	【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉格納容器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉圧力容器)	原子炉圧力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	—	原子炉建物原子炉棟
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	[検出器]環境温度（66℃）≦設計値 [ ] [代替制御棒挿入機能用電磁弁]環境温度（66℃）≦設計値 [ ] [盤]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]	【設置場所】：[検出器]原子炉建物原子炉棟 EL15300mm [代替制御棒挿入機能用電磁弁]原子炉建物原子炉棟 EL23800mm [盤]制御室建物 EL16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]温度評価手法2 [代替制御棒挿入機能用電磁弁][盤]温度評価手法1
			圧力	[検出器]環境圧力（大気圧相当）≦設計値 [ ] [代替制御棒挿入機能用電磁弁]環境圧力（大気圧相当）≦設計値 [ ] [盤]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]圧力評価手法2 [代替制御棒挿入機能用電磁弁]圧力評価手法1 [盤]圧力評価手法1
			湿度	[検出器]環境湿度（90%）≦設計値 [ ] [代替制御棒挿入機能用電磁弁]環境湿度（90%）≦設計値 [ ] [盤]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]湿度評価手法3 [代替制御棒挿入機能用電磁弁][盤]湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	[検出器]環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 [ ] [代替制御棒挿入機能用電磁弁]環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 [ ] [盤]環境放射線（66Gy/7日間）≦設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]放射線評価手法1 [代替制御棒挿入機能用電磁弁]放射線評価手法2 [盤]放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	[検出器][盤] ・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない [代替制御棒挿入機能用電磁弁] ・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	[検出器][代替制御棒挿入機能用電磁弁] －（操作不要） [盤] ・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作者は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作試験が可能な設計	【回路図】：第5-5-1 図	
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで、原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計 ・A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉保護系の電源と電気的に分離することで、原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所		[検出器][代替制御棒挿入機能用電磁弁] －（操作不要） [盤] ・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	[検出器][代替制御棒挿入機能用電磁弁]－ [盤] ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料
		A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-5-2
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉保護系	A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）
		制御棒
		制御棒駆動機構
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット
電力	非常用ディーゼル発電設備	非常用直流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の論理回路の電源は、非常用直流電源設備から給電することで、非常用ディーゼル発電設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、原子炉保護系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉保護系の電源と電氣的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		制御棒			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL20600mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第1-3-9 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (360kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-2-2 図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする	【構造図】：第6-2-2 図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、ほかの設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第6, 7-1 図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		制御棒			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉保護系	A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）
		制御棒
		制御棒駆動機構
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット
電力	非常用ディーゼル発電設備	非常用直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の論理回路の電源は、非常用直流電源設備から給電することで、非常用ディーゼル発電設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、原子炉保護系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉保護系の電源と電氣的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		制御棒駆動機構			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL12500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.427MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第1-3-9 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (263kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-3-1 図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第5-2-2-1-3-1～2 図 【構造図】：第6-3-1 図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第5-2-2-1-3-1～2 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、ほかの設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第5-2-2-1-3-1～2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		制御棒駆動機構			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉保護系	A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）
		制御棒
		制御棒駆動機構
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット
電力	非常用ディーゼル発電設備	非常用直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の論理回路の電源は、非常用直流電源設備から給電することで、非常用ディーゼル発電設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、原子炉保護系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉保護系の電源と電氣的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-2-2-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-2-2-1-3-1～2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-1-4 図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・分解点検が可能な設計	【構造図】：第4-1-4 図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第5-2-2-1-3-1～2 図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、ほかの設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第5-2-2-1-3-1～2 図
		内部発生飛散物		－ (内部発生飛散物による影響なし)	－
	第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉保護系	A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）
		制御棒
		制御棒駆動機構
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット
電力	非常用ディーゼル発電設備	非常用直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の論理回路の電源は、非常用直流電源設備から給電することで、非常用ディーゼル発電設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、原子炉保護系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉保護系の電源と電氣的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による 原子炉出力抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	[検出器]環境温度（66℃）≤設計値 <input type="text"/> [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器]環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/> [盤]環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：[検出器]原子建物原子炉棟 EL15300mm [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器]原子炉建物付属棟 EL23800mm [盤]制御室建物 EL16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]温度評価手法2 [原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置][盤]温度評価手法1
			圧力	[検出器]環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/> [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器]環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/> [盤]環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]圧力評価手法2 [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器][盤]圧力評価手法1
			湿度	[検出器]環境湿度（90%）≤設計値 <input type="text"/> [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器]環境湿度（85%）≤設計値 <input type="text"/> [盤]環境湿度（85%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]湿度評価手法3 [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器][盤]湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	[検出器]環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/> [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器]環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/> [盤]環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[検出器]放射線評価手法1 [原子炉再循環ポンプトリップ遮断器][盤]放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	[検出器][原子炉再循環ポンプトリップ遮断器][盤] ・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計	【回路図】：第5-5-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）は、検出器から原子炉再循環ポンプトリップ遮断器まで原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計 ・A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）は、原子炉保護系の電源と電気的に分離することで、原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	[検出器][原子炉再循環ポンプトリップ遮断器] －（操作不要） [盤] ・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による 原子炉出力抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-2
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉保護系 制御棒 制御棒駆動水圧系	ATWS緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)
電力	非常用ディーゼル発電設備	非常用直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）の論理回路の電源は、非常用直流電源設備から給電することで、非常用ディーゼル発電設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）は、検出器から原子炉再循環ポンプトリップ遮断器まで原子炉保護系に対して独立した構成とすることで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）は、原子炉保護系の電源と電気的に分離することで、原子炉保護系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 ほう酸水注入		常設重大事故等対処設備 ほう酸水注入ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL34800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-3-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (100Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-3-1-3-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-2図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作者は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第5-3-1-3-2図 【構造図】：第6-4-2図 (既工事計画書)
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第5-3-1-3-2図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第5-3-1-3-2図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 ほう酸水注入		常設重大事故等対処設備 ほう酸水注入ポンプ		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉保護系	ほう酸水注入ポンプ
	制御棒 制御棒駆動水圧系	ほう酸水貯蔵タンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>ほう酸水注入系は、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ほう酸水注入ポンプを非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動することで、アキュムレータにより駆動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットに対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、原子炉建物原子炉棟内の制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 ほう酸水注入		常設重大事故等対処設備 ほう酸水貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第4-4-7-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-3 図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-3-1-3-2 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・ほう酸濃度及びタンク水位の確認が可能な設計	【系統図】：第4-4-7-2-1 図 【構造図】：第6-4-3 図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第4-4-7-2-1 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第4-4-7-2-1 図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 ほう酸水注入		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ほう酸水貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉保護系	ほう酸水注入ポンプ
	制御棒 制御棒駆動水圧系	ほう酸水貯蔵タンク
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>ほう酸水注入系は、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ほう酸水注入ポンプを非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動することで、アキュムレータにより駆動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットに対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、原子炉建物原子炉棟内の制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 出力急上昇の防止		常設重大事故等対処設備 自動減圧起動阻止スイッチ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：中央制御室建物 EL16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間） ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計	【回路図】：第5-5-3図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・自動減圧起動阻止スイッチは、代替自動減圧起動阻止スイッチと分離することで代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 出力急上昇の防止		常設重大事故等対処設備 自動減圧起動阻止スイッチ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-5-3
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	自動減圧系	自動減圧起動阻止スイッチ 代替自動減圧起動阻止スイッチ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去ポンプ又は低圧炉心スプレイポンプ運転の場合に、ドライウェル圧力高信号を必要とせず、発電用原子炉の自動減圧を行うことが可能な設計とし、自動減圧系の論理回路に対して異なる作動論理とすることで可能な限り多様性を有する設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、自動減圧系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、自動減圧系の制御盤と位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 出力急上昇の防止		常設重大事故等対処設備 代替自動減圧起動阻止スイッチ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：中央制御室建物 EL16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	環境放射線（6Gy/7日間） ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計	【回路図】：第5-5-3図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・自動減圧起動阻止スイッチは、代替自動減圧起動阻止スイッチと分離することで自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第59条 出力急上昇の防止		常設重大事故等対処設備 代替自動減圧起動阻止スイッチ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-5-3
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る 対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	自動減圧系	自動減圧起動阻止スイッチ 代替自動減圧起動阻止スイッチ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去ポンプ又は低圧炉心スプレイポンプ運転の場合に、ドライウェル圧力高信号を必要とせず、発電用原子炉の自動減圧を行うことが可能な設計とし、自動減圧系の論理回路に対して異なる作動論理とすることで可能な限り多様性を有する設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、自動減圧系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、自動減圧系の制御盤と位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉減圧の自動化 ※ 自動減圧機能付き逃がし安全弁のみ		常設重大事故等対処設備 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	[検出器] 環境温度 (66℃) ≤ 設計値 [ ] [盤] 環境温度 (40℃) ≤ 設計値 [ ]	【設置場所】: [検出器]原子炉建物 原子炉棟 EL15300mm [盤]制御室建物 EL16900mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [検出器]温度評価手法2 [盤]温度評価手法1
			圧力	[検出器] 環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 [ ] [盤] 環境圧力 (大気圧) ≤ 設計値 [ ]	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [検出器]圧力評価手法2 [盤]圧力評価手法1
			湿度	[検出器] 環境湿度 (100%) ≤ 設計値 [ ] [盤] 環境湿度 (85%) ≤ 設計値 [ ]	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [検出器]湿度評価手法3 [盤]湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	—
			放射線 (機器)	[検出器] 環境放射線 (470Gy/7日間) ≤ 設計値 [ ] [盤] 環境放射線 (6Gy/7日間) ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [検出器]放射線評価手法1 [盤]放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	[検出器] [盤] ・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計	【回路図】: 第5-5-3図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) の論理回路は、自動減圧系とは別の制御盤に収納することで、自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計 ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) は、原子炉水位低 (レベル1) の検出器及び残留熱除去ポンプ又は低圧炉心スプレイポンプの遮断器からの入力信号を自動減圧系と共用するが、自動減圧系と電気的な隔離装置を用いて信号を分離することで、自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計 ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) は、他の設備と電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉減圧の自動化 ※ 自動減圧機能付き逃がし安全弁のみ		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-5-2
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	自動減圧系	代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）
		自動減圧起動阻止スイッチ
		代替自動減圧起動阻止スイッチ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去ポンプ又は低圧炉心スプレイポンプ運転の場合に、ドライウェル圧力高信号を必要とせず、発電用原子炉の自動減圧を行うことが可能な設計とし、自動減圧系の論理回路に対して異なる作動論理とすることで可能な限り多様性を有する設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、自動減圧系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、自動減圧系の制御盤と位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉減圧の自動化 ※ 自動減圧機能付き逃がし安全弁のみ		常設重大事故等対処設備 自動減圧起動阻止スイッチ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：中央制御室建物 EL16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間） ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計	【回路図】：第5-5-3図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・自動減圧起動阻止スイッチは、代替自動減圧起動阻止スイッチと分離することで代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉減圧の自動化 ※ 自動減圧機能付き逃がし安全弁のみ		常設重大事故等対処設備		参照資料
		自動減圧起動阻止スイッチ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-5-3
		第2号	共用の禁止	・ 共用しない設計 ・ -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・ 地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
		サポート系	・ 下表参照 ・ -	
第3項	-	・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	自動減圧系	自動減圧起動阻止スイッチ
		代替自動減圧起動阻止スイッチ
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去ポンプ又は低圧炉心スプレイポンプ運転の場合に、ドライウェル圧力高信号を必要とせず、発電用原子炉の自動減圧を行うことが可能な設計とし、自動減圧系の論理回路に対して異なる作動論理とすることで可能な限り多様性を有する設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、自動減圧系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、自動減圧系の制御盤と位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉減圧の自動化 ※ 自動減圧機能付き逃がし安全弁のみ		常設重大事故等対処設備 代替自動減圧起動阻止スイッチ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：中央制御室建物 EL16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間） ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計	【回路図】：第5-5-3図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・自動減圧起動阻止スイッチは、代替自動減圧起動阻止スイッチと分離することで自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 原子炉減圧の自動化 ※ 自動減圧機能付き逃がし安全弁のみ		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		代替自動減圧起動阻止スイッチ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-5-3
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	自動減圧系	自動減圧起動阻止スイッチ
		代替自動減圧起動阻止スイッチ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去ポンプ又は低圧炉心スプレイポンプ運転の場合に、ドライウェル圧力高信号を必要とせず、発電用原子炉の自動減圧を行うことが可能な設計とし、自動減圧系の論理回路に対して異なる作動論理とすることで可能な限り多様性を有する設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）は、自動減圧系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、自動減圧系の制御盤と位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
逃がし安全弁窒素ガス供給系		逃がし安全弁窒素ガスポンプ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2	
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-6-1-1-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-6-1-3-1～2 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第5-6-1-4-1 図	
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第5-6-1-3-1～2 図			
	第2項	第2号	操作性の確実性	操作環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計</li> <li>工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計</li> <li>人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計</li> <li>必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能</li> <li>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続またはより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】：第5-6-1-1-1 図 【構造図】：第5-6-1-4-1 図 【系統図】：第5-6-1-3-1～2 図
				操作準備		
				操作内容		
				状態確認		
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする</li> <li>他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする</li> <li>規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする</li> </ul>	【系統図】：第5-6-1-3-1～2 図 【構造図】：第5-6-1-4-1 図		
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第5-6-1-3-1～2 図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第5-6-1-3-1～2 図		
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の最大被ばく線量を下回る</li> <li>現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv</li> <li>注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作</li> </ul>	【配置図】：第5-6-1-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節			
第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条 逃がし安全弁窒素ガス供給系		可搬型重大事故等対処設備	参照資料		
		逃がし安全弁用窒素ガスポンペ			
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	・逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス喪失時の減圧設備との接続は、専用の接続方式とし、容易かつ確実に接続が可能な設計	【系統図】：第5-6-1-3-1~2図	
		第3号 異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－	
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ。	－	
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－	
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の往路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
	第7項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	－

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(アキュムレータ)	逃がし安全弁用窒素ガスポンペ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	逃がし安全弁用窒素ガスポンペは、予備のポンペも含めて、付属棟に分散して保管及び設置することで、原子炉格納容器内の逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口水素濃度			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (0.16kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	操作の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計</li> <li>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計</li> <li>中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-5-1 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口水素濃度			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建物等内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器水素濃度（S A）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-5図
			放射線（機器）	・環境放射線（1.5kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器水素濃度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	格納容器水素濃度	格納容器水素濃度（SA）
	（格納容器水素濃度）	格納容器水素濃度（B系）
	格納容器酸素濃度	格納容器酸素濃度（SA）
	（格納容器酸素濃度）	格納容器酸素濃度（B系）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>格納容器水素濃度（SA）は、格納容器水素濃度と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる冷却方式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器水素濃度（SA）は、格納容器水素濃度と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、検出器の設置箇所の位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、格納容器水素濃度（SA）は非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器水素濃度（B系）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（45℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（90%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-6図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.0kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器水素濃度（B系）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	格納容器水素濃度	格納容器水素濃度（SA）
	（格納容器水素濃度）	格納容器水素濃度（B系）
	格納容器酸素濃度	格納容器酸素濃度（SA）
	（格納容器酸素濃度）	格納容器酸素濃度（B系）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	原子炉補機冷却系	原子炉補機代替冷却系
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	格納容器水素濃度（B系）は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 また、サンプリングガスの冷却に必要な冷却水は、原子炉補機冷却系に対して多様性を有する原子炉補機代替冷却系から供給が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-5図
			放射線（機器）	・環境放射線（0.92kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（S A）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	格納容器水素濃度	格納容器水素濃度（S A）
	（格納容器水素濃度）	格納容器水素濃度（B系）
	格納容器酸素濃度	格納容器酸素濃度（S A）
	（格納容器酸素濃度）	格納容器酸素濃度（B系）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>格納容器酸素濃度（S A）は、格納容器酸素濃度と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる冷却方式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器酸素濃度（S A）は、格納容器酸素濃度と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、検出器の設置箇所の位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、格納容器酸素濃度（S A）は非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（B系）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（45℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（90%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-6図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.1kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 水素濃度及び酸素濃度の監視		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（B系）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	格納容器水素濃度	格納容器水素濃度（SA）
	（格納容器水素濃度）	格納容器水素濃度（B系）
	格納容器酸素濃度	格納容器酸素濃度（SA）
	（格納容器酸素濃度）	格納容器酸素濃度（B系）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	原子炉補機冷却系	原子炉補機代替冷却系
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	格納容器酸素濃度（B系）は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 また、サンプリングガスの冷却に必要な冷却水は、原子炉補機冷却系に対して多様性を有する原子炉補機代替冷却系から供給が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		静的触媒式水素処理装置入口温度			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		静的触媒式水素処理装置入口温度			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	静的触媒式水素処理装置
		静的触媒式水素処理装置入口温度
		静的触媒式水素処理装置出口温度
電力	非常用交流電源設備	常設代替直流電源設備 可搬型直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	静的触媒式水素処理装置入口温度と原子炉建物水素濃度は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。 また、静的触媒式水素処理装置入口温度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電により作動できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		静的触媒式水素処理装置出口温度			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		静的触媒式水素処理装置出口温度			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	静的触媒式水素処理装置
		静的触媒式水素処理装置
		静的触媒式水素処理装置出口温度
電力	非常用交流電源設備	常設代替直流電源設備 可搬型直流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	静的触媒式水素処理装置出口温度と原子炉建物水素濃度は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。 また、静的触媒式水素処理装置出口温度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電により作動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条		常設重大事故等対処設備		参照資料		
原子炉建物内の水素濃度監視		原子炉建物水素濃度				
第54条	第1項	環境条件における健全性	第1号	温度	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/> 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境温度 (100℃ (最高120℃)) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL42800mm, EL30500mm, EL15300mm, EL8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL42800mm, EL30500mm, EL15300mm) 温度評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				圧力	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/> 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 圧力評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				湿度	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/> 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 湿度評価手法3 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-2, 3, 5, 7図
				放射線 (機器)	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/> 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境放射線 (280kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 放射線評価手法1 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
				海水	— (考慮不要)	—
				電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—
				荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
				周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—		
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1			
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—			
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
原子炉建物内の水素濃度監視		原子炉建物水素濃度			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	原子炉建物水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度と原子炉建物水素濃度は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。 原子炉建物水素濃度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により作動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第68条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		第1ベントフィルタ出口水素濃度				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	・VI-1-5-1	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (0.16kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	—	
			第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
第4号			系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
第5号			悪影響防止	系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
第6号			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-5-1 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		第1ベントフィルタ出口水素濃度				
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—	
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	—	
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—	
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
		第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
				自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建物等内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
				溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管	・VI-1-1-9
				火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ）
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の温度		常設重大事故等対処設備 原子炉压力容器温度（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	・VI-1-5-1
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の温度		常設重大事故等対処設備 原子炉压力容器温度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉压力容器温度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の圧力		常設重大事故等対処設備 原子炉圧力		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃ (事象初期:100℃)) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】: 第5-4-2-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (670Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条		常設重大事故等対処設備		参照資料
原子炉圧力容器内の圧力		原子炉圧力		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の圧力		常設重大事故等対処設備 原子炉圧力（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器内の圧力		常設重大事故等対処設備 原子炉圧力（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の水位		常設重大事故等対処設備 原子炉水位（広帯域）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（670Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器内の水位		常設重大事故等対処設備 原子炉水位（広帯域）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA） 高圧原子炉代替注水流量 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 高圧原子炉代替注水流量 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	原子炉水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の水位		常設重大事故等対処設備 原子炉水位（燃料域）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器内の水位		常設重大事故等対処設備 原子炉水位（燃料域）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-5</li> <li>・VI-1-5-1</li> </ul>
		第2号	共用の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用しない設計</li> </ul>	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項第1号と同じ</li> </ul>	—
			自然現象 外部人為事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> <li>・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置</li> <li>・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			溢水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
			火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> <li>・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-8</li> </ul>
		サポート系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下表参照</li> </ul>	—	
第3項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備に対する条項</li> </ul>	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA） 高压原子炉代替注水流量 代替注水流量（常設） 低压原子炉代替注水流量 低压原子炉代替注水流量（狭帯域用） 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高压炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低压炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA）	原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 高压原子炉代替注水流量 代替注水流量（常設） 低压原子炉代替注水流量 低压原子炉代替注水流量（狭帯域用） 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高压炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低压炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA）	原子炉水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器内の水位		常設重大事故等対処設備 原子炉水位（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器内の水位		常設重大事故等対処設備 原子炉水位（SA）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-1-1-5</li> <li>・ VI-1-5-1</li> </ul>	
		第2号	共用の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共用しない設計</li> </ul>	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1項第1号と同じ</li> </ul>	—
			自然現象 外部人為事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> <li>・ 地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置</li> <li>・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・ 地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-2</li> <li>・ VI-1-1-3</li> </ul>
			溢水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-1-1-9</li> </ul>
			火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> <li>・ 火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-1-1-8</li> </ul>
		サポート系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下表参照</li> </ul>	—	
第3項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項</li> </ul>	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA） 高圧原子炉代替注水流量 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 高圧原子炉代替注水流量 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレィポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA）	原子炉水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 高圧原子炉代替注水流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 高圧原子炉代替注水流量		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 代替注水流量（常設）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 8200mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-8 図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 代替注水流量（常設）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (4.6kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水流量		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水流量（狹帯域用）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（4.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	-
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	-		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-1-1-5</li> <li>・ VI-1-5-1</li> </ul>	
		第2号	共用の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共用しない設計</li> </ul>	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1項第1号と同じ</li> </ul>	—
			自然現象 外部人為事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> <li>・ 地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置</li> <li>・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・ 地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-2</li> <li>・ VI-1-1-3</li> </ul>
			溢水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-1-1-9</li> </ul>
			火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計</li> <li>・ 火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VI-1-1-8</li> </ul>
			サポート系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下表参照</li> </ul>	—
	第3項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項</li> </ul>	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。</p> <p>重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイポンプ出口流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイポンプ出口流量		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉圧力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ出口流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 残留熱除去ポンプ出口流量		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 低圧炉心スプレイポンプ出口流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 低圧炉心スプレイポンプ出口流量		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 残留熱代替除去系原子炉注水流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (670Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉压力容器への注水量		常設重大事故等対処設備 残留熱代替除去系原子炉注水流量		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧原子炉代替注水流量
	低圧原子炉代替注水槽水位 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	代替注水流量（常設）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱除去ポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口流量
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 代替注水流量（常設）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 8200mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-8図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 代替注水流量（常設）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	低圧原子炉代替注水槽水位 ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	代替注水流量（常設）
	ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	格納容器代替スプレイ流量
	ベDESTAL水位 ドライウエル水位	ベDESTAL代替注水流量 ベDESTAL代替注水流量（狭帯域用）
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 格納容器代替スプレイ流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃ (事象初期:100℃)) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】: 第5-4-2-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (670Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 格納容器代替スプレイ流量		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	低圧原子炉代替注水槽水位 ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	代替注水流量（常設）
	ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	格納容器代替スプレイ流量
	ベDESTAL水位 ドライウエル水位	ベDESTAL代替注水流量 ベDESTAL代替注水流量（狭帯域用）
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 ペダスタル代替注水流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm, EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1, 3図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 ベDESTAL代替注水流量		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	低圧原子炉代替注水槽水位 ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	代替注水流量（常設）
	ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	格納容器代替スプレイ流量
	ベDESTAL水位 ドライウエル水位	ベDESTAL代替注水流量 ベDESTAL代替注水流量（狭帯域用）
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm, EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1, 3図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 ベデスタル代替注水流量（狭帯域用）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	低圧原子炉代替注水槽水位 ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベデスタル水位	代替注水流量（常設）
	ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベデスタル水位	格納容器代替スプレイ流量
	ベデスタル水位 ドライウエル水位	ベデスタル代替注水流量 ベデスタル代替注水流量（狭帯域用）
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (840Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器への注水量		常設重大事故等対処設備 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	低圧原子炉代替注水槽水位 ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	代替注水流量（常設）
	ドライウエル圧力（SA） サプレッションチェンバ圧力（SA） ドライウエル水位 サプレッションプール水位（SA） ベDESTAL水位	格納容器代替スプレイ流量
	ベDESTAL水位 ドライウエル水位	ベDESTAL代替注水流量 ベDESTAL代替注水流量（狭帯域用）
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 ドライウェル温度（S A）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 30500mm, EL 23800mm, EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3～5図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・模擬入力による機能, 性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	－
	第5号	悪影響防止	系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－
内部発生飛散物			－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所		－（操作不要）	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 ドライウエル温度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル ベDESTAL温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ドライウエル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ベDESTAL温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル	ベDESTAL水温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションプール水温度（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	サブプレッションチェンバ温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 ペダスタル温度（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 ペDESTAL温度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル ペDESTAL温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ドライウエル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ペDESTAL温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル	ペDESTAL水温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションプール水温度（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	サブプレッションチェンバ温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 ペDESTAL水温度（S A）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 ベデスタル水温度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル ベデスタル温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ドライウエル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ベデスタル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル	ベデスタル水温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションプール水温度（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	サブプレッションチェンバ温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンノ温度 (SA)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ温度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル ベDESTAL温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ドライウエル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ベDESTAL温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル	ベDESTAL水温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションプール水温度（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	サブプレッションチェンバ温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 サブプレッションプール水温度（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の温度		常設重大事故等対処設備 サブプレッションプール水温度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル ベDESTAL温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ドライウエル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル温度（SA） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ベDESTAL温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル	ベDESTAL水温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションプール水温度（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	サブプレッションチェンバ温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の圧力		常設重大事故等対処設備 ドライウェル圧力 (S A)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm, EL 30500mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】: 第5-4-2-5, 6図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (1.3kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
内部発生飛散物		－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条		常設重大事故等対処設備		参照資料
原子炉格納容器内の圧力		ドライウェル圧力 (SA)		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ圧力 (SA) ドライウェル温度 (SA) ペDESTAL温度 (SA)	ドライウェル圧力 (SA)
	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力 (SA) サブプレッションチェンバ温度 (SA)	サブプレッションチェンバ圧力 (SA)
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の圧力		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェン/圧力 (SA)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm, EL 30500mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第5-4-2-5, 6図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (1.3kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
内部発生飛散物		— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の圧力		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ圧力 (SA)		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ圧力 (SA) ドライウエル温度 (SA) ペDESTAL温度 (SA)	ドライウエル圧力 (SA)
	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル圧力 (SA) サブプレッションチェンバ温度 (SA)	サブプレッションチェンバ圧力 (SA)
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水位		常設重大事故等対処設備 ドライウエル水位		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (155℃ (最高 200℃)) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm, EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (0.500MPa (最高 0.853MPa)) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水位		常設重大事故等対処設備 ドライウェル水位		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） 低圧原子炉代替注水槽水位	ドライウェル水位
	代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） 低圧原子炉代替注水槽水位	サブプレッションプール水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 代替注水流量（常設） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 低圧原子炉代替注水槽水位	ペDESTAL水位
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水位		常設重大事故等対処設備 サブプレッションプール水位（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（1.8kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水位		常設重大事故等対処設備 サブプレッションプール水位（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） 低圧原子炉代替注水槽水位	ドライウェル水位
	代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） 低圧原子炉代替注水槽水位	サブプレッションプール水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 代替注水流量（常設） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 低圧原子炉代替注水槽水位	ペDESTAL水位
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水位		常設重大事故等対処設備 ペDESTAL水位		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (155℃ (最高 200℃)) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm, EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (0.500MPa (最高 0.853MPa)) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水位		常設重大事故等対処設備 ペDESTAL水位		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	サブプレッションプール水位（SA） 代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） 低圧原子炉代替注水槽水位	ドライウェル水位
	代替注水流量（常設） 低圧原子炉代替注水流量 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） 低圧原子炉代替注水槽水位	サブプレッションプール水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 代替注水流量（常設） 格納容器代替スプレイ流量 ペDESTAL代替注水流量 低圧原子炉代替注水槽水位	ペDESTAL水位
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水素濃度		常設重大事故等対処設備 格納容器水素濃度（B系）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（45℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（90%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-6図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.0kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
内部発生飛散物		－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条		原子炉格納容器内の水素濃度		常設重大事故等対処設備		参照資料
				格納容器水素濃度（B系）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計		・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計		—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ		—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計		・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計		・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計		・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照		—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項		—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	格納容器水素濃度（SA）	格納容器水素濃度（B系）
	格納容器水素濃度（B系）	格納容器水素濃度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の水素濃度		常設重大事故等対処設備 格納容器水素濃度（S A）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-5図
			放射線（機器）	・環境放射線（1.5kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条		常設重大事故等対処設備		参照資料
原子炉格納容器内の水素濃度		格納容器水素濃度（S A）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	格納容器水素濃度（S A）	格納容器水素濃度（B系）
	格納容器水素濃度（B系）	格納容器水素濃度（S A）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。</p> <p>重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 未臨界の維持又は監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中性子源領域計装			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (171℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.427MPa) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第6-5-2 図 (既工事計画書)
			放射線 (機器)	・環境放射線 (263kGy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 未臨界の維持又は監視		常設重大事故等対処設備 中性子源領域計装		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3項	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 中間領域計装 出力領域計装	中性子源領域計装
	主要パラメータの他チャンネル 中性子源領域計装 出力領域計装	中間領域計装
	主要パラメータの他チャンネル 中性子源領域計装 中間領域計装	出力領域計装
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 未臨界の維持又は監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中間領域計装			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (171℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.427MPa) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第6-5-2 図 (既工事計画書)
			放射線 (機器)	・環境放射線 (263kGy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 未臨界の維持又は監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中間領域計装			
第54条	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1	
	第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
	第2項 第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 中間領域計装 出力領域計装	中性子源領域計装
	主要パラメータの他チャンネル 中性子源領域計装 出力領域計装	中間領域計装
	主要パラメータの他チャンネル 中性子源領域計装 中間領域計装	出力領域計装
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 未臨界の維持又は監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		出力領域計装			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (171℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.427MPa) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100% (蒸気)) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第6-5-2図 (既工事計画書)
			放射線 (機器)	・環境放射線 (263kGy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 未臨界の維持又は監視		常設重大事故等対処設備		出力領域計装	参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量		
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 中間領域計装 出力領域計装	中性子源領域計装
	主要パラメータの他チャンネル 中性子源領域計装 出力領域計装	中間領域計装
	主要パラメータの他チャンネル 中性子源領域計装 中間領域計装	出力領域計装
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブレーションプール水温度（SA）			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2 図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		サブプレッションプール水温度（SA）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
	サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器出口温度
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 原子炉圧力容器温度（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 サブプレッションプール水温度（SA） ドライウェル温度（SA） サブプレッションチェンバ温度（SA）	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器出口温度			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（17kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		残留熱除去系熱交換器出口温度		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
	サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器出口温度
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 原子炉圧力容器温度（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 サブプレッションプール水温度（SA） ドライウェル温度（SA） サブプレッションチェンバ温度（SA）	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱代替除去系原子炉注水流量			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（670Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		残留熱代替除去系原子炉注水流量		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
	サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器出口温度
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 原子炉圧力容器温度（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 サブプレッションプール水温度（SA） ドライウエル温度（SA） サブプレッションチェンバ温度（SA）	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（840Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱代替除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチェンバ温度（SA）	サブプレッションプール水温度（SA）
	サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器出口温度
	サブプレッションプール水位（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 原子炉圧力容器温度（SA）	残留熱代替除去系原子炉注水流量
	残留熱代替除去系原子炉注水流量 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力 サブプレッションプール水温度（SA） ドライウェル温度（SA） サブプレッションチェンバ温度（SA）	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		スクラバ容器水位			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（60℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	・VI-1-5-1
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタバント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		スクラバ容器水位			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位
	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力（SA） サブプレッションチェンノ圧力（SA）	スクラバ容器圧力
	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器温度
	主要パラメータの他チャンネル	第1バントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1バントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
	主要パラメータの予備 格納容器水素濃度（B系） 格納容器水素濃度（SA）	第1バントフィルタ出口水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		スクラバ容器圧力			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（60℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	・VI-1-5-1
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		スクラバ容器圧力			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位
	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力（SA） サブプレッションチェンノ圧力（SA）	スクラバ容器圧力
	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器温度
	主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
	主要パラメータの予備 格納容器水素濃度（B系） 格納容器水素濃度（SA）	第1ベントフィルタ出口水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		スクラバ容器温度			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（60℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：第1ベントフィルタ 格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	・VI-1-5-1
			放射線（機器）	・環境放射線（290kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタバント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		スクラバ容器温度			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位
	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力（SA） サブプレッションチェンノ圧力（SA）	スクラバ容器圧力
	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器温度
	主要パラメータの他チャンネル	第1バントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1バントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
	主要パラメータの予備 格納容器水素濃度（B系） 格納容器水素濃度（SA）	第1バントフィルタ出口水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口水素濃度			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（90%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	・VI-1-5-1
			放射線（機器）	・環境放射線（0.16kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	操作の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計</li> <li>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計</li> <li>中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	—	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能失敗+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-5-1 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口水素濃度			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
		共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建物等内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位
	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	スクラバ容器圧力
	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器温度
	主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
	主要パラメータの予備 格納容器水素濃度（B系） 格納容器水素濃度（SA）	第1ベントフィルタ出口水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器入口温度			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		残留熱除去系熱交換器入口温度		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉圧力容器温度（SA） サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器入口温度
	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器冷却水流量	残留熱除去系熱交換器出口温度
	残留熱除去ポンプ出口圧力	残留熱除去ポンプ出口流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器出口温度			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3 図
			放射線（機器）	・環境放射線（17kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器出口温度			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	-
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	-		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉圧力容器温度（SA） サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器入口温度
	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器冷却水流量	残留熱除去系熱交換器出口温度
	残留熱除去ポンプ出口圧力	残留熱除去ポンプ出口流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ出口流量			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		残留熱除去ポンプ出口流量		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉圧力容器温度（SA） サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器入口温度
	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器冷却水流量	残留熱除去系熱交換器出口温度
	残留熱除去ポンプ出口圧力	残留熱除去ポンプ出口流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器冷却水流量			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	・VI-1-5-1
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器冷却水流量			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	原子炉圧力容器温度（SA） サブプレッションプール水温度（SA）	残留熱除去系熱交換器入口温度
	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器冷却水流量	残留熱除去系熱交換器出口温度
	残留熱除去ポンプ出口圧力	残留熱除去ポンプ出口流量
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉水位（広帯域）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（670Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉压力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉水位（広帯域）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	-
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	-		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉水位（燃料域）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉压力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉水位（燃料域）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉水位（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉压力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉水位（SA）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉圧力			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（670Gy/7日間）≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉圧力		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉圧力（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.6kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉压力容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		原子炉圧力（SA）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）
	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（SA）
	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力
	原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） 原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）		常設重大事故等対処設備 ドライウェル温度（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（200℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 30500mm, EL 23800mm, EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（0.853MPa）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%（蒸気））≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-3～5図
			放射線（機器）	・環境放射線（740kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	－
	第5号	悪影響防止	系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－
内部発生飛散物			－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所		－（操作不要）	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		ドライウエル温度（SA）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照 -
	第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル ドライウエル圧力（SA）	ドライウエル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチャンネル圧力（SA） ドライウエル温度（SA）	ドライウエル圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ドライウェル圧力（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm, EL 30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-5, 6図
			放射線（機器）	・環境放射線（1.3kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		ドライウェル圧力（SA）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力（SA）	ドライウェル温度（SA）
	主要パラメータの他チャンネル サブプレッションチャンネル圧力（SA） ドライウェル温度（SA）	ドライウェル圧力（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉建物内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ出口圧力			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL.1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉建物内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ出口圧力			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉圧力 原子炉圧力（SA）	残留熱除去ポンプ出口圧力
	原子炉圧力 原子炉圧力（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口圧力
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉建物内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧炉心スプレィポンプ出口圧力			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 格納容器バイパスの監視（原子炉建物内の状態）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧炉心スプレイポンプ出口圧力			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	原子炉圧力 原子炉圧力（SA）	残留熱除去ポンプ出口圧力
	原子炉圧力 原子炉圧力（SA）	低圧炉心スプレイポンプ出口圧力
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽水位		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-8図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽水位		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	代替注水流量（常設） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） サブプレッションプール水位（SA） 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	低圧原子炉代替注水槽水位
	高圧原子炉代替注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	サブプレッションプール水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブレッションプール水位（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（1.8kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 サブプレッションプール水位（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	代替注水流量（常設） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） サブプレッションプール水位（SA） 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	低圧原子炉代替注水槽水位
	高圧原子炉代替注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	サブプレッションプール水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 低下原子炉代替注水ポンプ出口圧力		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低下原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力		参照資料	
第54条	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1	
	第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
	第2項 第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	代替注水流量（常設） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） サブプレッションプール水位（SA） 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	低圧原子炉代替注水槽水位
	高圧原子炉代替注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	サブプレッションプール水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・ VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 ・	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	代替注水流量（常設） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） サブプレッションプール水位（SA） 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	低圧原子炉代替注水槽水位
	高圧原子炉代替注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	サブプレッションプール水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		高圧炉心スプレイポンプ出口圧力			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	代替注水流量（常設） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） サブプレッションプール水位（SA） 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	低圧原子炉代替注水槽水位
	高圧原子炉代替注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	サブプレッションプール水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱代替除去ポンプ出口圧力			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互を電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 水源の確保		常設重大事故等対処設備 残留熱代替除去ポンプ出口圧力		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・ VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 ・	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	代替注水流量（常設） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA） サブプレッションプール水位（SA） 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	低圧原子炉代替注水槽水位
	高圧原子炉代替注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱除去ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイポンプ出口流量 残留熱代替除去系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	サブプレッションプール水位（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉建物内の水素濃度		常設重大事故等対処設備 原子炉建物水素濃度		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	第1号	温度	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境温度 (66℃) ≤設計値 [ ] 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境温度 (100℃ (最高120℃)) ≤設計値 [ ]	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm, EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 温度評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				圧力	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 [ ] 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 圧力評価手法2 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				湿度	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ] 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 湿度評価手法3 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第5-4-2-2, 3, 5, 7図
				放射線 (機器)	原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm ・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 [ ] 原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm ・環境放射線 (280kGy/7日間) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1 (原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm) 放射線評価手法1 (原子炉建物原子炉棟 EL 8800mm)
				放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
				海水	— (考慮不要)	—
				電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	—
				荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
				周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・模擬入力による機能, 性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	—	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	—		
第5号	悪影響防止	系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ, アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉建物内の水素濃度		常設重大事故等対処設備 原子炉建物水素濃度		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル 静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度	原子炉建物水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の酸素濃度		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（B系）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（45℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（90%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-6図
			放射線（機器）	・環境放射線（2.1kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の酸素濃度		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（B系）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	格納容器酸素濃度（SA） 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル） 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	格納容器酸素濃度（B系）
	格納容器酸素濃度（B系） 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル） 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	格納容器酸素濃度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の酸素濃度		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（SA）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第5-4-2-5図
			放射線（機器）	・環境放射線（0.92kGy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の酸素濃度		常設重大事故等対処設備 格納容器酸素濃度（SA）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-5-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	格納容器酸素濃度（SA） 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル） 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	格納容器酸素濃度（B系）
	格納容器酸素濃度（B系） 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル） 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ） ドライウエル圧力（SA） サブプレッションチェンバ圧力（SA）	格納容器酸素濃度（SA）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 発電所内の通信連絡		常設重大事故等対処設備 安全パラメータ表示システム（SPDS）		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境温度(40℃) ≤設計値 <input type="text"/> 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境温度(40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL21150, 緊急時対策所 EL50250 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]温度評価手法1, [SPDS伝送サーバ]温度評価手法1, [SPDSデータ表示装置]温度評価手法2	
			圧力	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境圧力(大気圧) ≤設計値 <input type="text"/> 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境圧力(大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]圧力評価手法1, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]圧力評価手法1	
			湿度	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境湿度(80%) ≤設計値 <input type="text"/> 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境湿度(80%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]湿度評価手法1, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]湿度評価手法1	
			屋外天候	－(考慮不要)		【配置図】第1-6-25, 26図
			放射線(機器)	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ] 環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/> 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]放射線評価手法3, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]放射線評価手法3	
			放射線(被ばく)	・第1項6号に同じ		－
			海水	－(考慮不要)		－
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している		－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計		・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計		・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－(考慮不要)		－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	[SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバ] －(操作不要) [SPDSデータ表示装置] ・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】第1-6-25, 26図 (設置許可系統図)第6.4-4図		
第3号	試験・検査(検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計		－		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計		(設置許可系統図)第6.4-4図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図)第6.4-4図		
	内部発生飛散物	－(内部発生飛散物による影響なし)		－		
第6号	設置場所	[SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバ] －(操作不要) [SPDSデータ表示装置] ・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作		・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 発電所内の通信連絡		常設重大事故等対処設備 安全パラメータ表示システム（SPDS）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11 ・VI-1-5-1 ・VI-1-9-3-1	
		第2号	共用の禁止 ・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 温度、圧力、水位、注水量の計測・監視		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		可搬型計測器				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300mm 緊急時対策所 EL 50800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (80%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	－ (考慮不要)	・VI-1-5-1	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－ (考慮不要)	－	
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－	
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－				
第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・付属の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・一般的に用いられる工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-5-1	
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
		第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－
			内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
		第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-5-1 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 温度、圧力、水位、注水量の計測・監視		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型計測器			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-1
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・ボルト・ネジ接続を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建物等内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	各計器	可搬型計測器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備	無線通信設備（固定型）	参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境温度（40℃）≤設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境温度（40℃）≤設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【設置場所】</b> ：[本体]原子炉建物 EL34800, [ハンドセット]制御室建物 EL16900 <b>【環境温度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：[本体]温度評価手法1, [ハンドセット]温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境圧力（大気圧）≤設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境圧力（大気圧）≤設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境圧力】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境湿度（85%）≤設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境湿度（85%）≤設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境湿度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：湿度評価手法1
			屋外天候	—（考慮不要）	<b>【配置図】</b> 第1-6-25図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境放射線】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
冷却材の性状	—（考慮不要）	—			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	<b>【配置図】</b> 第1-6-25図 (設置許可系統図) 第10.11-1図	
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図) 第10.11-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第10.11-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る</li> <li>現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv</li> <li>注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作</li> </ul>	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 無線通信設備（固定型）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-11	
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計 ・ VI-1-1-3	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・ VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (中央制御室遮蔽)	重大事故等対処設備 中央制御室遮蔽
位置的分散を図る 対象設備	—	中央制御室待避室遮蔽
	(中央制御室空調換気系)	中央制御室送風機
		中央制御室非常用再循環送風機
		中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
	—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型） 衛星電話設備（固定型）
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）
	—	中央制御室差圧計
	—	待避室差圧計
	—	酸素濃度計
—	二酸化炭素濃度計	
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。 中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。 無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 衛星電話設備（固定型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【設置場所】</b> ：[本体]原子炉建物 EL34800 [電話機]制御室建物 EL16900 <b>【環境温度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：[本体]温度評価手法1， [電話機]温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境圧力】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境湿度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：[本体]湿度評価手法1， [電話機]湿度評価手法1
			屋外天候	—（考慮不要）	<b>【配置図】</b> 第1-6-25 図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境放射線】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し，機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し，技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し，設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計</li> </ul>	<b>【配置図】</b> 第1-6-25，26 図 （設置許可系統図）第10.11-1 図	
	第3号	試験・検査 （検査性，系統構成等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計</li> </ul>	—	
	第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切替せずに使用可能な設計</li> </ul>	（設置許可系統図）第10.11-1 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	（設置許可系統図）第10.11-1 図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る                              現場操作被ばく線量 ≦ 41mSv* ≦ 100mSv                              注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作</li> </ul>	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 衛星電話設備（固定型）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-11	
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る 対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	—	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	—	中央制御室送風機
		—	中央制御室非常用再循環送風機
		—	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備	無線通信設備（固定型）	
	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	—	中央制御室差圧計	
	—	待避室差圧計	
—	酸素濃度計		
—	二酸化炭素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。 中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。 無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室差圧計		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】:制御室建物 EL16900 【環境温度】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (考慮不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・正圧化機能確認時の性能検査及び校正が可能な設計	—
第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	【系統図】 第7-2-1-3-2 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】 第7-2-1-3-2 図		
	悪影響防止 内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中央制御室差圧計			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (中央制御室遮蔽)	重大事故等対処設備 中央制御室遮蔽
位置的分散を図る 対象設備	—	中央制御室待避室遮蔽
	(中央制御室空調換気系)	中央制御室送風機
		中央制御室非常用再循環送風機
		中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
	—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型） 衛星電話設備（固定型）
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）
	—	中央制御室差圧計
	—	待避室差圧計
	—	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		待避室差圧計			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】:制御室建物 EL16900 【環境温度】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】:V-1-1-7 第2.3節 【設計値】:放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (考慮不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・正圧化機能確認時の性能検査及び校正が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	【系統図】 第7-2-2-3-1 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】 第7-2-2-3-1 図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		待避室差圧計			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (中央制御室遮蔽)	重大事故等対処設備 中央制御室遮蔽
位置的分散を図る 対象設備	—	中央制御室待避室遮蔽
	(中央制御室空調換気系)	中央制御室送風機
		中央制御室非常用再循環送風機
		中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
	—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型） 衛星電話設備（固定型）
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）
	—	中央制御室差圧計
	—	待避室差圧計
	—	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備 プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：制御室建物 EL16900 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（80%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	－（考慮不要）	－	
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－（考慮不要）	－	
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－	
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	－
		第4号	系統の切替性		・切替えせずに使用可能な設計	－
第5号	悪影響防止	系統設計	・設備ごとの設計により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・V-1-1-7 第2.3節		
第2項		－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	—
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	—（中央制御室又は中央制御室待避室で保管および使用）	—
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図った設計、若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を持たせた設計）	—
			溢水		
			火災		
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る 対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	—	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	—	中央制御室送風機
		—	中央制御室非常用再循環送風機
		—	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備	無線通信設備（固定型）	
	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	—	中央制御室差圧計	
—	待避室差圧計		
—	酸素濃度計		
—	二酸化炭素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備		酸素濃度計	参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：制御室建物 EL 16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度(85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可まとめ資料) 図59-3-11	
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－ (考慮不要)	－	
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－	
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
		第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・付属の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計	－
				操作準備		
操作内容						
状態確認						
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認(特性確認又は設定値確認)及び校正が可能な設計	・VI-1-5-4			
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－			
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	(設置許可まとめ資料) 図59-3-11 ・VI-1-1-7 第2.3節			
第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備		酸素濃度計	参照資料
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量		
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	－（中央制御室で保管及び使用）	－
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			火災	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			サポート系	・下表参照	－

	設計基準事故対処設備等 (中央制御室遮蔽)	重大事故等対処設備 中央制御室遮蔽
位置的分散を図る 対象設備	－	中央制御室待避室遮蔽
	(中央制御室空調換気系)	中央制御室送風機
		中央制御室非常用再循環送風機
	－	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
	所内通信連絡設備	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型）
	－	衛星電話設備（固定型）
	－	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）
	－	中央制御室差圧計
	－	待避室差圧計
－	酸素濃度計	
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	二酸化炭素濃度計
		常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		二酸化炭素濃度計			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：制御室建物 EL 16900mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可まとめ資料) 図59-3-11
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電波法認証機器であり、電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・付属の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計	－
操作準備					
操作内容					
状態確認					
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認(特性確認又は設定値確認)及び校正が可能な設計	・VI-1-5-4	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物			－ (内部発生飛散物による影響なし)
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	(設置許可まとめ資料) 図59-3-11 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		二酸化炭素濃度計			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-5-4
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	－（中央制御室で保管及び使用）	－
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			火災	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等 (中央制御室遮蔽)	重大事故等対処設備 中央制御室遮蔽
位置的分散を図る 対象設備	－	中央制御室待避室遮蔽
	(中央制御室空調換気系)	中央制御室送風機
		中央制御室非常用再循環送風機
		中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
	－	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備	無線通信設備（固定型）
	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）
	－	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）
	－	中央制御室差圧計
	－	待避室差圧計
－	酸素濃度計	
－	二酸化炭素濃度計	
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 照明の確保		可搬型重大事故等対処設備 LEDライト（三脚タイプ）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> )	【設置場所】：制御室建物 EL16900 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計とするともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・誤操作を防止する設計 ・中央制御室での操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－
			操作準備		
			操作内容		
状態確認					
第3号		試験・検査（検査性、系統構成等）	・蓄電池電圧の確認、照明の点灯確認が可能な設計	－	
第4号		系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及びさない設計	－	
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする	－		
第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 照明の確保		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		LEDライト（三脚タイプ）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-13
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	—（中央制御室遮蔽区域内で保管および使用）	—
		第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ
	自然現象 外部人為事象			・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図った設計、若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を持たせた設計）	—
	溢水				
	火災				
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用照明	LEDライト（三脚タイプ）
電力	非常用ディーゼル発電設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	LEDライト（三脚タイプ）は、中央制御室の非常用照明と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 有線式通信設備（有線式通信機）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：建物内各所 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第1-6-25図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する	・VI-1-1-7 別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第54条	第2項	操作の確実性	操作環境	・人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計 ・端末である有線式通信機、中継コード及び専用接続端子の端子を安易に接続できる端子とすることで、使用場所において確実に接続できる設計 ・乾電池の交換も含め安易に操作スイッチを操作できるとともに、通信連絡をする必要がある場所と確実に通信連絡が可能な設計	【配置図】第1-6-25図 （設置許可系統図）第10.11-1図
			操作準備		
			操作内容		
			状態確認		
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	－	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦ 41mSv* ≦100mSv 注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		有線式通信設備（有線式通信機）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・端末である有線式通信機、中継コード及び専用接続端子の端子を安易に接続できる端子とすることで、使用場所において確実に接続できる設計	—
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	—（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	—
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7別添1
	第7項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をすることともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7別添1 ・VI-1-1-7別添2
			洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備 無線通信設備（固定型） 無線通信設備（携帯型） 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	乾電池
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>有線式通信設備の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 無線通信設備（固定型）	参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ]	【設置場所】: [本体]原子炉建物 EL34800, 緊急時対策所 EL50250 [ハンドセット] 制御室建物 EL16900, 緊急時対策所 EL50250 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [本体]温度評価手法2 [ハンドセット]温度評価手法1
			圧力	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ]	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】 第1-6-25, 26 図
			放射線 (機器)	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
			冷却材の性状	— (考慮不要)	—
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】 第1-6-25, 26 図 (設置許可系統図) 第10.11-1 図		
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図		
	悪影響防止 内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*: 常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 無線通信設備（固定型）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設的地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備
		無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急時対策用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>有線式通信設備の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 無線通信設備（携帯型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する	・VI-1-1-7 別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	—（考慮不要）	—			
第2号	第2項	操作の確実性	操作環境	・人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計	【配置図】第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図
			操作準備		
操作内容					
状態確認					
第3号	第3項	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
第4号	第4項	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
第5号	第5項	悪影響防止	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
		系統設計			
第6号	第6項	内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
		設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦ 53mSv* ≦100mSv 注記*：原子炉補機代替冷却系準備操作時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		無線通信設備（携帯型）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7 別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-7 別添2
			洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型） 無線通信設備（携帯型） 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	安全パラメータ表示システム（SPDS） 充電式電池
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>有線式通信設備の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所内の通信連絡		常設重大事故等対処設備 衛星電話設備（固定型）	参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・[電話機]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・[電話機]環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ]	【設置場所】: [本体]原子炉建物 EL34800, 緊急時対策所 EL50250[電話機]制御室建物 EL16900, 緊急時対策所 EL50250 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [本体]温度評価手法1, [電話機]温度評価手法2
			圧力	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ] ・[電話機]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ] ・[電話機]環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ] ・[電話機]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体及び電話機]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ] ・[本体及び電話機]環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ]	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [本体]湿度評価手法1, [電話機]湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】 第1-6-25, 26 図
			放射線 (機器)	原子炉建物, 制御室建物 ・[本体]環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[本体]環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 [ ] ・[ハンドセット]環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】 第1-6-25, 26 図 (設置許可系統図) 第10.11-1 図		
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図		
	悪影響防止 内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*: 常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所内の通信連絡		常設重大事故等対処設備 衛星電話設備（固定型）		参照資料
第54条	第2項	第1号 常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号 共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—
	第3号 共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	—
		洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	—
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	—
		サポート系	・下表参照	—
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備
		無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急時対策用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>有線式通信設備の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 衛星電話設備（携帯型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する	・VI-1-1-7 別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	—（考慮不要）	—			
第2号	第2号	操作環境	・人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計	【配置図】第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図	
		操作準備			
		操作内容			
		状態確認			
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
	内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦ 53mSv* ≦100mSv 注記*：原子炉補機代替冷却系準備操作時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所内の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 衛星電話設備（携帯型）		参照資料		
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・ 系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・ VI-1-1-11	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－	
		第4号	設置場所	・ 第1項第6号と同じ	－	
		第5号	保管場所	・ 第3項第7号と同じ	－	
		第6号	アクセスルート	・ 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・ VI-1-1-7 別添1	
		共通要因故障防止	第7号	環境条件	・ 第1項第1号と同じ	－
				自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・ 地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をすることともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・ 地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・ VI-1-1-3 ・ VI-1-1-7 別添1 ・ VI-1-1-7 別添2
				洪水	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・ VI-1-1-9
				火災	・ 設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・ 火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・ VI-1-1-8
		サポート系	・ 下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備
		無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
	－	安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	充電式電池
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>有線式通信設備の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所内の通信連絡		常設重大事故等対処設備 安全パラメータ表示システム（SPDS）		参照資料			
第54条	第1項	環境条件における健全性	第1号	温度	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境温度(40℃) ≤ [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境温度(40℃) ≤ [ ]	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL21150, 緊急時対策所EL50250 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]温度評価手法1, [SPDS伝送サーバ]温度評価手法1, [SPDSデータ表示装置]温度評価手法2	
				圧力	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境圧力(大気圧) ≤ [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]圧力評価手法1, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]圧力評価手法1	
				湿度	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境湿度(80%) ≤ [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境湿度(80%) ≤ [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]湿度評価手法1, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]湿度評価手法1	
				屋外天候	－(考慮不要)		【配置図】第1-6-25, 26図
				放射線(機器)	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ] 環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤ 設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]放射線評価手法3, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]放射線評価手法3	
				放射線(被ばく)	・第1項6号に同じ		－
				海水	－(考慮不要)		－
				電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している		－
				荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計		・VI-2 ・VI-1-1-3
				周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計		・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－(考慮不要)		－				
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	[SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバ] －(操作不要) [SPDSデータ表示装置] ・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】第1-6-25, 26図 (設置許可系統図)第6.4-4図			
第3号	試験・検査(検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計		－			
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計		(設置許可系統図)第6.4-4図			
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図)第6.4-4図			
	内部発生飛散物	－(内部発生飛散物による影響なし)		－			
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作		・VI-1-1-7 第2.3節			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所内の通信連絡		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		安全パラメータ表示システム（SPDS）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-11</li> <li>・VI-1-5-1</li> <li>・VI-1-9-3-1</li> </ul>	
		第2号	共用の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計</li> <li>・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計</li> </ul>	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備 —	有線式通信設備
		無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急時対策用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>有線式通信設備の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所外の通信連絡		常設重大事故等対処設備 衛星電話設備（固定型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【設置場所】</b> ：[本体]緊急時対策所 EL50250， [電話機]緊急時対策所 EL50250 <b>【環境温度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：[本体]温度評価手法1， [電話機]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境圧力】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境湿度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：[本体]湿度評価手法1， [電話機]湿度評価手法1
			屋外天候	—（考慮不要）	<b>【配置図】</b> 第1-6-26図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 [ ]</li> </ul>	<b>【環境放射線】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し，機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し，技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し，設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
		冷却材の性状	—（考慮不要）	—	
		第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	<b>【配置図】</b> 第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図
		第3号	試験・検査 （検査性，系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図		
第5号	悪影響防止	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図		
	内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—		
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦ 41mSv* ≦100mSv</li> </ul> 注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所外の通信連絡		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		衛星電話設備（固定型）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			サポート系	・下表参照	—
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）
		データ伝送設備
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するデータ伝送設備の電源は、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所外の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備 衛星電話設備（携帯型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する	・VI-1-1-7 別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境	・人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計 【配置図】第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図	
操作準備					
操作内容					
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≦ 53mSv* ≦ 100mSv 注記*：原子炉補機代替冷却系準備操作時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第77条 発電所外の通信連絡		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		衛星電話設備（携帯型）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7 別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			火災	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）
		データ伝送設備
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	充電式電池
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するデータ伝送設備の電源は、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所外の通信連絡		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P-電話機, I P-FAX)			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】:緊急時対策所EL50250 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (80%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】 第1-6-26 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-8 ・ VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】 第1-6-25, 26 図 (設置許可系統図) 第10.11-1 図
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*: 常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・ VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所外の通信連絡		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P-電話機, I P-FAX)			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			サポート系	・下表参照	—
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P-電話機及びI P-FAX)
		データ伝送設備
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するデータ伝送設備の電源は、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所外の通信連絡		常設重大事故等対処設備 データ伝送設備		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】:緊急時対策所EL50250 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (80%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】 第1-6-26 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-8 ・ VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図) 第6.4-4 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第6.4-4 図		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第77条 発電所外の通信連絡		常設重大事故等対処設備 データ伝送設備		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-11	
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）
		データ伝送設備
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	緊急時対策所内に設置するデータ伝送設備の電源は、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉压力容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 原子炉格納容器 EL15300mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第1-3-4図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため, 海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料及びニッケル合金を使用する設計	【構造図】: 第4-3-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】: 第4-3-1図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・内部確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計とする	【構造図】: 第4-3-1図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		悪影響防止 内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉压力容器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては, 技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震, 津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉压力容器)	原子炉压力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	—	原子炉建物原子炉棟
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (1400kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—	
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		配管遮蔽			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (290kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		配管遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード） 原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第63条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度(60℃) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：[高レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 15300mm [低レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 19400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度(100%) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	【その他の建物設置】：－（考慮不要） 【屋外設置】：屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-3図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(29Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(22Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	【その他の建物設置】 ・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 【屋外設置】 ・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－		
第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

**島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）**

第63条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作機構を用いた人力による遠隔操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置し、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却系熱交換器及び屋外の原子炉補機海水ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）に対して独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (1400kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	— (操作不要)		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料		
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽				
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
		第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9	
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		配管遮蔽	参照資料
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (290kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	
第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	— (本来用途として使用する)		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	— (操作不要)		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条		格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備	参照資料	
				配管遮蔽		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
		第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9	
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度 (60℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：[高レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 15300mm [低レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 19400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	【その他の建物設置】：－（考慮不要） 【屋外設置】：屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-3図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(29Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(22Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	【その他の建物設置】 ・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 【屋外設置】 ・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－		
第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (1400kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	可燃性ガス濃度制御系	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		常設重大事故等対処設備		配管遮蔽	参照資料
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度		
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (290kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—
		第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		配管遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	可燃性ガス濃度制御系	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度(60℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度(40℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：[高レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 15300mm [低レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 19400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度(85%) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度(100%) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	【その他の建物設置】：－（考慮不要） 【屋外設置】：屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-3図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(29Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(22Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	【その他の建物設置】 ・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 【屋外設置】 ・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－		
第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第54条	第1項	第1号	環境条件における健全性	第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	常設重大事故等対処設備 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽	参照資料
				温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
				圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
				湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
				屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
				放射線 (機器)	・環境放射線 (1400kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
				放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
				海水	— (考慮不要)	—
				電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
				荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—			
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—			
第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—			
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—			
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—			
第6号	設置場所	— (操作不要)	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		常設重大事故等対処設備		配管遮蔽	参照資料
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度		
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】: V-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】: V-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (290kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】: V-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	—
		第4号	系統の切替性	— (本来用途として使用する)	—
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		配管遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度(60℃) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：[高レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 15300mm [低レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 19400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度(100%) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	【その他の建物設置】：－（考慮不要） 【屋外設置】：屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-3図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(29Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(22Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	【その他の建物設置】 ・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 【屋外設置】 ・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－		
第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

**島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）**

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	<b>【設置場所】</b> ：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm <b>【環境温度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ： [高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	<b>【環境圧力】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ： [高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度(100%) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度(100%) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	<b>【環境湿度】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ： [高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	<b>【配置図】</b> ：第7-1-2-4図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	<b>【環境放射線】</b> ：VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> ： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計</li> </ul>	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所		－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第69条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	-
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	燃料プール水位・温度（SA）	燃料プール水位（SA）
	燃料プール水位	燃料プール水位・温度（SA）
	燃料プール温度	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）
	燃料プール冷却ポンプ入口温度	燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
	原子炉建物放射線モニタ 燃料取替階エリア 燃料取替階放射線モニタ	燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替直流電源設備 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）、燃料プール監視カメラ（SA）及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、燃料プール水位、燃料プール温度、燃料プール冷却ポンプ入口温度、原子炉建物放射線モニタ（燃料取替階エリア）及び燃料取替階放射線モニタと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、燃料プール水位・温度（SA）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）及び燃料プール監視カメラ（SA）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とし、燃料プール水位（SA）及び燃料プール監視カメラ用冷却設備は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の放射線量率		常設重大事故等対処設備 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度(100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第7-1-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線(740kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の放射線量率		常設重大事故等対処設備 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—
	第3項	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	主要設備の計測が困難になった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル	格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）
	主要パラメータの他チャンネル	格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の放射線量率		常設重大事故等対処設備 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（100℃（最高120℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第7-1-2-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（280kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 原子炉格納容器内の放射線量率		常設重大事故等対処設備 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難になった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	主要パラメータの他チャンネル	格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）
	主要パラメータの他チャンネル	格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度(60℃) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：[高レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 15300mm [低レンジ]第1ベントフィルタ格納槽 EL 19400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度(100%) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	【その他の建物設置】：－（考慮不要） 【屋外設置】：屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-3図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(29Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(22Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	【その他の建物設置】 ・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 【屋外設置】 ・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1	－	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所	－（操作不要）	－	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 最終ヒートシンクの確保（格納容器フィルタベント系）		常設重大事故等対処設備		参照資料
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 【その他の建物設置】 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計 【屋外設置】 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	主要設備の計測が困難になった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位
	主要パラメータの他チャンネル ドライウェル圧力（SA） サプレッションチェンノ圧力（SA）	スクラバ容器圧力
	主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器温度
	主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
	主要パラメータの予備 格納容器水素濃度（B系） 格納容器水素濃度（SA）	第1ベントフィルタ出口水素濃度
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境温度 (100℃) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]温度評価手法2 [低レンジ]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境圧力(大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]圧力評価手法2 [低レンジ]圧力評価手法2
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境湿度(100%) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境湿度(100%) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]湿度評価手法3 [低レンジ]湿度評価手法3
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第7-1-2-4図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[高レンジ]環境放射線(470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> <li>・[低レンジ]環境放射線(470Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/></li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [高レンジ]放射線評価手法1 [低レンジ]放射線評価手法1
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能、性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	・VI-1-7-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする	－	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第73条 燃料プールの監視		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5 ・VI-1-7-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	主要設備の計測が困難になった場合の重要代替監視パラメータ	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール水位・温度（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）
	燃料プール水位（SA） 燃料プール水位・温度（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） 燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室遮蔽		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：制御室建物EL16900 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第7-3-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第7-3-1-25, 26, 27, 28図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	【構造図】：第7-3-1-25, 26, 27, 28図
		第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	－
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	【配置図】：第7-3-1-1図 ・V-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中央制御室遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	・VI-1-7-3
		第2号	共用の禁止	・中央制御室遮蔽は、重大事故等時において1号及び2号機の事故対応を一つの中央制御室にて実施し、プラント状態に応じた運転員の融通により安全性の向上が図れることから、1号及び2号機で共用する設計	－
	第3号	共通要件	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
		故障防止	自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水		
			火災		
サポート系	・下表参照	－			
第3項		－	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	－	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	－	中央制御室送風機
		－	中央制御室非常用再循環送風機
		－	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		－	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型） 衛星電話設備（固定型）	
	－	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	－	中央制御室差圧計	
	－	待避室差圧計	
－	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	－	－	
油	－	－	
冷却水	－	－	
水源	－	－	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室待避室遮蔽		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：制御室建物EL16900 【環境温度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第7-3-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：V-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	【構造図】第7-3-1-25 図
第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	【配置図】：第7-3-1-1 図 ・V-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室待避室遮蔽		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	・VI-1-7-3
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		溢水			
		火災			
サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	—	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	—	中央制御室送風機
		—	中央制御室非常用再循環送風機
		—	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
		—	無線通信設備（固定型）
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	—	中央制御室差圧計	
	—	待避室差圧計	
—	酸素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室送風機		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL22100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第7-2-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第7-2-1-3-2図 【構造図】：第7-2-1-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第7-2-1-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図 【配置図】：第7-2-1-1-1図 【構造図】：第7-2-1-4-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図 【配置図】：第7-2-1-1-1図 【構造図】：第7-2-1-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準事故対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図	
		内部発生飛散物	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第7-2-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中央制御室送風機			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		溢水		—	
		火災		—	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	—	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	—	中央制御室送風機
		—	中央制御室非常用再循環送風機
		—	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
		—	無線通信設備（固定型）
	—	衛星電話設備（固定型）	
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	—	中央制御室差圧計	
	—	待避室差圧計	
—	酸素濃度計		
—	二酸化炭素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室非常用再循環送風機		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL22100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第7-2-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (13Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第7-2-1-3-2図 【構造図】：第7-2-1-4-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第7-2-1-4-2図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図 【配置図】：第7-2-1-1-1図 【構造図】：第7-2-1-4-2図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図 【配置図】：第7-2-1-1-1図 【構造図】：第7-2-1-4-2図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準事故対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、保加納設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第7-2-1-3-2図	
		内部発生飛散物	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第7-2-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室非常用再循環送風機		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		溢水			
		火災			
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る 対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	—	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	—	中央制御室送風機
		—	中央制御室非常用再循環送風機
		—	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）
	—	無線通信設備（固定型）	
	—	衛星電話設備（固定型）	
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	—	中央制御室差圧計	
—	待避室差圧計		
—	酸素濃度計		
—	二酸化炭素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備 中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL22100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第7-2-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (190Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第7-2-1-3-2 図 【構造図】：第7-2-1-4-3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第7-2-1-4-3 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・差圧確認が可能な設計 ・内部点検が可能なように、点検口を設ける設計	【系統図】：第7-2-1-3-2 図 【配置図】：第7-2-1-1-1 図 【構造図】：第7-2-1-4-3 図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-1-3-2 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準事故対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、保加納設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第7-2-1-3-2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 居住性の確保		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		故障防止	自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水		
			火災		
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る対象設備	(中央制御室遮蔽)	中央制御室遮蔽	
	—	中央制御室待避室遮蔽	
	(中央制御室空調換気系)	—	中央制御室送風機
		—	中央制御室非常用再循環送風機
		—	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
		—	中央制御室待避室正圧化装置（空気ボンベ）
	所内通信連絡設備	無線通信設備（固定型）	
	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	—	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	
	—	中央制御室差圧計	
	—	待避室差圧計	
—	酸素濃度計		
—	二酸化炭素濃度計		
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分離を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備 中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 約 16900 mm, EL 約 22100 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第7-2-2-1-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≦設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第7-2-2-3-1 図 【構造図】：第7-2-2-4-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第7-2-2-4-1 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数の保管場所に分散配置 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
			冷却材の性状	－（考慮不要）	【構造図】：第7-2-2-4-1 図
			第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認
第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【配置図】：第7-2-2-1-1 図 【構造図】：第7-2-2-4-1 図			
第4号 系統の切替性	・通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-2-3-1 図			
第5号 悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計			【系統図】：第7-2-2-3-1 図
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）			－
第6号 設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第7-2-2-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節			
第2号	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第74条 居住性の確保		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計	【系統図】：第7-2-2-3-1図 【構造図】：第7-2-2-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ。	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
		自然現象	外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
		溢水			
		火災	サポート系	・下表参照	－

	設計基準事故対処設備等 (中央制御室遮蔽)	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	中央制御室遮蔽
	(中央制御室空調換気系)	中央制御室待避室遮蔽
		中央制御室送風機
		中央制御室非常用再循環送風機
		中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ
	－	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）
	所内通信連絡設備	無線通信設備（固定型）
	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）
	－	プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）
	－	中央制御室差圧計
－	待避室差圧計	
電力	非常用ディーゼル発電設備 充電器（蓄電池）	常設代替交流電源設備
		可搬型代替交流電源設備
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>中央制御室空調換気系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電気的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の代替測定		可搬型重大事故等対処設備 可搬式モニタリングポスト		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計	
状態確認			・作動状態の確認が可能な設計		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	【配置図】第7-1-2-1 図		
第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の代替測定		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式モニタリングポスト			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因		自然現象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－	
		外部人為事象			
		溢水			
防止	火災	・下表参照	－		
サポート系					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	可搬式モニタリングポストは、屋外のモニタリングポストと離れた第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射能観測車の代替測定装置		可搬型重大事故等対処設備 可搬式ダスト・よう素サンブラ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2項	第2号	操作性の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	—
				操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	—
				操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	—
				状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能の確認 (特性確認) 及び外観の確認が可能な設計	—		
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射能観測車の代替測定装置		可搬型重大事故等対処設備 可搬式ダスト・よう素サンブラ	参照資料
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）
		第3号 異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）
	第4号 設置場所	・第1項第6号と同じ	－
	第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－
	第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通 環境条件	・第1項第1号と同じ
要因 自然現象		・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－
故障			
防止			
サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	放射能観測車	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaI シンチレーションサーベイメータ
		GM 汚染サーベイメータ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	放射能測定装置は、屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
放射能観測車の代替測定装置		NaI シンチレーションサーバイメータ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
				操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
				操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
				状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	—		
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射能観測車の代替測定装置		可搬型重大事故等対処設備 NaIシンチレーションサーバイメータ		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因		自然現象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－	
		外部人為事象			
		溢水			
防止	火災	・下表参照	－		
サポート系					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	放射能観測車	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaIシンチレーションサーバイメータ
		GM汚染サーバイメータ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	放射能測定装置は、屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
放射能観測車の代替測定装置		GM汚染サーベイメータ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
				操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
				操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
				状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計		—	
			第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作		【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項		—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射能観測車の代替測定装置		可搬型重大事故等対処設備	参照資料	
		GM汚染サーベイメータ		
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号 異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号 設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ
要因 故障 防止		自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－
		溢水		
		火災		
サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	放射能観測車	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaIシンチレーションサーベイメータ
		GM汚染サーベイメータ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	放射能測定装置は、屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 気象観測設備の代替測定		可搬型重大事故等対処設備 可搬式気象観測装置		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第1-5-1-2図 【構造図】：第1-5-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】 第1-5-1-2図 【構造図】 第1-5-2-2図
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計	
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【構造図】 第1-5-2-2図
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】 第1-5-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 気象観測設備の代替測定		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式気象観測装置			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因		自然現象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－	
		外部人為事象			
		溢水			
防止	火災	・下表参照	－		
サポート系					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	気象観測設備	可搬式気象観測装置
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	可搬式気象観測装置は、屋外の気象観測設備と離れた第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の測定		可搬型重大事故等対処設備 可搬式モニタリングポスト		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計	
状態確認			・作動状態の確認が可能な設計		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の測定		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式モニタリングポスト			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因		自然現象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－	
		外部人為事象			
		溢水			
防止	火災	・下表参照	－		
サポート系					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式モニタリングポスト
		電離箱サーベイメータ
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の測定		可搬型重大事故等対処設備 電離箱サーバイメータ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
				操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
				操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—		
		試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—			
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節			
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の測定		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		電離箱サーバイメータ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因		自然現象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－	
		外部人為事象			
		溢水			
防止	火災	・下表参照	－		
サポート系					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式モニタリングポスト
		電離箱サーバイメータ
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の測定		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		小型船舶			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には耐腐食性材料を使用する設計	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	—
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	—
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	—
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—	
		試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射線量の測定		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		小型船舶			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	－
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因		自然現象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－	
		外部人為事象			
		溢水			
防止	火災	・下表参照	－		
サポート系					

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式モニタリングポスト
		電離箱サーベイメータ
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		可搬式ダスト・よう素サンブラ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—	
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	—（考慮不要）	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—	
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	—
				操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	—
				操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	—
				状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認が可能な設計	—		
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備	参照資料	
		可搬式ダスト・よう素サンプラ		
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
		共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ
	自然現象 外部人為事象		・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－
	溢水			
	火災	・下表参照	－	
	サボート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式ダスト・よう素サンプラ
		NaI シンチレーションサーベイメータ
		GM 汚染サーベイメータ
		α・β線サーベイメータ
		小型船舶
		－
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備 NaI シンチレーションサーベイメータ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれることはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作性の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
			操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備	参照資料
		NaI シンチレーションサーバイメータ	
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・VI-1-1-7-別添1
		第7号 共通要因故障防止	環境条件
自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）		－
溢水			
火災	・下表参照		－
サボート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaI シンチレーションサーバイメータ
		GM 汚染サーバイメータ
		α・β線サーバイメータ
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備 GM汚染サーバイメータ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれることはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1図
			操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備	参照資料	
		GM汚染サーバイメータ		
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
		第7号	共通要因故障防止 環境条件	・第1項第1号と同じ
	自然現象 外部人為事象		・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－
	溢水 火災			
	サボート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaI シンチレーションサーバイメータ
		GM汚染サーバイメータ
		α・β線サーバイメータ
		小型船舶
		－
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備 $\alpha$ ・ $\beta$ 線サーベイメータ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃） $\leq$ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力（大気圧） $\leq$ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%） $\leq$ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間） $\leq$ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれることはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作性の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
			操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 $\leq 53\text{mSv}^* \leq 100\text{mSv}$ 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備	参照資料
		α・β線サーベイメータ	
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計  ・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）  －
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）  －
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ  －
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ  －
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計  ・VI-1-1-7-別添1
	第7号 共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ  －
自然現象 外部人為事象		・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）  －	
溢水			
火災 サボート系		・下表参照  －	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaI シンチレーションサーベイメータ
		GM 汚染サーベイメータ
		α・β線サーベイメータ
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		小型船舶			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には耐腐食性材料を使用する設計	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	—
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	—
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	—
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第75条 放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中） 及び海上モニタリング		可搬型重大事故等対処設備	参照資料
		小型船舶	
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計
	第7号	共通要因故障防止	環境条件
自然現象		外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）
溢水			
火災			
サボート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	可搬式ダスト・よう素サンブラ
		NaI シンチレーションサーバイメータ
		GM 汚染サーバイメータ
		α・β線サーバイメータ
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		緊急時対策所遮蔽			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：緊急時対策所 EL 約5000mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第7-3-1-1 図 【構造図】：第7-3-2-30 図
			放射線（機器）	・環境放射線（15Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計 ・外観の確認が可能な設計	【構造図】：第7-3-2-30 図	
	第4号	系統の切替性	・切替えせずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	【配置図】：第7-3-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		緊急時対策所遮蔽			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	・VI-1-9-3-2
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
		電力
空気	—	
油	—	
冷却水	—	
水源	—	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
居住性の確保（緊急時対策所）		緊急時対策所空気浄化送風機			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-2-3-1-2図 【構造図】：第7-2-3-4-2図
			放射線（機器）	・環境放射線（27Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数の保管場所に分散配置 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計	【配置図】：第7-2-3-1-2図 【構造図】：第7-2-3-4-2図
			操作準備	・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	
			操作内容	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計	
			状態確認	・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検又は取替が可能な設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図 【構造図】：第7-2-3-4-2図	
第4号	系統の切替性	・通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図	
	内部発生飛散物	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv* ≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第7-2-3-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策所空気浄化送風機		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	【系統図】：第7-2-3-3-1 図 【構造図】：第7-2-3-4-2 図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因故障防止		自然現象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
		外部人為事象			
		溢水			
火災	・下表参照	－			
		サポート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
居住性の確保（緊急時対策所）		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-2-3-1-2図 【構造図】：第7-2-3-4-3図	
			放射線（機器）	・環境放射線（700Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	—（考慮不要）	—	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—	
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数の保管場所に分散配置 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	—（操作不要） —	
			第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・差圧確認が可能な設計 ・内部点検が可能なように、点検口を設ける設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図 【構造図】：第7-2-3-4-3図
			第4号	系統の切替性	・通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図
			第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計
	内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）		—		
	第2項	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第7-2-3-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
—			・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計	【系統図】：第7-2-3-3-1 図 【構造図】：第7-2-3-4-3 図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因故障防止		自然現象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
		外部人為事象			
		溢水			
火災	・下表参照	－			
		サポート系			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
居住性の確保（緊急時対策所）		空気ポンペ加圧設備（空気ポンペ）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-2-3-1-2図 【構造図】：第7-2-3-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（19Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	【系統図】：第7-2-3-3-1図 【構造図】：第7-2-3-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第7-2-3-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数の保管場所に分散配置 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	【構造図】：第7-2-3-4-1図		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計	【配置図】：第7-2-3-1-2図 【構造図】：第7-2-3-4-1図
			操作準備	・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	
			操作内容	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計	
状態確認			・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計		
第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計	【配置図】：第7-2-3-1-2図 【構造図】：第7-2-3-4-1図		
		・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計			
第4号	系統の切替性	・通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第7-2-3-3-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第7-2-3-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計	【系統図】：第7-2-3-3-1 図 【構造図】：第7-2-3-4-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
要因故障防止		自然現象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
		外部人為事象			
		溢水			
サポート系	・下表参照	－			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
可搬式モニタリングポスト		
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		差圧計			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：緊急時対策所EL50800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（0.0037Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・校正ガスによる機能・性能の確認（特性確認又は設計値確認）及び校正が可能な設計	－
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所		－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		差圧計			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-9-4-1
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
		溢水			
		火災			
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
		電力
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
居住性の確保（緊急時対策所）		可搬式エリア放射線モニタ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：緊急時対策所 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第7-1-2-1 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (0.0037Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－ (考慮不要)	－	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	－	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
				操作準備	・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	
				操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	
				状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	－		
	第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	－		
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
			内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備	参照資料		
		可搬式エリア放射線モニタ			
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－	
		第3号 異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－	
		第4号 設置場所	・第1項第6号と同じ	－	
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－	
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
		要因	自然現象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－
			外部人為事象		
			溢水		
防火	・下表参照	－			
防	サポート系				

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
居住性の確保（緊急時対策所）		可搬式モニタリングポスト			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第7-1-2-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	【配置図】第7-1-2-1 図
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能	
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計	
状態確認			・作動状態の確認が可能な設計		
第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）	・模擬入力による機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計	【配置図】第7-1-2-1 図		
第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
	内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】第7-1-2-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備	参照資料		
		可搬式モニタリングポスト			
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－	
		第3号 異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－	
		第4号 設置場所	・第1項第6号と同じ	－	
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	－	
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
	第7号	共通	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
		要因	自然現象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性を考慮し可能な限り頑健性を有する設計）	－
			外部人為事象		
			溢水		
防火	・下表参照	－			
防	サポート系				

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 格納容器代替スプレイ系（常設）による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( ) ・【モータ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】 環境湿度 (85%) ≤設計値 ( ) ・【モータ】 環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-3-1-5図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号と同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には、炭素鋼及びステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1, 3図 【構造図】：第4-4-5-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第4-4-5-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3			
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1, 3図 【構造図】：第4-4-5-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1, 3図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1, 3図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
格納容器代替スプレイ系（常設）による原子炉格納容器内の冷却		低圧原子炉代替注水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード）	低圧原子炉代替注水ポンプ
	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器代替スプレイ系（常設）は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動できることで、非常用所内電気設備を経由した非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去ポンプを用いた残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器代替スプレイ系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、格納容器代替スプレイ系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器代替スプレイ系（常設）は、低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプ及び低圧原子炉代替注水槽は、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及びサブプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。格納容器代替スプレイ系（常設）は、残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、格納容器代替スプレイ系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 格納容器代替スプレイ系（常設）による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽[水源]		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-3-1-5図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し鉄筋コンクリートを使用する設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1,3図 【構造図】：第4-4-5-4-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-5-4-2図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1,3図 【構造図】：第4-4-5-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1,3図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1,3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	【配置図】：第8-3-2-3-1-5図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条		常設重大事故等対処設備		参照資料
格納容器代替スプレイ系（常設）による原子炉格納容器内の冷却		低圧原子炉代替注水槽[水源]		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード）	低圧原子炉代替注水ポンプ
	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器代替スプレイ系（常設）は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動できることで、非常用所内電気設備を経由した非常用ディーゼル発電設備からの給電により駆動する残留熱除去ポンプを用いた残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器代替スプレイ系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、格納容器代替スプレイ系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器代替スプレイ系（常設）は、低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプ及び低圧原子炉代替注水槽は、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及びサブプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。格納容器代替スプレイ系（常設）は、残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、格納容器代替スプレイ系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第64条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		大量送水車				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第9.2-2図 【構造図】：第3-2-2-4-2図	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれることはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図	
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図				
第54条	第1項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ノン接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第8-3-2-3-3-1図	
			試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-2図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-2図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第64条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-2図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード）	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽[水源]	大量送水車 可搬型ストレーナ
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び格納容器代替スプレイ系（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び格納容器代替スプレイ系（常設）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、格納容器代替スプレイ系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、代替淡水源を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び低圧原子炉代替注水槽を水源とする格納容器代替スプレイ系（常設）に対して異なる水源を有する設計とする。大量送水車は、原子炉建物及び原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内の低圧原子炉代替注水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第64条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第9.2-2図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第8-3-2-3-3-1図
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図
			内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
	第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節
	第2項		—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第64条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	残留熱除去系（格納容器冷却モード）	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽【水源】	大量送水車 可搬型ストレーナ
電力	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	サブプレッションチェンバ	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び格納容器代替スプレイ系（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大量送水車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び格納容器代替スプレイ系（常設）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用ディーゼル発電設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、格納容器代替スプレイ系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、代替淡水源を水源とすることで、サブプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系（格納容器冷却モード）及び低圧原子炉代替注水槽を水源とする格納容器代替スプレイ系（常設）に対して異なる水源を有する設計とする。大量送水車は、原子炉建物及び原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建物内の残留熱除去ポンプ及び原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内の低圧原子炉代替注水ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器冷却モード）に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去系（格納容器冷却モード） による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-3-2-1-1-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナを設置	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図 【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条		常設重大事故等対処設備		参照資料
残留熱除去系（格納容器冷却モード） による原子炉格納容器内の冷却		残留熱除去ポンプ		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	(残留熱除去系（格納容器冷却モード）)	残留熱除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器
	(サブプレッションチェンバ)	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去系（格納容器冷却モード） による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-3-2-1-1-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（50kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第8-3-2-1-2-2,4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	【系統図】：第8-3-2-1-2-2,4図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2,4図 【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2,4図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2,4図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去系（格納容器冷却モード） による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	(残留熱除去系（格納容器冷却モード）)	残留熱除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器
	(サブプレッションチェンバ)	サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去系（格納容器冷却モード） による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ[水源]		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-1-1-2図
			放射線（機器）	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4図 【配置図】：第7-1-1図（既工事計画書）
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	【構造図】：第7-1-1図（既工事計画書）			
第2号	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4図 【構造図】：第7-1-1図（既工事計画書）	
		系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4図	
		悪影響防止	系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-1-2-2, 4図
			内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－
		設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去系（格納容器冷却モード） による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	(残留熱除去系（格納容器冷却モード）)	残留熱除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器
	(サブプレッションチェンバ)	サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去（サプレッションプール水 冷却モード）による原子炉格納容器内 の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料		
		残留熱除去ポンプ				
第54条	第1項	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値（ <input type="text"/> ）	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
				圧力	・【ポンプ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ） ・【モータ】環境圧力（大気圧相当）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
				湿度	・環境湿度（100%）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
				屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-3-2-2-1-1 図
				放射線（機器）	・環境放射線（470Gy/7 日間）≤設計値（ <input type="text"/> ）	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
				放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
				海水	－（考慮不要）	【系統図】：第8-3-2-2-2-1, 2 図
				電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）
				荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
				周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1, 2 図 【構造図】：第3-4-4 図（既工事計画書）	
	第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1, 2 図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1, 2 図	
			内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去（サブプレッションプール水冷却モード）による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去（サプレッションプール水 冷却モード）による原子炉格納容器内 の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（66℃（事象初期：100℃））≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧相当）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-3-2-2-1-3図
			放射線（機器）	・環境放射線（50kGy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図 【構造図】：第3-4-3図（既工事計画書）	
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去（サブプレッションプール水冷却モード）による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱除去系熱交換器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去（サブプレッションプール水 冷却モード）による原子炉格納容器内 の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-1-1-2図
			放射線（機器）	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-2-2-1～2図 【配置図】：第7-1-1図（既工事計画書）
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1図（既工事計画書）
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	【構造図】：第7-1-1図（既工事計画書）		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図 【構造図】：第7-1-1図（既工事計画書）
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図
第5号	悪影響防止	系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-2-2-1,2図	
	内部発生飛散物		－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所		－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第64条 残留熱除去（サブプレッションプール水冷却モード）による原子炉格納容器内の冷却		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共有しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）)	残留熱除去ポンプ
	(サブプレッションチェンバ)	残留熱除去系熱交換器 サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-5-1-1-7図
			放射線(機器)	・環境放射線(1.4MGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図 【構造図】：第8-3-5-1-4-3図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
	第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
	第2項 第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-5-1-1-7 図
			放射線(機器)	・環境放射線(290kGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-4 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-2 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計 ・銀ゼオライトの性能試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2 図 【構造図】：第8-3-5-1-4-4 図
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ）
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-5-1-4-2図 【配置図】：第8-3-5-1-2-11図
			放射線(機器)	・環境放射線(62Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-2図
			荷重	・地震、風(台風)及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪の影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・取替が可能な設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図 【構造図】：第8-3-5-1-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-2図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		遠隔手動弁操作機構			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(55°C) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 15300, EL 23800, EL 34800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第 2.3 項 【設計値】：放射線評価手法 1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能の確認が可能な設計 ・分解点検が可能な設計 ・規定トルクによる開閉試験が可能な設計	－	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	(設置許可系統図) 第9.3-3 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第9.3-3 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋内現場操作	(設置許可系統図) 第9.3-3 図 ・VI-1-1-7 第2.3項	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条		格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備	参照資料
				遠隔手動弁操作機構	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項		—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式室素供給装置			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-5-1-1-1図
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-1,2図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図
			荷重	・地震、風(台風)及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪の影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散保管 ・地震により生じる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災の波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-5-1-3-1,2図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作による操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-1,2図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-5-1-1-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検又は取替が可能な設計 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-1,2図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-5-1-3-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とするにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【系統図】：第8-3-5-1-3-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3項	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第65条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱		可搬型重大事故等対処設備	参照資料
		可搬式窒素供給装置	
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	・ 簡便な接続方式等を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・ 複数の系統での接続方式の統一を図った設計 【系統図】：第8-3-5-1-3-1, 2 図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1, 2 図
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	・ 建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計 -
		第4号 設置場所	・ 第1項第6号と同じ -
		第5号 保管場所	・ 第3項第7号と同じ -
		第6号 アクセスルート	・ 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・ VI-1-1-7-別添1
	第7号 共通要因故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ -
		自然現象 外部人為事象	・ 重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない ・ VI-1-1-3 ・ VI-1-1-7-別添1 ・ VI-1-1-7-別添2
		溢水	・ 重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない ・ VI-1-1-9
		火災	・ 重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない ・ VI-1-1-8
	サポート系	・ 下表参照 -	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	-	第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 遠隔手動弁操作機構 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽 配管遮蔽 可搬式窒素供給装置 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、格納容器フィルタベント系は、可搬型代替交流電源設備又は人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱代替除去ポンプ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境温度(66℃) ≤設計値( <input type="text" value="8"/> )</li> <li>・【モータ】 環境温度(66℃) ≤設計値( <input type="text" value="8"/> )</li> </ul>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 1300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ポンプ】 環境圧力(大気圧) ≤設計値( <input type="text" value="8"/> )</li> <li>・【モータ】 環境圧力(大気圧) ≤設計値( <input type="text" value="8"/> )</li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】： [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法4
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境湿度(85%) ≤設計値( <input type="text" value="8"/> )</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】第8-3-2-6-1-1図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線（17kGy/7日間） ≤設計値( <input type="text" value="8"/> )</li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	【系統図】第8-3-2-6-3-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】第8-3-2-6-4-1図
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
	冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室での操作が可能な設計</li> <li>・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計</li> <li>・作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計</li> <li>・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計</li> <li>・分解点検が可能な設計</li> </ul>	【系統図】第8-3-2-6-3-1図 【構成図】第8-3-2-6-4-1図	
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】第8-3-2-6-3-1図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】第8-3-2-6-3-1図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		残留熱代替除去ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計 ・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	-
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	-	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	-		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	-	残留熱代替除去ポンプ
		残留熱除去系熱交換器
		移動式代替熱交換設備
		大型送水ポンプ車
		移動式代替熱交換設備ストレート
		サブプレッションチェンバ[水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との隔離を考慮した設計とする。残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備 残留熱除去系熱交換器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66°C (事象初期: 100°C)) ≤ 設計値 ( )	【設置場所】: 原子炉建物原子炉棟 EL23800 mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤ 設計値 ( )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤ 設計値 ( )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】: 第8-3-2-6-1-3図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (50kGy/7日間) ≤ 設計値 ( )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-2-6-3-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】: 第3-4-3図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設備区画の止水対策等を実施する方針	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-2-6-3-1図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】: 第8-3-2-6-3-1図 【構造図】: 第3-4-3図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】: 第8-3-2-6-3-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】: 第8-3-2-6-3-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料
		残留熱除去系熱交換器		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	-	残留熱代替除去ポンプ
		残留熱除去系熱交換器
		移動式代替熱交換設備
		大型送水ポンプ車
		移動式代替熱交換設備ストレート
		サブプレッションチェンバ[水源]
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との隔離を考慮した設計とする。残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条 残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-6-3-1～3図 【配置図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-6-3-1～3図 【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-6-3-1～3図
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-6-3-1～3図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第65条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		サブプレッションチェンバ[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器 移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備ストレナー サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>残留熱代替除去系及び格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との隔離を考慮した設計とする。残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプは原子炉建物付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブプレッションチェンバは原子炉建物原子炉棟内に設置し、格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は第1ベントフィルタ格納槽内に、圧力開放板は原子炉建物近傍の屋外に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、残留熱代替除去系と格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 ペDESTAL代替注水系（常設）による 原子炉格納容器下部への注水		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/> ・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/> ・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-4-1-5図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号と同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には、炭素鋼及びステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1,3図 【構造図】：第4-4-5-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第4-4-5-4-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1,3図 【構造図】：第4-4-5-4-1図		
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1,3図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1,3図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
ベDESTAL代替注水系（常設）による 原子炉格納容器下部への注水		低圧原子炉代替注水ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	低圧原子炉代替注水ポンプ
		コリウムシールド
		低圧原子炉代替注水槽【水源】
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>ベDESTAL代替注水系（常設）、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ベDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>ベDESTAL代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ベDESTAL代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、ベDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ベDESTAL代替注水系（常設）並びにベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 ペDESTAL代替注水系（常設）による 原子炉格納容器下部への注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		コリウムシールド			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 6400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法4
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・淡水だけでなく海水も使用することから、海水の影響を考慮した ZrO <sub>2</sub> を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図 (設置許可系統図) 第9.4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	(設置許可系統図) 第9.4-1図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第9.4-1図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条		常設重大事故等対処設備		参照資料		
ベDESTAL代替注水系（常設）による 原子炉格納容器下部への注水		コリウムシールド				
第54条	第1項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	－	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	－	
	第2項	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計）	－	
			溢水			
			火災			
サボート系	・下表参照	－				
第3項	－	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	－			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	低圧原子炉代替注水ポンプ
		コリウムシールド
		低圧原子炉代替注水槽【水源】
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>ベDESTAL代替注水系（常設）、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ベDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>ベDESTAL代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ベDESTAL代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、ベDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ベDESTAL代替注水系（常設）並びにベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 ペDESTAL代替注水系（常設）による 原子炉格納容器下部への注水		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽[水源]		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-4-1-5 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し鉄筋コンクリートを使用する設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1, 3 図 【構造図】：第4-4-5-4-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-5-4-2 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1, 3 図 【構造図】：第4-4-5-4-2 図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1, 3 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1, 3 図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 ペDESTAL代替注水系（常設）による 原子炉格納容器下部への注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		低圧原子炉代替注水槽[水源]			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	低圧原子炉代替注水ポンプ コリウムシールド 低圧原子炉代替注水槽[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ペDESTAL代替注水系（常設）、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ペDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>ペDESTAL代替注水系（常設）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ペDESTAL代替注水系（常設）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、ペDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ペDESTAL代替注水系（常設）並びにペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
ペDESTAL代替注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-4-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第9.4-2図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図		
	第2項	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-4-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第8-3-2-4-3-1図
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-2図	
第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-2図		
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 ペDESTAL代替注水系（可搬型）による 原子炉格納容器下部への注水		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1 図 【構造図】：第3-2-2-4-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第8-3-2-4-1-1 図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1
			溢水		
			火災		
サポート系	・下表参照	—			

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽[水源]	大量送水車 可搬型ストレーナ コリウムシールド
電力	—	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	—	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ペDESTAL代替注水系（常設）、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ペDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ペDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ペDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ペDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ペDESTAL代替注水系（常設）並びにペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
ベデスタル代替注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		可搬型ストレーナ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-4-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第9.4-2図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	—（考慮不要）	—				
第54条	第1項	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-4-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第8-3-2-4-3-1図	
			第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図
			第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図
			第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図
				悪影響防止 内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
			第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
ペDESTAL代替注水系（可搬型）による 原子炉格納容器下部への注水		可搬型ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
	第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－	
	第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－	
	第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1	
溢水					
火災					
サポート系			・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽【水源】	大量送水車 可搬型ストレーナ コリウムシールド
電力	－	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	－	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>ペDESTAL代替注水系（常設）、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ペDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ペDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ペDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ペDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ペDESTAL代替注水系（常設）並びにペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
ペDESTAL代替注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		コリウムシールド			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 6400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法4
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	（設置許可系統図）第9.4-2図
			放射線（機器）	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・淡水だけでなく海水も使用することから、海水の影響を考慮した ZrO <sub>2</sub> を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-4-3-1図 （設置許可系統図）第9.4-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・外観の確認が可能な設計	（設置許可系統図）第9.4-2図
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第9.4-2図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
ベDESTAL代替注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		コリウムシールド			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	－
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	－
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計）	－
			溢水		
			火災		
サポート系	・下表参照	－			
第3項	－	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	－		

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽[水源]	大量送水車 可搬型ストレーナ コリウムシールド
電力	－	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	－	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ベDESTAL代替注水系（常設）、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ベDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ベDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ベDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ベDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ベDESTAL代替注水系（常設）並びにベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	（設置許可系統図）第9.4-3図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図		
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第8-3-2-3-3-1図
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-2 図 【構造図】：第3-2-2-4-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第8-3-2-3-1-1 図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1
			溢水		
			火災		
サポート系	・下表参照	—			

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽[水源]	大量送水車
			可搬型ストレーナ
			コリウムシールド
電力	—	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	—	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ベデスタル代替注水系（常設）、ベデスタル代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ベデスタル代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ベデスタル代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ベデスタル代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするベデスタル代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ベデスタル代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ベデスタル代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ベデスタル代替注水系（常設）並びにベデスタル代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		可搬型ストレーナ				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	（設置許可系統図）第9.4-3図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	—（考慮不要）	—				
第54条	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図 【系統図】：第8-3-2-3-3-1図	
			試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・差圧確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図 【構造図】：第3-2-2-4-3図	
			系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図	
			悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図
				内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレーナ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1
			溢水		
			火災		
サポート系	・下表参照	－			

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽[水源]	大量送水車 可搬型ストレーナ コリウムシールド
電力	－	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	－	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ペDESTAL代替注水系（常設）、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ペDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ペDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ペDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ペDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ペDESTAL代替注水系（常設）並びにペDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		コリウムシールド			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉格納容器 EL 6400mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法4
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	（設置許可系統図）第9.4-3図
			放射線（機器）	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・淡水だけでなく海水も使用することから、海水の影響を考慮した ZrO <sub>2</sub> を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-3-3-1図 （設置許可系統図）第9.4-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・外観の確認が可能な設計	（設置許可系統図）第9.4-3図
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第9.4-3図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条		格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水		常設重大事故等対処設備	参照資料	
				コリウムシールド		
第54条	第1項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	－	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	－	
	第2項	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計）	－	
			溢水			
			火災			
サポート系	・下表参照	－				
第3項	－	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	－			

	設計基準事故対処設備等	常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	－	低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水槽[水源]	大量送水車
			可搬型ストレータ
			コリウムシールド
電力	－	常設代替交流電源設備	ディーゼルエンジン
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	－	低圧原子炉代替注水槽	代替淡水源
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>ベDESTAL代替注水系（常設）、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ベDESTAL代替注水系（常設）の低圧原子炉代替注水ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、ベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）の大量送水車をディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ベDESTAL代替注水系（常設）は低圧原子炉代替注水槽を水源とすることで、代替淡水源を水源とするベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>低圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽内に設置し、大量送水車は原子炉建物外の低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ベDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、ベDESTAL代替注水系（可搬型）の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>大量送水車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、ベDESTAL代替注水系（常設）並びにベDESTAL代替注水系（可搬型）及び格納容器代替スプレイ系（可搬型）は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 高圧原子炉代替注水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (100℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-7-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-2-7-2-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-3-4-1 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作スイッチは運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-7-1-1 図 【系統図】：第8-3-2-7-2-1 図	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-7-2-1 図 【構造図】：第4-4-3-4-1 図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-7-2-1 図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-7-2-1 図	
		内部発生飛散物	・飛散物の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第8-3-2-7-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 高圧原子炉代替注水ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレナ
		低圧原子炉代替注水槽[水源]
		サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 ほう酸水注入ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL34800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-9-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (100Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-2図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-9-1-1図 【系統図】：第8-3-2-9-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図 【構造図】：第6-4-2図 (既工事計画書)
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図
			内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
	第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第8-3-2-9-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 ほう酸水注入ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレーナ
		低圧原子炉代替注水槽[水源]
		サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 ほう酸水貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 34800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-9-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第6-4-3図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図		
	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・ほう酸濃度及びタンク水位の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図 【構造図】：第6-4-3図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	【系統図】：第8-3-2-9-2-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 ほう酸水貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
	第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
	第2項 第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレーナ
		低圧原子炉代替注水槽[水源]
		サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( ) ・【モータ】 環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】 環境湿度 (85%) ≤設計値 ( ) ・【モータ】 環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-2-8-1-5 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号と同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には、炭素鋼及びステンレス鋼材料を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図 【構造図】：第4-4-5-4-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】：第4-4-5-4-1 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計	・VI-1-4-3			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図 【構造図】：第4-4-5-4-1 図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所		・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレータ
		低圧原子炉代替注水槽【水源】
		サブプレッションチェンバ【水源】
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-8-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	(設置許可系統図) 第9.4-5図 【構造図】：第3-2-2-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	【構造図】：第3-2-2-4-1図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第8-3-2-8-2-1図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-8-1-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図 【系統図】：第8-3-2-8-2-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-8-2-1図 【構造図】：第3-2-2-4-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-8-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大量送水車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-2 図 【構造図】：第3-2-2-4-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第8-3-2-8-1-1 図
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7項	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレーナ
		低圧原子炉代替注水槽【水源】
		サブプレッションチェンバ【水源】
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレート			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-8-1-1 図 【構造図】：第3-2-2-4-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料を使用する設計	(設置許可系統図) 第9.4-5 図 【構造図】：第3-2-2-4-3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第3-2-2-4-3 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	操作の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計</li> <li>必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能</li> <li>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】：第8-3-2-8-1-1 図 【構造図】：第3-2-2-4-3 図 【系統図】：第8-3-2-8-2-1 図	
	第3項	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</li> <li>他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。</li> <li>差圧確認が可能な設計とする。</li> <li>内部の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	【系統図】：第8-3-2-8-2-1 図 【構造図】：第3-2-2-4-3 図	
	第4項	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1 図	
	第5項	悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1 図
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6項	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の最大被ばく線量を下回る</li> <li>現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv</li> <li>注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作</li> </ul>	【配置図】：第8-3-2-8-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬型ストレータ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレータ
		低圧原子炉代替注水槽 [水源]
		サブプレッションチェンバ [水源]
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	－	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽 [水源]		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：8-3-2-8-1-5 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し鉄筋コンクリートを使用する設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図 【構造図】：第4-4-5-4-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-4-5-4-2 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図 【構造図】：第4-4-5-4-2 図	
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・通常時の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-8-2-1～2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	・VI-1-1-10	
第6号	設置場所		－ (操作不要)	【配置図】：第8-3-2-8-1-5 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 低圧原子炉代替注水槽 [水源]		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレーナ
		低圧原子炉代替注水槽 [水源]
		サブプレッションチェンバ [水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ[水源]		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-1-1-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	・海水を通水しない	【系統図】：第8-3-2-7-2-1図 【配置図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【配置図】：第7-1-1図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 ・全体漏えい率試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-7-2-1図 【構造図】：第7-1-1図 (既工事計画書)	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-7-2-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-7-2-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第66条 溶融炉心の落下遅延及び防止		常設重大事故等対処設備 サブプレッションチェンバ[水源]		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・共有しない設計	—	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	—	高圧原子炉代替注水ポンプ
		ほう酸水注入ポンプ
		ほう酸水貯蔵タンク
		低圧原子炉代替注水ポンプ
		大量送水車
		可搬型ストレーナ
		低圧原子炉代替注水槽 [水源]
		サブプレッションチェンバ[水源]
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第1項	環境 条件 にお ける 健全 性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ 格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-3-4-1-7図
			放射線(機器)	・環境放射線(1.4MGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3 項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図		
	第2号	操作の 確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成 等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図 【構造図】：第8-3-5-1-4-3図	
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図		
第5号	悪影響 防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	可燃性ガス濃度制御系	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-3-4-1-7 図
			放射線(機器)	・環境放射線(290kGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-4 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計 ・銀ゼオライトの性能試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図 【構造図】：第8-3-5-1-4-4 図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	可燃性ガス濃度制御系	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-5-1-4-2図 【配置図】：第8-3-5-1-2-11図
			放射線(機器)	・環境放射線(62Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-2図
			荷重	・地震, 風(台風)及び積雪による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・積雪の影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・取替が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図 【構造図】：第8-3-5-1-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	可燃性ガス濃度制御系	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		遠隔手動弁操作機構			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(55°C) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 15300, EL 23800, EL 34800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・作動状態の確認が可能な設計	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能の確認が可能な設計 ・分解点検が可能な設計 ・規定トルクによる開閉試験が可能な設計	－
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	(設置許可系統図) 第9.3-3 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第9.3-3 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋内現場操作	(設置許可系統図) 第9.3-3 図 ・VI-1-1-7 第2.3項	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		遠隔手動弁操作機構			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	－
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	－
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	
第3項	－	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	可燃性ガス濃度制御系	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式室素供給装置			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-3-4-1-1図
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第8-3-3-4-1,2図
			荷重	・地震、風(台風)及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪の影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散保管 ・地震により生じる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災の波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図		
	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作による操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-3-4-1-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検又は取替が可能な設計 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-4-1,2図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とするにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-3-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3項	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第67条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		可搬型重大事故等対処設備	可搬式窒素供給装置	参照資料
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処 設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処 設備の接続性	・簡便な接続方式等を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・複数の系統での接続方式の統一を図った設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-3-4-1,2図
		第3号 異なる複数の接続箇所 の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位 置に複数箇所設置する設計	—
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設 備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び 通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号 共通要 因故障 防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基 準事故対処設備等がない	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
		溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基 準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
		火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基 準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	可燃性ガス濃度制御系  —	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ）
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から の給電により駆動できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		静的触媒式水素処理装置			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(66℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧相当) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	【配置図】：第8-3-3-2-1-1 図
			放射線（機器）	・環境放射線(470Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-3-2-2-1 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認として触媒カートリッジの水素処理性能の確認及び外観の確認が可能な設計	【構造図】：第8-3-3-2-2-1 図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第9.6-2 図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛来物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		静的触媒式水素処理装置			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない（可能な限り多様性、位置的分散を図る設計、若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計）	—
			溢水		—
			火災		—
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	静的触媒式水素処理装置
		静的触媒式水素処理装置入口温度
		静的触媒式水素処理装置出口温度
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度と原子炉建物水素濃度は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。また、静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電により作動できる設計とし、原子炉建物水素濃度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により作動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-3-4-1-7 図
			放射線(機器)	・環境放射線(1.4MGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-3 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図 【構造図】：第8-3-5-1-4-3 図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2 図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタスクラバ容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(60℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：第1ベントフィルタ格納槽 EL 2700mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第8-3-3-4-1-7図
			放射線(機器)	・環境放射線(290kGy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第8-3-5-1-4-4図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に設置する	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計 ・銀ゼオライトの性能試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図 【構造図】：第8-3-5-1-4-4図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図
	第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

**島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）**

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス の排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】: 第8-3-5-1-4-2 図 【配置図】: 第8-3-5-1-2-11 図
			放射線(機器)	・環境放射線(62Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-3-4-2-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】: 第8-3-5-1-4-2 図
			荷重	・地震, 風(台風)及び積雪による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・積雪の影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-3-4-2-2 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・取替が可能な設計	【系統図】: 第8-3-3-4-2-2 図 【構造図】: 第8-3-5-1-4-2 図	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】: 第8-3-3-4-2-2 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】: 第8-3-3-4-2-2 図		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

**島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）**

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		圧力開放板			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		遠隔手動弁操作機構			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(55°C) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 15300, EL 23800, EL 34800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤ 設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災の波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	(設置許可系統図) 第9.3-3 図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能の確認が可能な設計 ・分解点検が可能な設計 ・規定トルクによる開閉試験が可能な設計	－	
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	(設置許可系統図) 第9.3-3 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第9.3-3 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋内現場操作	(設置許可系統図) 第9.3-3 図 ・VI-1-1-7 第2.3項		

**島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）**

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		遠隔手動弁操作機構			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	—（容量等に該当しない）	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬式室素供給装置			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】：第8-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-3-4-1-1図
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3項 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており、電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第8-3-3-4-1,2図
			荷重	・地震、風(台風)及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪の影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる。	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数個所に分散保管 ・地震により生じる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災の波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水の波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図		
	第2号	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作による操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-4-1,2図 【配置図】：第8-3-3-4-1-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検又は取替が可能な設計 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図 【構造図】：第8-3-3-4-1,2図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とするにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【系統図】：第8-3-3-4-2-1,2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断LOCA) + ECCS注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-3-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3項	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

**島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）**

第68条 格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		可搬型重大事故等対処設備	参照資料
		可搬式窒素供給装置	
第54条	第3項	第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式等を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・複数の系統での接続方式の統一を図った設計 【系統図】：第8-3-3-4-2-1, 2 図 【構造図】：第8-3-3-4-1, 2 図
		第3号 異なる複数の接続箇所の確保	・建物の異なる面の隣接しない位置又は屋内及び建物面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する設計 -
		第4号 設置場所	・第1項第6号に同じ -
		第5号 保管場所	・第3項第7号と同じ -
		第6号 アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・ VI-1-1-7-別添1
	第7号 共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
		自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない ・ VI-1-1-3 ・ VI-1-1-7-別添1 ・ VI-1-1-7-別添2
		溢水	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない ・ VI-1-1-9
		火災	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない ・ VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	-	第1ベントフィルタスクラバ容器
		第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器
		圧力開放板
		遠隔手動弁操作機構
		第1ベントフィルタ格納槽遮蔽
		配管遮蔽
		可搬式窒素供給装置
		第1ベントフィルタ出口水素濃度
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ）
		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-5-1-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1図 【構造図】：第3-2-3-4-2図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそこなわれないことはない	【構造図】：第3-2-3-4-1図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナを設置	【系統図】：第8-3-2-5-2-1図		
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-5-1-1図 【構造図】：第3-2-3-4-1図 【系統図】：第8-3-2-5-2-1図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-5-2-1図 【構造図】：第3-2-3-4-2図
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-5-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1	
溢水					
火災 サポート系			・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車 放水砲
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車及び放水砲は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 放水砲		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮したステンレス系材料及び青銅铸件系材料を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図			
第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図	
		操作準備	・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備 ・車両による運搬、移動が可能な設計		
		操作内容	・必要により設置場所にて輪留めによる固定等が可能 ・接続は簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて、ホースを確実に接続することができる設計		
		状態確認	・作動状態の確認が可能な設計		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 大気への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		放水砲			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
溢水					
火災 サポート系			・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車 放水砲
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車及び放水砲は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 放射性物質吸着材		参照資料
第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
		圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
		湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
		屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(設置許可配置図) 第9.7-2図
		放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
		放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
		海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮したゼオライトを使用する設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
		電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
		荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
		周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
		操作準備		
		操作内容		
状態確認				
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可配置図) 第9.7-2図・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		放射性物質吸着材			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水		
			火災		
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	放射性物質吸着材
		シルトフェンス
		小型船舶
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	海洋拡散抑制設備である放射性物質吸着材、シルトフェンス及び小型船舶は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 シルトフェンス		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(設置許可配置図) 第9.7-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した耐腐食性材料を使用する設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2項	第2号	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
			操作準備		
			操作内容		
	状態確認				
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可配置図) 第9.7-2図
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可配置図) 第9.7-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		シルトフェンス			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
溢水					
火災 サポート系			・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	放射性物質吸着材
		シルトフェンス
		小型船舶
		－
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	海洋拡散抑制設備である放射性物質吸着材、シルトフェンス及び小型船舶は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備 小型船舶		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水又は海で使用するため、海水影響を考慮し接液部には耐腐食性材料を使用する設計	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備との位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
第2項	第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備	—
			操作準備	・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業現場の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・人力又は車両による運搬、移動が可能な設計	—
			操作内容	・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計	—
			状態確認	・作動状態の確認が可能な設計	—
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切り替えせずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 海洋への放射性物質の拡散抑制		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		小型船舶			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	－（容量等に該当しない）	－
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
溢水					
火災					
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	放射性物質吸着材
		シルトフェンス
		小型船舶
		－
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	海洋拡散抑制設備である放射性物質吸着材、シルトフェンス及び小型船舶は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 航空機燃料火災への泡消火		可搬型重大事故等対処設備 大型送水ポンプ車		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 【構造図】：第3-2-3-4-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮し接液部には鋳物を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図 【構造図】：第3-2-3-4-2 図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能がそなわれないことはない	【構造図】：第3-2-3-4-1 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナを設置	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 【構造図】：第3-2-3-4-1 図 【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図	
		試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図 【構造図】：第3-2-3-4-2 図	
		系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図	
		悪影響防止	系統設計	・他の系統から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図
			内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
		設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 航空機燃料火災への泡消火		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		大型送水ポンプ車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（常設設備と接続しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-7-別添1	
溢水					
火災					
		サボート系	・下表参照	－	

位置的分散を図る 対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
		大型送水ポンプ車	放水砲 泡消火薬剤容器
電力	－	－	－
空気	－	－	－
油	－	－	－
冷却水	－	－	－
水源	－	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車、放水砲及び泡消火薬剤容器は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。		



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 航空機燃料火災への泡消火		可搬型重大事故等対処設備 放水砲		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮したステンレス系材料及び青銅铸件系材料を使用する設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	・系統外部から異物が混入することを防止するため、ストレーナ等を設置	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図			
第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図	
		操作準備	・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備 ・車両による運搬、移動が可能な設計		
		操作内容	・必要により設置場所にて輪留めによる固定等が可能 ・接続は簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて、ホースを確実に接続することができる設計		
		状態確認	・作動状態の確認が可能な設計		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第8-3-2-5-2-1 図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第8-3-2-5-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 航空機燃料火災への泡消火		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		放水砲			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要 因故障 防止	・第1項第1号と 同じ	－	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
溢水					
火災					
	サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車
		放水砲
		泡消火薬剤容器
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車、放水砲及び泡消火薬剤容器は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 航空機燃料火災への泡消火		可搬型重大事故等対処設備 泡消火薬剤容器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(設置許可配置図) 第9.7-3図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮したゼオライトを使用する設計	(設置許可配置図) 第9.7-3図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
第2号	操作の確実性	操作環境	・十分な操作空間を確保する設計	(設置許可配置図) 第9.7-3図	
		操作準備	・防護具、可搬型照明等は重大事故等に迅速に使用できる場所に配備		
		操作内容	・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計		
		状態確認	・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・接続は簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて、ホースを確実に接続することができる設計		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可配置図) 第9.7-3図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可配置図) 第9.7-3図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可配置図) 第9.7-3図 ・VI-1-1-7 第2.3節		
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第70条 航空機燃料火災への泡消火		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		泡消火薬剤容器			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
自然現象 外部人為事象			・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－	
溢水					
火災 サポート系			・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	大型送水ポンプ車
		放水砲
		泡消火薬剤容器
		－
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	原子炉建物放水設備である大型送水ポンプ車、放水砲及び泡消火薬剤容器は、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物から離れた屋外に保管する。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 被ばく線量の低減		常設重大事故等対処設備 非常用ガス処理系排風機		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL34800 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (38kGy/7 日間) ≤設計値 ( )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	－	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 被ばく線量の低減		常設重大事故等対処設備 非常用ガス処理系排風機		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備 非常用ガス処理系排風機 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置
位置的分散を図る対象設備	—	—
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	非常用ガス処理系及び原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 被ばく線量の低減		常設重大事故等対処設備 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL51700 mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法4
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (470Gy/7 日間) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する。	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室での操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場において人力で操作を行うハンドルは、手動操作が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	－	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第74条 被ばく線量の低減		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	—	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-9
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	非常用ガス処理系排風機 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	非常用ガス処理系及び原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

— 重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		原子炉压力容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉格納容器 EL15300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第1-3-4図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・使用時に海水を通水するため, 海水影響を考慮し接液部にはステンレス系材料及びニッケル合金を使用する設計	【構造図】：第4-3-1図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第4-3-1図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・内部確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計とする	【構造図】：第4-3-1図 (既工事計画書)
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	—	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉压力容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・ 系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・ VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・ 共用しない設計	—	
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 地震に対しては, 技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・ 地震及び津波に対しては, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・ 地震, 津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-3	
		溢水	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・ VI-1-1-9	
		火災	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 火災に対しては, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・ VI-1-1-8	
	サポート系	・ 下表参照	—		
第3項	—	・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉压力容器)	原子炉压力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	—	原子炉建物原子炉棟
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉格納容器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (200℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL1300mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法5
			圧力	・環境圧力 (0.853MPa) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法3
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第1-3-9 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (740kGy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・淡水だけでなく海水も使用することから、海水の影響を考慮した炭素鋼材料を使用する設計	【構造図】：第7-1-1 図 (既工事計画書)
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第7-1-1 図 (既工事計画書)
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする ・全体漏えい率試験が可能な設計とする	【構造図】：第7-1-1 図 (既工事計画書)
		第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉格納容器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・ 系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・ VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・ 共用しない設計	—	
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ	—
		自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 地震に対しては, 技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・ 地震及び津波に対しては, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・ 地震, 津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-3	
		溢水	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・ VI-1-1-9	
		火災	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 火災に対しては, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・ VI-1-1-8	
	サポート系	・ 下表参照	—		
第3項	—	・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉圧力容器)	原子炉圧力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	—	原子炉建物原子炉棟
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路、注水先、注入先、排出元等		原子炉建物原子炉棟			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第1-3-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする	—	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	— (操作不要)	—		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		原子炉建物原子炉棟			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	— (容量等に該当しない)	—
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故緩和設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない(可能な限り多様性, 位置的分散を図る設計, 若しくは修復性等を考慮し, 可能な限り頑健性を有する設計)	—
			溢水		
			火災		
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(原子炉压力容器)	原子炉压力容器
	(原子炉格納容器)	原子炉格納容器
	(燃料プール)	燃料プール
	—	原子炉建物原子炉棟
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		可搬型重大事故等対処設備 高圧発電機車		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	—	
			荷重	・地震, 風 (台風), 積雪による荷重を考慮して, 機能を損なわない設計とするとともに, 必要により当該設備の落下防止, 転倒防止, 固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し, 火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第54条	第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具, 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬, 移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは, 運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷, 系統負荷, 模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする ・分解又は取替が可能な設計とする ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように, 系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による減圧		高圧発電機車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計 【単線結線図】：第1-4-5図	
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	・建物面の隣接しない位置に複数箇所設置する設計 【配置図】：第9-1-1-4-1-1図	
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・VI-1-1-7-別添1	
		第7号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		

	設計基準事故対処設備等		重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)		高圧発電機車	
位置的分散を図る 対象設備			BI-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 230V系充電器(常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ	
電力	—		—	
空気	—		—	
油	—		—	
冷却水	—		—	
水源	—		—	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、BI-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレー系蓄電池、B-115V系蓄電池、BI-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、BI-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>			



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 B1-115V系充電器 (SA)		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-1-1-2図 【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) +ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-1-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による減圧		B1-115V系充電器 (SA)			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	重大事故等対処設備	
			高圧発電機車	B1-115V系充電器 (SA) SA用115V系充電器 230V系充電器 (常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—	—	—
空気	—	—	—	—
油	—	—	—	—
冷却水	—	—	—	—
水源	—	—	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用) により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池 (RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイス系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器 (常用) 及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 SA用115V系充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-4図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-1-1-1図 【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-4図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-4図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能のように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による減圧		SA用115V系充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車 B1-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 230V系充電器(常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレー系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 230V系充電器（常用）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-2 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－（考慮不要）	－			
第54条	第1項	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-1-1-1 図 【単線結線図】：第1-4-5 図 【構造図】：第9-1-2-1-2-2 図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5 図 【構造図】：第9-1-2-1-2-2 図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能のように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5 図
		第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5 図
			内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－
		第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-1-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料
可搬型直流電源設備による減圧		230V系充電器（常用）		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車 B1-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 230V系充電器(常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			荷重	・地震, 風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図				
第54条	第1項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具, 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて, 確実に作業ができる設計 ・工具は, 作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は, 手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続, フランジ接続又はより簡便な接続方式等により, 確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように, 系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による減圧		ガスタービン発電機用軽油タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器(SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器(常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ		
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			電磁的障害		【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。			【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第5号	系統設計		・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
	内部発生飛散物		— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による減圧		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
		非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車 B1-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 230V系充電器(常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—	—
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	—	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。			【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第5号	悪影響防止		・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
	内部発生飛散物		— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備	参照資料	
				B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
			第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
				自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
				溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
				火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—			

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
		非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車 B1-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 230V系充電器(常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—	—
空気	—	—	—
油	—	—	—
冷却水	—	—	—
水源	—	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料
可搬型直流電源設備による減圧		ディーゼル燃料貯蔵タンク		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・ -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・ -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車 B1-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 230V系充電器(常用) ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-4-3-7図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-4-3-8図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器(SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器(常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物の離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条 可搬型直流電源設備による減圧		常設重大事故等対処設備 SRV用電源切替盤		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第1項	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	－	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第61条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による減圧		SRV用電源切替盤			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	A-115V系蓄電池	SRV用電源切替盤
	B-115V系蓄電池	
	B1-115V系蓄電池(SA)	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレー系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所を設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2-10図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-2-1-4図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-8図 【構造図】：第9-1-2-2-2-10図
	第4号	系統の切替性		－（本来の用途として使用する）	－
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-8図
			内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－
	第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-2-1-4図 ・VI-1-1-7 第2.3節
	第2項			・常設重大事故等対処設備に対する条項	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第61条 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧		可搬型重大事故等対処設備 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・ボルト・ネジ接続を用い、容易かつ確実に接続できる設計	【単線結線図】：第1-4-8図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建物等内に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	A-115V 系蓄電池	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）
	B-115V 系蓄電池	
	B1-115V 系蓄電池（SA）	
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設の鉛蓄電池である、A-115V 系蓄電池、B-115V 系蓄電池、B1-115V 系蓄電池（SA）及びSA用115V蓄電池に対して、可搬型の鉛蓄電池とすることで多様性を有する設計とする。 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は、廃棄物処理建物内のA-115V 系蓄電池、B-115V 系蓄電池、B1-115V 系蓄電池（SA）及びSA用115V 系蓄電池と廃棄物処理建物内の異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 47500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解点検が可能な設計とする。 ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図 【構造図】：第9-1-1-3-4-1, 7図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・落雷に対しては、避雷設備又は接地設備により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-3-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-3-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			第5号	悪影響防止	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-3-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用サービスタンク		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 50700 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-6図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-6図 【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-1-3-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用サービスタンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 47500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-3-4-4図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図 【構造図】：第9-1-1-3-4-4図	
	第4号	系統の切替性	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 高圧発電機車		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	—	
			荷重	・地震, 風 (台風), 積雪による荷重を考慮して, 機能を損なわない設計とするとともに, 必要により当該設備の落下防止, 転倒防止, 固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し, 火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第54条	第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具, 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬, 移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは, 運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷, 系統負荷, 模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする ・分解又は取替が可能な設計とする ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように, 系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 高圧発電機車		参照資料		
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	・建物面の隣接しない位置に複数箇所設置する設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図	
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	—	
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—	
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1	
		共通要因故障防止	環境条件	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
				自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
				洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
				火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
サポート系	サポート系	・下表参照	—			

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用交流電源設備	高圧発電機車 ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の発電機をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機の発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所に保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、ガスタービン発電機建物内に設置するガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、高圧発電機車の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに回路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			第5号	悪影響防止	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料
可搬型代替交流電源設備による給電		ガスタービン発電機用軽油タンク		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用交流電源設備	高圧発電機車 ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	-	-
空気	-	-
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の発電機をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機の発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所に保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、ガスタービン発電機建物内に設置するガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、高圧発電機車の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。			【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第5号	悪影響防止		系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
	内部発生飛散物		— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	高圧発電機車
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の発電機をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機の発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所に保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、ガスタービン発電機建物内に設置するガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、高圧発電機車の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図			
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型代替交流電源設備による給電		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	高圧発電機車
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の発電機をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機の発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所に保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、ガスタービン発電機建物内に設置するガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、高圧発電機車の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用交流電源設備	高圧発電機車
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の発電機をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機の発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所に保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、ガスタービン発電機建物内に設置するガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、高圧発電機車の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-4-3-7図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
	第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
第3号		試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-4-3-8図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第4号		系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第5号		悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
第6号		設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型代替交流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	高圧発電機車
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
電力	－	－
空気	－	－
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の発電機をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機の発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所に保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車及びタンクローリは、ガスタービン発電機建物内に設置するガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、高圧発電機車の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに回路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 所内常設蓄電式直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B-115V 系蓄電池			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-3図
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		B-115V系蓄電池			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 所内常設蓄電式直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B1-115V 系蓄電池 (SA)			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2-4,5図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-2-4,5図
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		B1-115V系蓄電池 (SA)			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 所内常設蓄電式直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		230V系蓄電池（RCIC）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値（40℃）	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2-1図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-2-1図
	第4号	系統の切替性	－（本来の用途として使用する）	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		230V系蓄電池（RCIC）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 所内常設蓄電式直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		SA用115V系蓄電池			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-6,7図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-6,7図
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		SA用115V系蓄電池			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		B-115V 系充電器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷, 模擬負荷), 絶縁抵抗測定, 弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外觀の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		B-115V系充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		B1-115V系充電器(SA)			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線(機器)	・環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成等)	・各種負荷(系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外觀の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		B1-115V系充電器 (SA)			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		230V系充電器 (RCIC)			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷, 模擬負荷), 絶縁抵抗測定, 弁の開閉又は試験装置により, 機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外觀の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		230V系充電器（RCIC）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 所内常設蓄電式直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		SA用115V系充電器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-4図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷（系統負荷, 模擬負荷）, 絶縁抵抗測定, 弁の開閉又は試験装置により, 機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外觀の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-1-2-4図	
	第4号	系統の切替性	－（本来の用途として使用する）	－	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電		SA用115V系充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備3系統のうち2系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA用115V系蓄電池		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2-6, 7図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-2-6, 7図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
悪影響防止 内部発生飛散物		－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA用115V系蓄電池		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	SA用115V系蓄電池 SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替直流電源設備は、廃棄物処理建物内に設置し、非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA用115V系充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-4図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-1-2-4図	
	第4号	系統の切替性	－（本来の用途として使用する）	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
内部発生飛散物		－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
	第6号	設置場所	－（操作不要）	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 常設代替直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA用115V系充電器		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		BI-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		SA用115V系蓄電池
		B-115V系充電器
		BI-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		SA用115V系充電器
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	常設代替直流電源設備は、廃棄物処理建物内に設置し、非常用直流電源設備3系統のうち2系統と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 常設代替直流電源設備は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備3系統のうち2系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 高圧発電機車		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	—	
			荷重	・地震, 風 (台風), 積雪による荷重を考慮して, 機能を損なわない設計とするとともに, 必要により当該設備の落下防止, 転倒防止, 固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して, 必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し, 火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第54条	第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具, 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬, 移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは, 運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷, 系統負荷, 模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする ・分解又は取替が可能な設計とする ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-1-4-3-1～4, 9～12図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように, 系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による給電		高圧発電機車			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計 【単線結線図】：第1-4-5図	
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	・建物面の隣接しない位置に複数箇所設置する設計 【配置図】：第9-1-1-4-1-1図	
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	—
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	—
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計 ・第1項第1号に同じ	・VI-1-1-7-別添1 —
		共通要因 故障防止	環境条件	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管	—
			自然現象 外部人為事象	・地震に対しては、転倒しないことを確認する又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器(SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器(常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 B1-115V系充電器 (SA)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-1-1-2図 【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-1-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による給電		B1-115V系充電器 (SA)			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—	
		自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次の影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器 (SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器 (常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用) により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池 (RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器 (常用) 及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所を設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA用115V系充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-1-1-1図 【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-4図	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図 【構造図】：第9-1-2-1-2-4図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) +ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による給電		SA用115V系充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次の影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器 (SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器 (常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用) により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池 (RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器 (常用) 及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 230V系充電器（常用）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-2 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-2-1-1-1 図 【単線結線図】：第1-4-5 図 【構造図】：第9-1-2-1-2-2 図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5 図 【構造図】：第9-1-2-1-2-2 図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5 図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5 図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-2-1-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 230V系充電器（常用）		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・ 系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・ 共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・ 地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			洪水	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
		サポート系	・ 下表参照 -	
第3項	-	・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器 (SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器 (常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用) により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池 (RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器 (常用) 及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			第5号	悪影響防止	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
可搬型直流電源設備による給電		ガスタービン発電機用軽油タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器(SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器(常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-8図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
		第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
	火災		・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器 (SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器 (常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
		電力
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用) により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池 (RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器 (常用) 及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1		
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1		
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1		
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図		
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3		
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—		
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図		
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3		
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図					
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
			第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
					内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
	火災		・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器 (SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器 (常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用) により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池 (RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器 (SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器 (常用) 及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器(SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器(常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-4-3-8 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 可搬型直流電源設備による給電		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図 【系統図】：第9-1-1-4-2-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	高圧発電機車
		B1-115V系充電器(SA)
		SA用115V系充電器
		230V系充電器(常用)
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>可搬型直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、高圧発電機車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)により交流電力を直流に変換できることで、230V系蓄電池(RCIC)、A-115V系蓄電池、高圧炉心スプレィ系蓄電池、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備の高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)及びタンクローリは、屋外の原子炉建物から離れた場所及び廃棄物処理建物内に設置又は保管することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料タンク、原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ、ディーゼル燃料移送ポンプ及び廃棄物処理建物内の異なる区画に設置する充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車の発電機から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備の発電機から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。可搬型直流電源設備の高圧発電機車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 緊急用メタクラ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 54500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 緊急用メタクラ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
	非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C
		メタルクラッド開閉装置 2D
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 メタクラ切替盤		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 23800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	－ (考慮不要)	－	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－	
			海水	－ (考慮不要)	－	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－	
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
			第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
			第4号 系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
			第5号 悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図
				内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－
			第6号 設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 メタクラ切替盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SAロードセンタ
		SA1コントロールセンタ
		SA2コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA電源切替盤
		重大事故操作盤
	非常用所内電気設備HPCS系	メタルクラッド開閉装置 2C
		メタルクラッド開閉装置 2D
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SAロードセンタ、SA1コントロールセンタ、SA2コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 高圧発電機車接続プラグ収納箱		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—	
			荷重	・地震、風 (台風)、積雪による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	—	
			第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
			第4号 系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
			第5号 悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			第6号 設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 高圧発電機車接続プラグ収納箱		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C	
	メタルクラッド開閉装置 2D	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 緊急用メタクラ接続プラグ盤		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	—	
			荷重	・地震、風 (台風)、積雪による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	—	
			第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
			第4号 系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
			第5号 悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			第6号 設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 緊急用メタクラ接続プラグ盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
	非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C
		メタルクラッド開閉装置 2D
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SAロードセンタ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL8200 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SAロードセンタ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SAロードセンタ
		SA1コントロールセンタ
		SA2コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA電源切替盤
		重大事故操作盤
非常用所内電気設備HPCS系	メタルクラッド開閉装置 2C	
	メタルクラッド開閉装置 2D	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SAロードセンタ、SA1コントロールセンタ、SA2コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA1 コントロールセンタ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL8200 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA1 コントロールセンタ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C	
	メタルクラッド開閉装置 2D	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA2 コントロールセンタ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 34800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計。 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA2 コントロールセンタ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
	非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C
		メタルクラッド開閉装置 2D
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 充電器電源切替盤		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第1項	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-5図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-5図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 充電器電源切替盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C	
	メタルクラッド開閉装置 2D	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA 電源切替盤		参照資料	
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 34800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第1号	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 SA 電源切替盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C	
	メタルクラッド開閉装置 2D	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 重大事故操作盤		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：制御室建物 EL 16900 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	－	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
内部発生飛散物		－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
	第6号	設置場所	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 重大事故操作盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C	
	メタルクラッド開閉装置 2D	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 メタルクラウド開閉装置 2C		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 23800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-1図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 メタルクラッド開閉装置 2C		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次の影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
	非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C
		メタルクラッド開閉装置 2D
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 メタルクラウド開閉装置 2D		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 23800 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-1図	
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-1図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 代替所内電源設備による給電		常設重大事故等対処設備 メタルクラッド開閉装置 2D		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次の影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用所内電気設備	緊急用メタクラ
		メタクラ切替盤
		高圧発電機車接続プラグ収納箱
		緊急用メタクラ接続プラグ盤
		SA ロードセンタ
		SA1 コントロールセンタ
		SA2 コントロールセンタ
		充電器電源切替盤
		SA 電源切替盤
		重大事故操作盤
	非常用所内電気設備 HPCS 系	メタルクラッド開閉装置 2C
		メタルクラッド開閉装置 2D
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	代替所内電気設備の緊急用メタクラ、メタクラ切替盤、高圧発電機車接続プラグ収納箱、緊急用メタクラ接続プラグ盤、SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ、SA2 コントロールセンタ、充電器電源切替盤、SA 電源切替盤及び重大事故操作盤は非常用所内電気設備とは異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 非常用ディーゼル発電設備		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (45℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 1300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-4-1, 10 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解点検が可能な設計とする。 ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-1 図 【構造図】：第9-1-1-4-1, 10 図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-1 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第9-1-1-1-3 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 非常用ディーゼル発電設備		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレィ系発電設備)	高圧炉心スプレィ系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (45℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 1300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-2-4-1, 8 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解点検が可能な設計とする。 ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-1 図 【構造図】：第9-1-1-2-4-1, 8 図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-1 図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第9-1-1-2-1-2 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレィ系発電設備)	高圧炉心スプレィ系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-1-4-6 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-1-4-6 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図 【構造図】：第9-1-1-1-4-6 図	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料移送ポンプ		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・ -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 ・ -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレイス系発電設備)	高圧炉心スプレイス系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-1-2図 【構造図】：第9-1-1-1-4-7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-1-4-7図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図 【構造図】：第9-1-1-1-4-7図		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図	
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) +ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-1-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレィ系発電設備)	高圧炉心スプレィ系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-2-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-2-4-6 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-2-4-6 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図			
第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—	
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図 【構造図】：第9-1-1-2-4-6 図		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図	
	内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) +ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-2-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料移送ポンプ		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・ -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 ・ -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレィ系発電設備)	高圧炉心スプレィ系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-8 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8 図 【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-8 図 【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6 図		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・ 共用しない設計 ・ -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・ 第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・ 地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・ 生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・ 落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・ 設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ 火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
		サポート系	・ 下表参照 ・ -	
第3項	-	・ 可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレー系発電設備)	高圧炉心スプレー系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-1-2図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-1-2図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-1-3-6図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-1-1-1-3-6図
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-6図		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・ -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 ・ -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレィ系発電設備)	高圧炉心スプレィ系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-2-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-2-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図 【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-2-4-7 図 【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-2-3-6 図		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-4-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 -
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 -	
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレー系発電設備)	高圧炉心スプレー系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料デイトンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物 EL 8800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第9-1-1-1-4図, 第9-1-1-2-1-3図 【構造図】：第9-1-1-1-4-5図, 第9-1-1-2-4-5図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-4図, 第9-1-1-2-3-4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-5図, 第9-1-1-2-4-5図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-4図, 第9-1-1-2-3-4図			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－		
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-5図 第9-1-1-2-4-5図 【系統図】：第9-1-1-1-3-4図 第9-1-1-2-3-4図		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-4図 第9-1-1-2-3-4図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-1-3-4図 第9-1-1-2-3-4図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用交流電源設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料デイトンク		参照資料
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・ VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 ・ -
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ ・ -
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計 ・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・ VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・ VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照 ・ -		
第3項	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 ・ -		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-非常用ディーゼル発電設備)	A-非常用ディーゼル発電設備
	(B-非常用ディーゼル発電設備)	B-非常用ディーゼル発電設備
	(高圧炉心スプレィ系発電設備)	高圧炉心スプレィ系発電設備
	(A-ディーゼル燃料移送ポンプ)	A-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	B-ディーゼル燃料移送ポンプ
	(ディーゼル燃料移送ポンプ)	ディーゼル燃料移送ポンプ
	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ディーゼル燃料貯蔵タンク
	(ディーゼル燃料デイトンク)	ディーゼル燃料デイトンク
電力	-	-
空気	-	-
油	-	-
冷却水	-	-
水源	-	-
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	-	-



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-115V系蓄電池		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧及び比重測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-2図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-115V系蓄電池		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (A-115V系蓄電池)	重大事故等対処設備 A-115V系蓄電池	
位置的分散を図る 対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池 B1-115V系蓄電池 (SA) 230V系蓄電池 (RCIC)	
	(高圧炉心スプレイ系蓄電池)	高圧炉心スプレイ系蓄電池	
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池	
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池	
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器 B1-115V系充電器 (SA) 230V系充電器 (RCIC)	
	(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器	
	(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
	(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
	電力	—	—
	空気	—	—
	油	—	—
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-115V 系蓄電池		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-3 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3 図 【構造図】：第9-1-2-2-3 図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-115V系蓄電池		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等 (A-115V系蓄電池)	重大事故等対処設備 A-115V系蓄電池	
位置的分散を図る 対象設備	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池 B1-115V系蓄電池 (SA) 230V系蓄電池 (RCIC)	
	(高圧炉心スプレイ系蓄電池)	高圧炉心スプレイ系蓄電池	
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池	
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池	
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器 B1-115V系充電器 (SA) 230V系充電器 (RCIC)	
	(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器	
	(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
	(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
	電力	—	—
	空気	—	—
	油	—	—
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B1-115V系蓄電池 (SA)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2-4,5図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-2-4,5図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		悪影響防止 内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B1-115V系蓄電池 (SA)		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 230V系蓄電池 (RCIC)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-2-1 図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3 図 【構造図】：第9-1-2-2-2-1 図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3 図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 230V系蓄電池（RCIC）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池（SA）
		230V系蓄電池（RCIC）
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器（SA）
		230V系充電器（RCIC）
		高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		高圧炉心スプレイ系蓄電池			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 1300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-8図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧及び比重測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-2-8図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ系蓄電池		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-原子炉中性子計装用蓄電池		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-9図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧及び比重測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-4図 【構造図】：第9-1-2-2-9図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-4図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-原子炉中性子計装用蓄電池		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
高圧炉心スプレイ系充電器		
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-原子炉中性子計装用蓄電池		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-2-2-9図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・電圧及び比重測定が可能な系統設計とする。	【単線結線図】：第1-4-4図 【構造図】：第9-1-2-2-9図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-4図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B-原子炉中性子計装用蓄電池			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
230V系充電器 (RCIC)		
高圧炉心スプレイ系充電器		
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 A-115V系充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷, 模擬負荷), 絶縁抵抗測定, 弁の開閉又は試験装置により, 機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図	
第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A-115V系充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
	溢水		・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9	
	火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8		
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	A-115V系充電器
		B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
	(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-115V系充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図	
第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	－ (操作不要)	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-115V系充電器		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B1-115V系充電器(SA)		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線(機器)	・環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷(系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B1-115V系充電器 (SA)		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池	
		B1-115V系蓄電池 (SA)	
		230V系蓄電池 (RCIC)	
		高圧炉心スプレイ系蓄電池	
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池	
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
		B-115V系充電器	
		B1-115V系充電器 (SA)	
		230V系充電器 (RCIC)	
		(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)		A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器		
電力	—	—	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 230V系充電器（RCIC）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷（系統負荷, 模擬負荷）, 絶縁抵抗測定, 弁の開閉又は試験装置により, 機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図	
第4号	系統の切替性	－（本来の用途として使用する）	－		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 230V系充電器（RCIC）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池
		B1-115V系蓄電池 (SA)
		230V系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系充電器
		B1-115V系充電器 (SA)
		230V系充電器 (RCIC)
高圧炉心スプレイ系充電器		
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ系充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物付属棟 EL 1300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-3図	
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-3図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ系充電器		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備	
位置的分散を図る 対象設備	(A-115V系蓄電池)	A-115V系蓄電池	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V系蓄電池	
		B1-115V系蓄電池 (SA)	
		230V系蓄電池 (RCIC)	
		(高圧炉心スプレイ系蓄電池)	高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池	
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池	
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	(A-115V系充電器)	A-115V系充電器
		B-115V系充電器	
		B1-115V系充電器 (SA)	
		230V系充電器 (RCIC)	
	(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器	
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器		
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器		
電力	—	—	
空気	—	—	
油	—	—	
冷却水	—	—	
水源	—	—	
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A-原子炉中性子計装用充電器			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 15300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-4図
	第4号	系統の切替性	－ (本来の用途として使用する)	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-4図	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	－ (操作不要)	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A-原子炉中性子計装用充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9
			火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-115V 系蓄電池)	A-115V 系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V 系蓄電池
		B1-115V 系蓄電池 (SA)
		230V 系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	A-115V 系充電器
		B-115V 系充電器
		B1-115V 系充電器 (SA)
		230V 系充電器 (RCIC)
	(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備 B-原子炉中性子計装用充電器		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：廃棄物処理建物 EL 12300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	－
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－（考慮不要）	－		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－（操作不要）	－
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・各種負荷（系統負荷, 模擬負荷）, 絶縁抵抗測定, 弁の開閉又は試験装置により, 機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-4図	
第4号	系統の切替性	－（本来の用途として使用する）	－		
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-4図	
		内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－	
第6号	設置場所	－（操作不要）	－		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 非常用直流電源設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B-原子炉中性子計装用充電器			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置	・VI-2 ・VI-1-1-3
	溢水		・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外	・VI-1-1-9	
	火災	・重大事故等時においても使用する設計基準事故対処設備等については、共通要因による機能喪失を想定しないことから、多様性、位置的分散の対象外 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8		
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-115V 系蓄電池)	A-115V 系蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	B-115V 系蓄電池
		B1-115V 系蓄電池 (SA)
		230V 系蓄電池 (RCIC)
		高圧炉心スプレイ系蓄電池
	(A-原子炉中性子計装用蓄電池)	A-原子炉中性子計装用蓄電池
	(B-原子炉中性子計装用蓄電池)	B-原子炉中性子計装用蓄電池
	非常用直流電源設備 (A系及びHPCS系)	A-115V 系充電器
		B-115V 系充電器
		B1-115V 系充電器 (SA)
		230V 系充電器 (RCIC)
	(高圧炉心スプレイ系充電器)	高圧炉心スプレイ系充電器
(A-原子炉中性子計装用充電器)	A-原子炉中性子計装用充電器	
(B-原子炉中性子計装用充電器)	B-原子炉中性子計装用充電器	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	—	—

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
		内部発生飛散物		— (内部発生飛散物による影響なし)	—
	第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機用軽油タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
		第1項	第2号	操作の確実性	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計
試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。			【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-5-1-2-1図	
第5号	悪影響防止		・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
	内部発生飛散物		— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 燃料補給設備		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1 図				
第54条	第1項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図 【系統図】：第9-5-1-2-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-4-3-8 図 【系統図】：第9-5-1-2-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1 図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 燃料補給設備		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		タンクローリ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【構造図】：第9-1-1-4-3-7 図 【系統図】：第9-5-1-2-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	－

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 47500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計 ・制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷 (ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷) により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解点検が可能な設計とする。 ・外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-2図 【構造図】：第9-1-1-3-4-1, 7図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-2図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・落雷に対しては、避雷設備又は接地設備により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれのないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに回路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用軽油タンク		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-3-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図				
第1項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-3-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5 図 【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図	
			第5号	悪影響防止	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1 図
				内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-3-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備		参照資料		
		ガスタービン発電機用軽油タンク				
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—	
		第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
	サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—			

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機用サービスタンク			
第54条	第1号	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 50700 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-6図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-6図 【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤41mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-1-3-1-2図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機用サービスタンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 47500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法4
			屋外天候	－ (考慮不要)	－
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-1-3-4-4図
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	－ (操作不要)	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図 【構造図】：第9-1-1-3-4-4図	
	第4号	系統の切替性	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-3-3-1図	
		内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤41mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断 LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	【配置図】：第9-1-1-3-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第75条 モニタリングポストの代替交流電源からの給電		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			洪水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用交流電源設備	ガスタービン発電機
		ガスタービン発電機用軽油タンク
		ガスタービン発電機用サービスタンク
		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	ガスタービン発電機用サービスタンク
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機の発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電設備の発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電機用サービスタンク及びガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、原子炉建物から離れたガスタービン発電機建物内に設置することで、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備、ディーゼル燃料デイトンク、原子炉建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のB-ディーゼル燃料移送ポンプ、タービン建物近傍に設置する非常用ディーゼル発電設備のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備のディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置2C及び2Dまでの系統並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の発電機からメタルクラッド開閉装置HPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策所用発電機		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【構造図】第9-1-1-6-3-1図 【配置図】第9-1-1-6-1-1図	
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—	
			海水	—（考慮不要）	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】第9-1-1-6-3-1図	
			荷重	・地震、風（台風）、積雪による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数個所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	—（考慮不要）	—				
第54条	第1項	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【構造図】：第9-1-1-6-3-1図 【配置図】：第9-1-1-6-1-1図	
			第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・各種負荷（ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷）により機能・性能確認が可能な設計とする ・分解又は取替が可能な設計とする ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする	【単線結線図】：第1-4-7図 【構造図】：第9-1-1-6-3-1図	
			第4号 系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能のように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-7図	
			第5号 悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-7図
				内部発生飛散物	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
			第6号 設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-6-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料		
		緊急時対策所用発電機				
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計	【単線結線図】：第1-4-7図 【構造図】：第9-1-1-6-3-1図	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－	
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－	
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－	
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7 別添1	
		第7号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
				自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をすることともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-7 別添2
				洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・VI-1-1-9
				火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－		

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所用発電機 可搬ケーブル
非常用所内電気設備	非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤
		緊急時対策所 低圧母線盤
非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所用燃料地下タンク
		タンクローリ
電力	－	ホース
空気	－	－
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所用発電機は、2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬ケーブル			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	—
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している。	—
			荷重	・地震、風（台風）、積雪による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数個所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・ボルト・ねじ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計	—
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・各種負荷（ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷）により機能・性能確認が可能な設計とする ・分解又は取替が可能な設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	(設置許可まとめ資料) 第61-5-4 図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-7 図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-7 図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項		—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		可搬ケーブル			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・より簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続ができる設計	【単線結線図】：第1-4-7図
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7 別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をすることともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-7 別添2
			洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等		重大事故等対処設備	
	非常用ディーゼル発電設備	非常用所内電気設備	緊急時対策所用発電機	可搬ケーブル
電力	－	－	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	緊急時対策所 低圧母線盤
	－	－	緊急時対策所用燃料地下タンク	タンクローリ
空気	－	－	ホース	－
油	－	－	－	－
冷却水	－	－	－	－
水源	－	－	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所用発電機は、2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトン並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトン及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	（設置許可まとめ資料）第61-3-5図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	—
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	（設置許可まとめ資料）第61-3-5図
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	（設置許可まとめ資料）第61-5-6図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-7図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-7図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	（設置許可まとめ資料）第61-3-5図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所用発電機
		可搬ケーブル
	非常用所内電気設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤
		緊急時対策所 低圧母線盤
非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所用燃料地下タンク	
	タンクローリ	
	ホース	
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所用発電機は、2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 緊急時対策所 低圧母線盤		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：緊急時対策所EL50250 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（85%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－（考慮不要）	（設置許可まとめ資料）第61-3-5 図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	－
			海水	－（考慮不要）	－
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・風（台風）及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
		周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	－（考慮不要）	－	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計	（設置許可まとめ資料）第61-3-5 図
		第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	（設置許可まとめ資料）第61-5-7 図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【単線結線図】：第1-4-7 図
第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【単線結線図】：第1-4-7 図		
	内部発生飛散物	－（内部発生飛散物による影響なし）	－		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦41mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋内現場操作	（設置許可まとめ資料）第61-3-5 図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 緊急時対策所 低圧母線盤		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所用発電機 可搬ケーブル
	非常用所内電気設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 緊急時対策所 低圧母線盤
	非常用ディーゼル発電設備	緊急時対策所用燃料地下タンク タンクローリ ホース
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所用発電機は、2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 緊急時対策所用燃料地下タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-6-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-6-3-6 図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-6-3-6 図
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-6-1-1 図 【構造図】：第9-1-1-6-3-6 図 【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図
	第3号	試験・検査（検査性、系統構成等）		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-6-3-6 図 【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≤53mSv*≤100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-6-1-1 図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 緊急時対策所用燃料地下タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量 ・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5	
		第2号	共用の禁止 ・共用しない設計	—	
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
			サポート系	・下表参照	—
	第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用交流電源設備	緊急時対策所用発電機
		可搬ケーブル
	非常用所内電気設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤
		緊急時対策所 低圧母線盤
	非常用交流電源設備	緊急時対策所用燃料地下タンク
		タンクローリ
		ホース
電力	—	—
空気	—	—
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所用発電機は、2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料		
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-6-1-1図 【構造図】：第9-1-1-6-3-4図	
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線（被ばく）	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	—（考慮不要）	【系統図】：第9-1-1-6-2-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-6-3-4図	
			荷重	・地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	—（考慮不要）	【系統図】：第9-1-1-6-2-1図				
第2項	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計 ・必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-1-1-6-1-1図 【構造図】：第9-1-1-6-3-4図 【系統図】：第9-1-1-6-2-1図	
			試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・分解点検又は取替が可能な設計とする。 ・車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-6-3-4図 【系統図】：第9-1-1-6-2-1図	
			系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-1-1-6-2-1図	
			悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-1-1-6-2-1図
				内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—
			設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦53mSv*≦100mSv 注記*：冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-1-1-6-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—			

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 電源の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 タンクローリ		参照資料	
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【構造図】：第9-1-1-6-3-4 図 【系統図】：第9-1-1-6-2-1 図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
		共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	－		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	非常用交流電源設備	緊急時対策所用発電機
		可搬ケーブル
	非常用所内電気設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤
		緊急時対策所 低圧母線盤
非常用交流電源設備	緊急時対策所用燃料地下タンク	
	タンクローリ	
電力	－	－
空気	－	－
油	ディーゼル燃料デイトンク	タンクローリ
冷却水	水冷	空冷
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	緊急時対策所用発電機は、2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。 緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機用軽油タンク			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-3-4-5図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-3-4-5図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-3-4-5図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
	第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		ガスタービン発電機用軽油タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・第1項第1号と同じ	—
		溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3	
		火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9	
	サポート系	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料		
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク				
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1	
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-8図	
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
		第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-8図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
		第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-1-4-9図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
第4号	系統の切替性		・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備 ・一般的に用いられる工具又は専用工具を用いて、確実に作業ができる設計 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計 ・作動状態の確認が可能な設計	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【構造図】：第9-1-1-2-4-7図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
		第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
第5号	悪影響防止 系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
	内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第72条 燃料補給設備		常設重大事故等対処設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対しては、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計 ・落雷に対して、避雷設備等により防護する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
	サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		B-ディーゼル燃料貯蔵タンク
		ディーゼル燃料貯蔵タンク
		タンクローリ
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 燃料補給設備		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		タンクローリ			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-1-1-4-3-7図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故等対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-5-1-2-1図		
	第2項	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な操作空間を確保する設計</li> <li>防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備</li> <li>人力又は車両等による運搬、移動が可能な設計</li> <li>必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能</li> <li>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計</li> <li>ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計</li> <li>作動状態の確認が可能な設計</li> </ul>	【配置図】：第9-5-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-4-3-7図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</li> <li>他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。</li> <li>分解点検又は取替が可能な設計とする。</li> <li>車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	【構造図】：第9-1-1-4-3-8図 【系統図】：第9-5-1-2-1図	
	第4号	系統の切替性	・事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	・重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	【系統図】：第9-5-1-2-1図
			内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—
	第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の最大被ばく線量を下回る</li> <li>現場操作被ばく線量 ≤53mSv* ≤100mSv</li> <li>注記*：冷却材喪失 (大破断LOCA) +ECCS 注水機能喪失 +全交流動力電源喪失時の屋外現場操作</li> </ul>	【配置図】：第9-5-1-1-1図 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第72条 燃料補給設備		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		タンクローリ			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-5
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	・簡便な接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計 ・発電用原子炉施設が相互に使用することができるように同一形状の接続方式の設計とするとともに、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式を図った設計	【構造図】：第9-1-1-4-3-7図 【系統図】：第9-5-1-2-1図
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号に同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7-別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計 ・生物学的事象のうちクラゲ等の海洋生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-7-別添2
			溢水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	(A-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク) (ディーゼル燃料貯蔵タンク)	ガスタービン発電機用軽油タンク A-ディーゼル燃料貯蔵タンク B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ディーゼル燃料貯蔵タンク タンクローリ
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	燃料補給設備のタンクローリは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプ並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、B-ディーゼル燃料移送ポンプ及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ガスタービン発電機用軽油タンクは、タービン建物及び原子炉建物から離れた場所に設置することで、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンク並びに原子炉建物近傍のB-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
非常用取水設備		取水口			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-6-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水する鋼製構造物であるため、海水影響による腐食代を考慮した厚さとする設計	【構造図】：第9-6-1-2-3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-6-1-2-3 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	— (考慮不要)	—	
		第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計	【構造図】：第9-6-1-2-3 図
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	—	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第6号	設置場所	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料
非常用取水設備		取水口		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(取水口)	取水口
	(取水管)	取水管
	(取水槽)	取水槽
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
非常用取水設備		取水管			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-6-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水する鋼製構造物であるため、海水影響による腐食代を考慮した厚さとする設計	【構造図】：第9-6-1-2-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-6-1-2-2 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計	【構造図】：第9-6-1-2-2 図
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	—	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		非常用取水設備		常設重大事故等対処設備		参照資料
				取水管		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計		・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計		—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ		—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計		・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置		・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計		・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照		—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項		—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(取水口)	取水口
	(取水管)	取水管
	(取水槽)	取水槽
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料	
非常用取水設備		取水槽			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-6-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	・第1項第6号に同じ	—
			海水	・常時海水を通水するコンクリート構造物であるため、海水影響を考慮して十分なかぶり厚さを確保する設計	【構造図】：第9-6-1-2-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない	【構造図】：第9-6-1-2-1 図
			荷重	・地震、風 (台風) 及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計 ・積雪による影響を考慮して、必要により除雪等の措置を講じる	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	—		
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	— (操作不要)	—
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計	【構造図】：第9-6-1-2-1 図
第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	—	
第5号	悪影響防止	系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	—	
		内部発生飛散物	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
第6号	設置場所		— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

—		常設重大事故等対処設備		参照資料
非常用取水設備		取水槽		
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計 ・VI-1-1-5
		第2号	共用の禁止	・共用しない設計 —
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ —
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・地震に対して技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置 ・火災に対して技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照 —	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項 —		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	(取水口)	取水口
	(取水管)	取水管
	(取水槽)	取水槽
電力	—	—
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		酸素濃度計			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：緊急時対策所 EL 50800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可まとめ資料) 図61-3-15
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	－ (考慮不要)	－	
	第2号	操作の確実性	操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・付属の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計	－
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)		・模擬入力による機能、性能の確認(特性確認又は設定値確認)及び校正が可能な設計	・VI-1-9-3-1
	第4号	系統の切替性		・切替せずに使用可能な設計	－
	第5号	悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所		・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断 LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可まとめ資料) 図61-3-15 ・VI-1-1-7 第2.3節
	第2項	－		・常設重大事故等対処設備に対する条項	－

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		酸素濃度計	参照資料
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量		
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	－（緊急時対策所で保管及び使用）	－
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			火災	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ボンベ加圧設備（空気ボンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ボンベ加圧設備（空気ボンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ボンベ加圧設備（空気ボンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		二酸化炭素濃度計			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：緊急時対策所 EL 50800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度(85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	－ (考慮不要)	(設置許可まとめ資料) 図61-3-15
			放射線(機器)	・環境放射線(6Gy/7日間) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項第6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電波法認証機器であり、電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風(台風)及び積雪に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に保管する設計	・VI-1-1-7-別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災による波及的影響を考慮し、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水による波及的影響を考慮し、設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7-別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・十分な操作空間を確保する設計 ・付属の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計 ・作動状態の確認が可能な設計 ・人力又は車両等による運搬、移動ができる設計	－	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能、性能の確認(特性確認又は設定値確認)及び校正が可能な設計	・VI-1-9-3-1	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	－	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	－	
		内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：冷却材喪失(大破断 LOCA) + ECCS 注水機能失敗 + 全交流動力電源喪失時の屋外現場操作	(設置許可まとめ資料) 図61-3-15 ・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	－	・常設重大事故等対処設備に対する条項	－	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 居住性の確保（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		二酸化炭素濃度計			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計	・VI-1-9-3-1
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	－（緊急時対策所で保管及び使用）	－
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			溢水	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
			火災	・防止でも緩和でもない設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	－
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	－	緊急時対策所遮蔽
		緊急時対策所空気浄化送風機
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
		空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）
		差圧計
		酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		可搬式エリア放射線モニタ
		可搬式モニタリングポスト
電力	－	－
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し、換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 必要な情報の把握		常設重大事故等対処設備	参照資料		
		安全パラメータ表示システム（SPDS）			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度 廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境温度(40℃) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境温度(40℃) ≤設計値 [ ]	【設置場所】：廃棄物処理建物EL21150, 緊急時対策所EL50250 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]温度評価手法1, [SPDS伝送サーバ]温度評価手法1, [SPDSデータ表示装置]温度評価手法2	
			圧力 廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境圧力(大気圧) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境圧力(大気圧) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]圧力評価手法1, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]圧力評価手法1	
			湿度 廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ]環境湿度(80%) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境湿度(80%) ≤設計値 [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]湿度評価手法1, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]湿度評価手法1	
			屋外天候	—(考慮不要)	【配置図】第1-6-25, 26図
			放射線(機器)	廃棄物処理建物 ・[SPDSデータ収集サーバ] 環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤設計値 [ ] 緊急時対策所 ・[SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置] 環境放射線(≤6Gy/7日間) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[SPDSデータ収集サーバ]放射線評価手法3, [SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置]放射線評価手法3
			放射線(被ばく)	・第1項6号に同じ	—
			海水	—(考慮不要)	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風(台風)及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	—(考慮不要)	—			
第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	[SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバ] —(操作不要) [SPDSデータ表示装置] ・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】第1-6-25, 26図 (設置許可系統図)第6.4-4図		
第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—		
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図)第6.4-4図		
第5号	悪影響防止	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図)第6.4-4図		
	内部発生飛散物	—(内部発生飛散物による影響なし)	—		
第6号	設置場所	[SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバ] —(操作不要) [SPDSデータ表示装置] ・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 必要な情報の把握		常設重大事故等対処設備 安全パラメータ表示システム（SPDS）		参照資料	
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11 ・VI-1-5-1 ・VI-1-9-3-1
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1, 2, 3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1, 2, 3号機に必要な容量を確保する設計	—
	第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能について、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
	サポート系		・下表参照	—	
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に対して多様性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		無線通信設備（固定型）	参照資料
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境温度（40℃）≦設計値 [ ]</li> </ul>	【設置場所】：緊急時対策所EL50250 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】： [本体]温度評価手法2，[ハンドセット]温度評価手法1
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境圧力（大気圧）≦設計値 [ ]</li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境湿度（85%）≦設計値 [ ]</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	—（考慮不要）	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 [ ]</li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し，機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し，技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し，設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作環境</li> <li>操作準備</li> <li>操作内容</li> <li>状態確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計</li> </ul>	【配置図】第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図
	第3号	試験・検査 （検査性，系統構成等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計</li> </ul>	—	
	第4号	系統の切替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計</li> </ul>	（設置許可系統図）第10.11-1図	
第5号	悪影響防止	系統設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計</li> </ul>	（設置許可系統図）第10.11-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量≦ 41mSv* ≦100mSv 注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-1-7 第2.3節</li> </ul>		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条		常設重大事故等対処設備		参照資料		
通信連絡（緊急時対策所）		無線通信設備（固定型）				
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11	
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—	
		第3号	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
				自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
				溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
				火災	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	—		
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—			

位置的分散を図る対象設備	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
	—	衛星電話設備（固定型）
	—	衛星電話設備（携帯型）
—	—	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P-電話機及びI P-F A X）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備及び衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 無線通信設備（携帯型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≦設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≦設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≦設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	・環境放射線（≦6Gy/7日間）≦設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する	・VI-1-1-7 別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計	【配置図】第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≦ 53mSv* ≦ 100mSv 注記*：原子炉補機代替冷却系準備操作時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		無線通信設備（携帯型）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7 別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-7 別添2
			洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備 －	無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	充電式電池
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び 独立性の考慮内容	無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 無線通信設備及び衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。 緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備 衛星電話設備（固定型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境温度（40℃）≤設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境温度（40℃）≤設計値 [ ]</li> </ul>	【設置場所】：[本体]緊急時対策所 EL50250，[電話機]緊急時対策所 EL50250 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[本体]温度評価手法1，[電話機]温度評価手法2
			圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境圧力（大気圧）≤設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境圧力（大気圧）≤設計値 [ ]</li> </ul>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境湿度（85%）≤設計値 [ ]</li> <li>・[電話機]環境湿度（85%）≤設計値 [ ]</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[本体]湿度評価手法1，[電話機]湿度評価手法1
			屋外天候	—（考慮不要）	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[本体]環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 [ ]</li> <li>・[ハンドセット]環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 [ ]</li> </ul>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による荷重を考慮し，機能を有効に発揮できる設計</li> <li>・風（台風）及び積雪に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-3</li> </ul>
			周辺機器等からの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による波及的影響を考慮し，技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・火災による波及的影響を考慮し，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計</li> <li>・溢水による波及的影響を考慮し，設置区画の止水対策等を実施する設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2</li> <li>・VI-1-1-8</li> <li>・VI-1-1-9</li> </ul>
		冷却材の性状	—（考慮不要）	—	
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】第1-6-25，26図 （設置許可系統図）第10.11-1図	
	第3号	試験・検査 （検査性，系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の最大被ばく線量を下回る</li> <li>現場操作被ばく線量 ≤ 4mSv* ≤ 100mSv</li> <li>注記*：常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作</li> </ul>	・VI-1-1-7 第2.3節	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条		常設重大事故等対処設備		参照資料	
通信連絡（緊急時対策所）		衛星電話設備（固定型）			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1、2、3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1、2、3号機に必要な容量を確保する設計	—
		第3号	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・地震に対しては、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤に設置 ・地震及び津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計 ・地震、津波以外の自然現象及び外部人為事象に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・VI-2 ・VI-1-1-3
			溢水	・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計	・VI-1-1-9
	火災		・設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なう恐れがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計 ・火災に対しては、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計	・VI-1-1-8	
サポート系	・下表参照	—			
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	有線式通信設備
		無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		安全パラメータ表示システム（SPDS）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備及び衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備 衛星電話設備（携帯型）		参照資料	
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度（40℃）≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力（大気圧）≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度（100%）≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】第1-6-26図
			放射線（機器）	・環境放射線（≤6Gy/7日間）≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
			放射線（被ばく）	・第1項6号に同じ	—
			海水	—（考慮不要）	—
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	—
			荷重	・地震の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる ・風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等内に保管する	・VI-1-1-7 別添2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・火災による波及的影響を考慮し、火災防護対策を火災防護計画に策定 ・溢水による波及的影響を考慮し、配置区画の止水対策等を実施する設計	・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	—（考慮不要）	—		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計	【配置図】第1-6-26図 （設置許可系統図）第10.11-1図	
	第3号	試験・検査 （検査性、系統構成等）	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	—	
	第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
	第5号	悪影響防止 系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	（設置許可系統図）第10.11-1図	
		内部発生飛散物	—（内部発生飛散物による影響なし）	—	
	第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 53mSv* ≤ 100mSv 注記*：原子炉補機代替冷却系準備操作時の屋外現場操作	・VI-1-1-7 第2.3節	
	第2項	—	・常設重大事故等対処設備に対する条項	—	

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（可搬）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		可搬型重大事故等対処設備		参照資料	
		衛星電話設備（携帯型）			
第54条	第3項	第1号	可搬型重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	可搬型重大事故等対処設備の接続性	－（常設設備と接続しない）	－
		第3号	異なる複数の接続箇所 の確保	－（原子炉建物の外から水又は電力を供給しない）	－
		第4号	設置場所	・第1項第6号と同じ	－
		第5号	保管場所	・第3項第7号と同じ	－
		第6号	アクセスルート	・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できる設計	・VI-1-1-7 別添1
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	－
			自然現象 外部人為事象	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・地震に対しては、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺すり込みによる不当沈下、傾斜および浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管 ・地震および津波に対しては、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計	・VI-1-1-3 ・VI-1-1-7 別添1 ・VI-1-1-7 別添2
			洪水	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管	・VI-1-1-9
			火災	・設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管 ・火災に対しては、火災防護対策を火災防護計画に策定	・VI-1-1-8
		サポート系	・下表参照	－	

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る 対象設備	所内通信連絡設備 電力保安通信用電話設備	無線通信設備（固定型）
		無線通信設備（携帯型）
		衛星電話設備（固定型）
		衛星電話設備（携帯型）
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム、I P－電話機及びI P－F A X）
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	充電式電池
空気	－	－
油	－	－
冷却水	－	－
水源	－	－
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 無線通信設備及び衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。 緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。	



島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P-電話機, I P-FAX)			
第54条	第1項	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】:緊急時対策所EL50250 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (80%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
			屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】 第1-6-26 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤6Gy/7 日間) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・第1項6号に同じ	－
			海水	－ (考慮不要)	－
			電磁的障害	・電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	－
			荷重	・地震による荷重を考慮し, 機能を有効に発揮できる設計 ・風 (台風) 及び積雪に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内に設置する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づき設計 ・火災による波及的影響を考慮し, 技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づき設計 ・溢水による波及的影響を考慮し, 設置区画の止水対策等を実施する設計	・ VI-2 ・ VI-1-1-8 ・ VI-1-1-9
	冷却材の性状	－ (考慮不要)	－		
	第2号	操作の確実性 操作環境 操作準備 操作内容 状態確認	・付属の操作スイッチにより使用場所での操作が可能な設計	【配置図】 第1-6-25, 26 図 (設置許可系統図) 第10.11-1 図	
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計	－	
第4号	系統の切替性	・切替せずに使用可能な設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図		
第5号	悪影響防止 系統設計	・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計	(設置許可系統図) 第10.11-1 図		
	内部発生飛散物	－ (内部発生飛散物による影響なし)	－		
第6号	設置場所	・下記の最大被ばく線量を下回る 現場操作被ばく線量 ≤ 41mSv* ≤ 100mSv 注記*: 常設代替交流電源設備からの受電操作時の屋内現場操作	・ VI-1-1-7 第2.3節		

島根原子力発電所 第2号機 第54条に対する適合性の整理表（常設）

第76条 通信連絡（緊急時対策所）		常設重大事故等対処設備		参照資料	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P-電話機, I P-FAX)			
第54条	第2項	第1号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計	・VI-1-1-11
		第2号	共用の禁止	・号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、また端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、1, 2, 3号機で共用する設計 ・共用により悪影響を及ぼさないよう、1, 2, 3号機に必要な容量を確保する設計	—
	第3項	共通要因故障防止	環境条件	・第1項第1号と同じ	—
			自然現象 外部人為事象	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			溢水	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			火災	・設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がない	—
			サポート系	・下表参照	—
第3項	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—		

	設計基準事故対処設備等	重大事故等対処設備
位置的分散を図る対象設備	—	無線通信設備（固定型） 無線通信設備（携帯型） 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム, I P-電話機及びI P-FAX)
電力	非常用ディーゼル発電設備 無停電電源装置（充電器等を含む。）	緊急時対策所用発電機
空気	—	—
油	—	—
冷却水	—	—
水源	—	—
多重性又は多様性及び独立性の考慮内容	<p>無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線通信設備及び衛星電話設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	

2. 【第 14, 15, 38 条に対する適合性の整理表】

本資料は、第 14, 15, 38 条への適合に必要な設計方針を示すものであり、その記載要領を P. 2～P. 3 に示す。

安全設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領

番号	項目	記載内容
(1)	施設区分	対応する「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第2」の施設区分を記載。
(2)	設備分類	対応する設備分類（設計基準対象施設、安全施設、重要施設、重要安全施設）を選択。
(3)	設備名称	設備名称を記載。
(4)	単一故障時の機能達成（多重性又は多様性、及び独立性）	多重性又は多様性、及び独立性を考慮することを記載。
(5)	環境条件における健全性（温度等）	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、圧力、湿度及び放射線の環境条件と、本資料説明対象設備の設計値との比較により健全性を記載。 ここで環境条件は添付書類VI-1-1-7 第2.3節において設定した値であり、添付書類VI-1-1-7 第2.3節の原則外を適用する場合は、「10. 安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について」に示した値を記載。 設計値（耐性値）は（18）において評価手法の分類を示しており、各評価手法の内容は「3. 環境条件における機器の健全性評価の手法について」に記載。
(6)	環境条件における健全性（屋外天候）	屋外設置設備については、屋外の環境条件を考慮することを記載。
(7)	環境条件における健全性（放射線（被ばく））	現地操作が必要な設備について、現地の環境条件を考慮することを記載。
(8)	環境条件における健全性（海水）	海水通水の有無を記載するとともに、通水するものは問題ない材料であることを記載。
(9)	環境条件における健全性（電磁的障害）	金属筐体で囲まれている、電子部品を組み込まない等により電磁波による影響に対する健全性の記載。
(10)	環境条件における健全性（荷重）	想定される荷重に対しても機能発揮できること、固縛すること、除雪すること等の方針を記載。
(11)	環境条件における健全性（周辺機器等からの悪影響）	地震、火災等により想定される波及的影響で機能喪失しないことを記載。
(12)	環境条件における健全性（冷却材の性状）	水質管理基準を定めて水質を管理すること、ストレーナ等を設置することにより異物の影響を防止する設計であることを記載。
(13)	試験・検査	想定する試験・検査項目を明確にし、それらが可能であることを記載。
(14)	悪影響防止（飛散物）	蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断並びに高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないことを記載。
(15)	共用又は相互接続の禁止	共用又は相互接続しないこと、もしくは共用又は相互接続により発電用原子炉の安全性が向上することを記載。
(16)	共用又は相互接続による安全性の影響	共用又は相互接続しないこと、もしくは共用又は相互接続により発電用原子炉の安全性を損なわないことを記載。
(17)	操作の確実性 操作の容易性	誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計であることを記載。
(18)	参照図書	配置図、構造図等の添付図は、（4）～（17）の内容を直接的にするものではないが、設備の大概イメージを確認できるものを記載。添付資料は、（4）～（17）の内容をより詳細な設計を説明した資料を記載。

(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			(2) (設計基準対象施設・安全施設・重要施設・重要安全施設)		(18) 参照資料	
			燃料プール水位・温度 (S A)			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	(4)	-	
			多重性又は多様性及び独立性			・該当しない
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	(5)	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
				圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
				湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
				屋外天候	－ (考慮不要)	【配置図】：第3-1-2-2図
				放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
				放射線 (被ばく)	－ (操作不要)	－
				海水	－ (考慮不要)	－
				電磁的障害	・検出器 (熱電対) の構成部品に電子部品を含まないため、電磁波の影響を受けない	－
				荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
				周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
冷却材の性状	－ (考慮不要)	－				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	(13)	・VI-1-3-1	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	(14)	－ (内部発生飛散物による影響無し)	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	(15)	－ (本項目に該当しない)	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	(16)	－ (共用/相互接続しない)	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	(17)	－ (操作不要)	

安全基準設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領説明図

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> 重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			燃料プール水位・温度 (SA)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	- (考慮不要)	【配置図】：第3-1-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	- (操作不要)	-
			海水	- (考慮不要)	-
			電磁的障害	・検出器 (熱電対) の構成部品に電子部品を含まないため、電磁波の影響を受けない	-
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3		
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	- (考慮不要)	-			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	- (内部発生飛散物による影響なし)	-	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	- (共用/相互接続しない)	-	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要)	-	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			燃料プール温度		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 42800mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第3-1-2-2図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・検出器 (熱電対) の構成部品に電子部品を含まないため、電磁波の影響を受けない	—
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3		
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			(設計基準対象施設) <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			燃料プール冷却ポンプ入口温度		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：原子炉建物原子炉棟 EL 30500mm 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法2
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法2
			湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第3-1-2-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法1
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・検出器 (熱電対) の構成部品に電子部品を含まないため、電磁波の影響を受けない	—
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3		
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	・VI-1-3-1	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響なし)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			中央制御室機能 (1/2)			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これと連絡する通路及び出入りするための区域を多重化する設計としている	—
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・【津波監視カメラ】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・【構内監視カメラ】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・【取水槽水位計】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ] ・【気象観測設備】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ]
	圧力				・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
	湿度				・【津波監視カメラ】環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ] ・【構内監視カメラ】環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ] ・【取水槽水位計】環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ] ・【気象観測設備】環境湿度 (100%) ≤設計値 [ ]	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
	屋外天候				・屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第1-5-1-1 図 【構造図】第1-5-2-1, 3 図
	放射線 (機器)				・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
	放射線 (被ばく)				・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計	—
	海水				— (考慮不要)	—
	電磁的障害				電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している	【構造図】第1-5-2-1, 3 図
	荷重				・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響				・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状				— (考慮不要)	—
	第15条				第2項	設計基準対象施設
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	・中央制御室については、1号機及び2号機で共用するが、各号機に必要な人員を確保した上で、共用により1号機及び2号機の中央制御室を自由に行き来できる空間とすることによりプラントの状況に応じた、運転員の相互融通を可能とすることで、1号機及び2号機の安全性が向上する設計とする。	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	・グループ化した配列及び色分けによる識別や操作器のコーディング (色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別) 等を行うことで、運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計	・VI-1-5-4	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設				(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料	
				中央制御室機能 (2/2)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りする区域を多重化する設計としている	—
			第2項	安全施設	温度	・【酸素濃度計】環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>
	圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>				【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
	湿度	・【酸素濃度計】環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>			・【二酸化炭素濃度計】環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
	屋外天候	— (考慮不要)			—	
	放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>				【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
	放射線 (被ばく)	・中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計			—	
	海水	— (考慮不要)			—	
	電磁的障害	・【酸素濃度計】電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している ・【二酸化炭素濃度計】電波法認証機器であり、電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している			—	
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)			・VI-2 ・VI-1-1-3	
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計			・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)		—		
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認又は設定値確認) 及び校正が可能な設計	—
第4項				悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	・中央制御室については、1号機及び2号機で共用するが、各号機に必要な人員を確保した上で、共用により1号機及び2号機の中央制御室を自由に行き来できる空間とすることによりプラントの状況に応じた、運転員の相互融通を可能とすることで、1号機及び2号機の安全性が向上する設計とする。	—	
			第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	・グループ化した配列及び色分けによる識別や操作器のコーディング (色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別) 等を行うことで、運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計	・VI-1-5-4	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

放射線管理施設			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設		参照資料	
			補助遮蔽 (屋外配管ダクト (ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 南壁)			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第7-3-2-29 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

原子炉格納施設			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			MW217-4			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性 ・該当しない	-	
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃ (事象初期: 100℃) ≤設計値 <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2	
	湿度			・環境湿度 (90% (事象初期: 100%)) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3	
	屋外天候			- (考慮不要)	【配置図】: 第8-3-4-1-1-1 図	
	放射線 (機器)			・環境放射線 (1.75kGy/6ヶ月) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1	
	放射線 (被ばく)			- (操作不要)	-	
	海水			- (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-4-1-2-1 図	
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第8-3-4-1-3-1 図	
	荷重			・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3	
	周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	- (考慮不要)	-			
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】: 第8-3-4-1-2-1 図 【構造図】: 第8-3-4-1-3-1 図
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	- (内部発生飛散物による影響無し)	-
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	- (共用/相互接続しない)	-	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要)	-	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

原子炉格納施設			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			MW217-5			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃ (事象初期: 100℃) ≤設計値 <input type="text"/> )
	圧力				・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2
	湿度				・環境湿度 (90% (事象初期: 100%)) ≤設計値 <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
	屋外天候				— (考慮不要)	【配置図】: 第8-3-4-1-1-3図
	放射線 (機器)				・環境放射線 (1.75kGy/6ヶ月) ≤設計値 <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1
	放射線 (被ばく)				— (操作不要)	—
	海水				— (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-4-1-2-1図
	電磁的障害				・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第8-3-4-1-3-2図
	荷重				・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響				・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状				— (考慮不要)	—
	第15条				第2項	設計基準対象施設
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

原子炉格納施設			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			MV217-18			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (66℃ (事象初期: 100℃) ≤設計値 <input type="text"/> )
	圧力				・環境圧力 (大気圧相当) ≤設計値 <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法2
	湿度				・環境湿度 (90% (事象初期: 100%)) ≤設計値 <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法3
	屋外天候				— (考慮不要)	【配置図】: 第8-3-4-1-1-2図
	放射線 (機器)				・環境放射線 (1.75kGy/6ヶ月) ≤設計値 <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法1
	放射線 (被ばく)				— (操作不要)	—
	海水				— (考慮不要)	【系統図】: 第8-3-4-1-2-1図
	電磁的障害				・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第8-3-4-1-3-3図
	荷重				・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響				・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状				— (考慮不要)	—
	第15条				第2項	設計基準対象施設
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設・ <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			A-ディーゼル燃料移送ポンプ			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・非常用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている  【配置図】第9-1-1-1-1図 【系統図】第9-1-1-1-3-5図		
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1	
	湿度			・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1	
	屋外天候			屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-1-1-1-1図 【構造図】: 第9-1-1-1-4-6図	
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法2	
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	—	
	海水			— (考慮不要)	・【系統図】第9-1-1-1-3-5図	
	電磁的障害			・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	・【構造図】第9-1-1-1-4-6図	
	荷重			・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3	
	周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状			— (考慮不要)	・【系統図】第9-1-1-1-3-5図	
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	・【系統図】第9-1-1-1-3-5図 ・【構造図】第9-1-1-1-4-6図
第4項		設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条		第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料	
			B-ディーゼル燃料移送ポンプ		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性 ・非常用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている	【配置図】第9-1-1-1-2図 【系統図】第9-1-1-3-5図	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽 EL 13400mm 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-1-1-1-2図 【構造図】: 第9-1-1-4-7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法2
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	・【系統図】第9-1-1-3-5図
			電磁的障害	・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	・【構造図】第9-1-1-4-7図
			荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	・【系統図】第9-1-1-3-5図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計	・【系統図】第9-1-1-3-5図 ・【構造図】第9-1-1-4-7図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			ディーゼル燃料移送ポンプ			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・非常用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている  【配置図】第9-1-1-2-1-1図 【系統図】第9-1-1-2-3-5図		
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
	湿度			・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
	屋外天候			屋外の環境条件を考慮	【配置図】：第9-1-1-2-1-1図 【構造図】：第9-1-1-2-4-6図	
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法2	
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	—	
	海水			— (考慮不要)	【系統図】第9-1-1-2-3-5図	
	電磁的障害			・電子部品は金属管体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】第9-1-1-2-4-6図	
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3			
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】第9-1-1-2-3-5図				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計 ・分解点検が可能な設計  【系統図】第9-1-1-2-3-5図 【構造図】第9-1-1-2-4-6図		
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	・タービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計  ・VI-1-1-10		
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)		(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )		参照資料		
		A-ディーゼル燃料貯蔵タンク				
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・非常用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている	【配置図】第9-1-1-1-1図 【系統図】第9-1-1-1-3-5図
			第2項	安全施設	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )			【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
	湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )			【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
	屋外天候	屋外の環境条件を考慮			【配置図】：第9-1-1-1-1図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図	
	放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )			【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4	
	放射線 (被ばく)	— (操作不要)			—	
	海水	— (考慮不要)			【系統図】：第9-1-1-1-3-5図	
	電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。			【構造図】：第9-1-1-1-4-8図	
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)			・VI-2 ・VI-1-1-3	
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計			・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-1-1-1-3-5図			
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。 ・油量の確認が可能な設計とする。	【系統図】：第9-1-1-1-3-5図 【構造図】：第9-1-1-1-4-8図
				第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
			第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			B-ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・非常用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている	【配置図】第9-1-1-1-2図 【系統図】第9-1-1-1-3-5図
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力				・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
	湿度				・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
	屋外天候				屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-1-1-1-2図 【構造図】: 第9-1-1-1-4-9図
	放射線 (機器)				・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
	放射線 (被ばく)				— (操作不要)	—
	海水				— (考慮不要)	【系統図】: 第9-1-1-1-3-5図
	電磁的障害				・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-1-1-1-4-9図
	荷重				・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響				・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状				— (考慮不要)	【系統図】: 第9-1-1-1-3-5図
	第15条				第2項	設計基準対象施設
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			ディーゼル燃料貯蔵タンク			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・非常用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている	【配置図】第9-1-1-2-1-1 図 【系統図】第9-1-1-2-3-5 図
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力				・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
	湿度				・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
	屋外天候				屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-1-1-2-1-1 図 【構造図】: 第9-1-1-2-4-7 図
	放射線 (機器)				・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
	放射線 (被ばく)				— (操作不要)	—
	海水				— (考慮不要)	【系統図】: 第9-1-1-2-3-5 図
	電磁的障害				・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-1-1-2-4-7 図
	荷重				・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響				・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状				— (考慮不要)	【系統図】: 第9-1-1-2-3-5 図
	第15条				第2項	設計基準対象施設
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料	
			計装用無停電交流電源装置		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測制御用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を複数設置することで、多重性を図った設計としている</li> <li>計測制御用電源設備を構成する設備を含め、同一機能を持つ設備を独立した電路で系統構成することで、独立性を図った設計としている</li> </ul>	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	<b>【設置場所】</b> : 廃棄物処理建物 EL 12300, 15300 <b>【環境温度】</b> : VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> : 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	<b>【環境圧力】</b> : VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> : 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	<b>【環境湿度】</b> : VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> : 湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	—
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>	<b>【環境放射線】</b> : VI-1-1-7 第2.3節 <b>【設計値】</b> : 放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	—
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	<b>【構造図】</b> : 第9-1-2-1-2-1 図
			荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする</li> <li>外観の確認が可能な設計とする</li> </ul>	<b>【単線結線図】</b> : 第1-4-6 図 <b>【構造図】</b> : 第9-1-2-1-2-1 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設・ <b>重要安全施設</b> )	参照資料	
			BI-115V 系蓄電池 (SA)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用直流電源設備は、直流 115V 3 系統の充電器、蓄電池、主母線盤等の設備を設置することで、多重性を図った設計としている</li> <li>非常用直流電源設備は、直流 115V 3 系統の充電器、蓄電池、主母線盤等の設備を独立した電路で系統構成することで、独立性を図った設計としている</li> </ul>	—
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	
	温度			・環境温度 (40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>	<b>【設置場所】</b> : 廃棄物処理建物 EL 12300 <b>【環境温度】</b> : VI-1-1-7 第 2.3 節 <b>【設計値】</b> : 温度評価手法 1
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	<b>【環境圧力】</b> : VI-1-1-7 第 2.3 節 <b>【設計値】</b> : 圧力評価手法 1-1
	湿度			・環境湿度 (85%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	<b>【環境湿度】</b> : VI-1-1-7 第 2.3 節 <b>【設計値】</b> : 湿度評価手法 1
	屋外天候			— (考慮不要)	—
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤ 1mGy/h) ≤ 設計値 <input type="text"/>	<b>【環境放射線】</b> : VI-1-1-7 第 2.3 節 <b>【設計値】</b> : 放射線評価手法 3
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	—
	海水			— (考慮不要)	—
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない	<b>【構造図】</b> : 第 9-1-2-2-2-4, 5 図
	荷重			<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については VI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については VI-1-1-3 に基づき実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2</li> <li>VI-1-1-3</li> </ul>
	周辺機器等からの悪影響			<ul style="list-style-type: none"> <li>地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第 6 条「津波による損傷の防止」及び第 7 条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計</li> <li>地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第 5 条「地震による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第 11 条「火災による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第 12 条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1-1-3</li> <li>VI-2</li> <li>VI-1-1-8</li> <li>VI-1-1-9</li> </ul>
	冷却材の性状			— (考慮不要)	—
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電圧測定が可能な系統設計とする</li> </ul>
第4項		設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (非常用電源設備)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設 <b>重要安全施設</b> )	参照資料		
			BI-115V系充電器(SA)			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用直流電源設備は、直流 115V 3系統の充電器、蓄電池、主母線盤等の設備を設置することで、多重性を図った設計としている</li> <li>・非常用直流電源設備は、直流 115V 3系統の充電器、蓄電池、主母線盤等の設備を独立した回路で系統構成することで、独立性を図った設計としている</li> </ul>	—
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>
	圧力				・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
	湿度				・環境湿度 (85%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1
	屋外天候				— (考慮不要)	—
	放射線 (機器)				・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3
	放射線 (被ばく)				— (操作不要)	—
	海水				— (考慮不要)	—
	電磁的障害				・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】：第9-1-2-1-2-3図
	荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3			
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種負荷 (系統負荷、模擬負荷)、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする</li> <li>・外観の確認が可能な設計とする</li> </ul>	【単線結線図】：第1-4-3図 【構造図】：第9-1-2-1-2-3図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (共用/相互接続しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (常用電源設備)		(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> 重要施設・重要安全施設)		参照資料		
		モニタリングポスト用発電機				
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】：屋外 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法1	
			屋外天候	— (考慮不要)	—	
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—	
			海水	— (考慮不要)	—	
			電磁的障害	・電子部品は金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	—	
			荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3	
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・試運転により機能・性能の確認ができる系統設計とする ・外観の確認が可能な設計とする	—	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	・モニタリングポスト (モニタリングポスト用発電機含む) は、発電所周辺の放射線量率等を監視する設備であり、監視に必要な仕様とするとともに、1, 2, 3号炉の区分けなく共通の対象を監視する設備であることから、共用により安全性を損なうことはない。	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> 重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			原子炉建物		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-1~7 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図
	荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3		
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			廃棄物処理建物		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-1~7 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~7 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			制御室建物		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-1~3 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~3 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~3 図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~3 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~3 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			タービン建物		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-1~6 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~6 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~6 図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~6 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~6 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			取水エリア		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-1図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-1図
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)		(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)		参照資料		
		ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクエリア				
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
				圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
				湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
				屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-2, 12, 13 図
				放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
				放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
				海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-2, 12, 13 図
				電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-2, 12, 13 図
				荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-2, 12, 13 図				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-2, 12, 13 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			固体廃棄物貯蔵所		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-8図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-8図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-8図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-8図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-8図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			サイトバンカ建物		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-9図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-9図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-9図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-9図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-9図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			格納槽		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-1~4 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~4 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~4 図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-1~4 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-1~4 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ガスタービン発電機建物		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-10 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-10 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-10 図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-10 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-10 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)		(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)		参照資料		
		緊急時対策所				
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法4
				圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
				湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
				屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-1-1-11 図
				放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
				放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
				海水	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-11 図
				電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-1-1-11 図
				荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	【構造図】: 第9-3-1-1-11 図				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-3-1-1-11 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <u>安全施設</u> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			補助消火ポンプ		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・【ポンプ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【設置場所】：補助消火ポンプ格納槽 EL-300 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[ポンプ]温度評価手法1 [モータ]温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[ポンプ]湿度評価手法1 [モータ]湿度評価手法1
			屋外天候	- (考慮不要)	【配置図】：第9-3-2-1-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・【ポンプ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：[ポンプ]放射線評価手法3 [モータ]放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	・中央制御室から操作可能な設計	-
			海水	- (考慮不要)	【系統図】：第9-3-2-1-1-3-1 図 【構造図】：第9-3-2-1-1-4-1 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】：第9-3-2-1-1-4-1 図
			荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
		冷却材の性状	- (考慮不要)	【系統図】：第9-3-2-1-1-3-1 図	
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】：第9-3-2-1-1-3-1 図 【構造図】：第9-3-2-1-1-4-1 図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	- (本項目に該当しない)	-	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要 (自動起動))	-	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			補助消火水槽		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性 ・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-1-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-1-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-1-4-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-1-4-2 図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-1-3-1 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-1-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-1-4-2 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			サイトバンク建物消火ポンプ		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・【ポンプ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【設置場所】: 8 m盤消火ポンプ室 EL 8700 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]温度評価手法1 [モータ]温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]湿度評価手法1 [モータ]湿度評価手法1
			屋外天候	- (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-1-2-1-2図
			放射線 (機器)	・【ポンプ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]放射線評価手法3 [モータ]放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	- (考慮不要 (自動起動))	-
			海水	- (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-2-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-2-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-2-4-1図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	- (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-2-3-1図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-2-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-2-4-1図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	- (本項目に該当しない)	-	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要)	-	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			サイトバンカ建物消火タンク		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 屋外 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
			屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-2-1-2-1-1 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-2-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-2-4-2 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-2-4-2 図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-2-3-1 図		
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-2-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-2-4-2 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			4.4m盤消火ポンプ		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・【ポンプ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【設置場所】: 4.4m盤消火ポンプ室 EL 49200 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]温度評価手法1 [モータ]温度評価手法1
			圧力	・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1
			湿度	・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]湿度評価手法1 [モータ]湿度評価手法1
			屋外天候	- (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-1-3-1-2図
			放射線 (機器)	・【ポンプ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]放射線評価手法3 [モータ]放射線評価手法3
			放射線 (被ばく)	- (考慮不要 (自動起動))	-
			海水	- (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-3-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-3-4-1図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-3-4-1図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
			周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	- (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-3-3-1図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-3-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-3-4-1図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	- (共用/相互接続しない)	-	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要 (自動起動))	-	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料		
			4 m盤消火タンク			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
		第2項	安全施設	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
	湿度			・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
	屋外天候			・屋外の環境条件を考慮	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-2-1-3-1-1 図
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	— (操作不要)	—
	海水			— (考慮不要)	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-3-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-3-4-2 図
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-3-4-2 図
	荷重			・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-3-3-1 図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-3-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-3-4-2 図
第4項		設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 (安全施設・重要施設・重要安全施設)) 4.5m盤消火ポンプ	参照資料			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-		
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・【ポンプ】環境温度 (40℃) ≤設計値 (8)	・【モータ】環境温度 (40℃) ≤設計値 (8)
	圧力			・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 (8)	・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 (8)	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1	
	湿度			・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 (8)	・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 (8)	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]湿度評価手法1 [モータ]湿度評価手法1	
	屋外天候			- (考慮不要)		【配置図】: 第9-3-2-1-4-1-2図	
	放射線 (機器)			・【ポンプ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 (8)	・【モータ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 (8)	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]放射線評価手法3 [モータ]放射線評価手法3	
	放射線 (被ばく)			- (考慮不要 (自動起動))		-	
	海水			- (考慮不要)		【系統図】: 第9-3-2-1-4-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-4-4-1図	
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。		【構造図】: 第9-3-2-1-4-4-1図	
	荷重			・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)		・VI-2 ・VI-1-1-3	
	周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計		・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状			- (考慮不要)		【系統図】: 第9-3-2-1-4-3-1図	
	第15条			第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-		
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	- (共用/相互接続しない)	-		
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要 (自動起動))	-		

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			4.5m盤消火タンク		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
		第2項	安全施設	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
	湿度			・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
	屋外天候			・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-2-1-4-1-1 図
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	—
	海水			— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-4-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-1-4-4-2 図
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-4-4-2 図
	荷重			・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-4-3-1 図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計
第4項		設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料		
			50m盤消火ポンプ			
第14条	第1項	重要施設	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
		単一故障時の機能達成				
	第2項	安全施設	環境条件における健全性			
			温度	・【ポンプ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【設置場所】: 50m盤消火ポンプ室 EL 50200 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]温度評価手法1 [モータ]温度評価手法1	
			圧力	・【ポンプ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]圧力評価手法1 [モータ]圧力評価手法1	
			湿度	・【ポンプ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]湿度評価手法1 [モータ]湿度評価手法1	
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-1-5-1-2図	
			放射線 (機器)	・【ポンプ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> ) ・【モータ】環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text" value="8"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: [ポンプ]放射線評価手法3 [モータ]放射線評価手法3	
			放射線 (被ばく)	— (考慮不要 (自動起動))	—	
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-5-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-5-4-1図	
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-5-4-1図	
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3	
			周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
			冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-5-3-1図	
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・分解点検が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-5-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-5-4-1図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	・飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計	・VI-1-1-10	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要 (自動起動))	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料		
			50m盤消火タンク			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-
		第2項	安全施設	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
	湿度			・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境湿度 (100%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法1
	屋外天候			・屋外の環境条件を考慮	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】: 第9-3-2-1-5-1-1図
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
	放射線 (被ばく)			- (操作不要)	- (操作不要)	-
	海水			- (考慮不要)	- (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-5-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-5-4-2図
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-1-5-4-2図
	荷重			・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響			・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9
	冷却材の性状	- (考慮不要)	- (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-1-5-3-1図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計 ・他の系統へ悪影響を及ぼさず試験が可能な設計 ・内部確認が可能なよう, マンホール等を設ける, 又は外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-1-5-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-1-5-4-2図
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	- (内部発生飛散物による影響無し)	-
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	- (共用/相互接続しない)	-	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要)	-	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ハロゲン化物ボンベ (原子炉建物)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 原子炉建物内各所 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・【消火剤: ハロン 1301】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> ) ・【消火剤: FK-5-1-12】環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (90%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-2-1-1-1~23 図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-1-3-1~19 図 【構造図】: 第9-3-2-2-1-4-1~41 図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-2-1-4-1~41 図
			荷重	・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-1-3-1~19 図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-2-1-3-1~19 図 【構造図】: 第9-3-2-2-1-4-1~41 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ハロゲン化物ボンベ (廃棄物処理建物)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 廃棄物処理建物内各所 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-2-2-1-1~7図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-2-3-1~6図 【構造図】: 第9-3-2-2-2-4-1~9図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-2-2-4-1~9図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-2-3-1~6図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-2-2-3-1~6図 【構造図】: 第9-3-2-2-2-4-1~9図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ハロゲン化物ボンベ (制御室建物)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 制御室建物 EL 12800 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-2-3-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-3-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-2-3-4-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-2-3-4-1,2図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-3-3-1図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-2-3-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-2-3-4-1,2図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ハロゲン化物ポンペ (タービン建物)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】:タービン建物各所 【環境温度】:VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】:温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】:VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】:圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】:VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】:湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】:第9-3-2-2-4-1-1~4図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】:VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】:放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】:第9-3-2-2-4-3-1~5図 【構造図】:第9-3-2-2-4-4-1~6図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】:第9-3-2-2-4-4-1~6図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9			
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】:第9-3-2-2-4-3-1~5図			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】:第9-3-2-2-4-3-1~5図 【構造図】:第9-3-2-2-4-4-1~6図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料		
			ハロゲン化物ポンプ (ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクエリア)			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1	
	湿度			・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2	
	屋外天候			— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-2-5-1-1 図	
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4	
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	—	
	海水			— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-5-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-2-5-4-1 図	
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-2-5-4-1 図	
	荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3			
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-5-3-1 図				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-2-5-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-2-5-4-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料		
			ハロゲン化物ボンベ (格納槽)			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1	
	湿度			・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2	
	屋外天候			— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-2-6-1-1 図	
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4	
	放射線 (被ばく)			— (操作不要)	—	
	海水			— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-6-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-2-6-4-1, 2 図	
	電磁的障害			・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-2-6-4-1, 2 図	
	荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3			
周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9				
冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-6-3-1 図				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-2-6-3-1 図 【構造図】: 第9-3-2-2-6-4-1, 2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ハロゲン化物ポンペ (ガスタービン発電機建物)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性 ・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】：ガスタービン発電機建物 EL 47500 【環境温度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】：第9-3-2-2-7-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】：第9-3-2-2-7-3-1,2図 【構造図】：第9-3-2-2-7-4-1~4図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】：第9-3-2-2-7-4-1~4図
			荷重	・地震。風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】：第9-3-2-2-7-3-1,2図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】：第9-3-2-2-7-3-1,2図 【構造図】：第9-3-2-2-7-4-1~4図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (火災防護設備)			(設計基準対象施設 <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			ハロゲン化物ボンベ (緊急時対策所)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度 (40℃) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【設置場所】: 緊急時対策所 EL 50500 【環境温度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 温度評価手法1
			圧力	・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境圧力】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 圧力評価手法1
			湿度	・環境湿度 (85%) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境湿度】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 湿度評価手法2
			屋外天候	— (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-2-2-8-1-1図
			放射線 (機器)	・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 ( <input type="text"/> )	【環境放射線】: VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】: 放射線評価手法4
			放射線 (被ばく)	— (操作不要)	—
			海水	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-8-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-2-8-4-1,2図
			電磁的障害	・電磁波の影響を受けない。	【構造図】: 第9-3-2-2-8-4-1,2図
			荷重	・地震。風 (台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い, それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2, 地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)	・VI-2 ・VI-1-1-3
	周辺機器等からの悪影響	・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止に基づく設計」 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように, 技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9		
	冷却材の性状	— (考慮不要)	【系統図】: 第9-3-2-2-8-3-1図		
	第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【系統図】: 第9-3-2-2-8-3-1図 【構造図】: 第9-3-2-2-8-4-1,2図
		第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
第5項		重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
第6項		安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (共用/相互接続しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (操作不要)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				防波壁(多重鋼管杭式擁壁)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				防波壁 (逆T擁壁)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				防波壁 (波返重力擁壁)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-3 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			防波壁通路防波扉 (1号機北側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-4 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				防波壁通路防波扉 (2号機北側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-5 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				防波壁通路防波扉 (荷揚場南)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-6 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				防波壁通路防波扉 (3号機東側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-7 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁①		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-8 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁②		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁③		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁④		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑤		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑥		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑦		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-11 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑧-1		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-12 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑧-2		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-10 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑨		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-8 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑩		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-10 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑩		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-10 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設(安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑫		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-10 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				屋外排水路逆止弁⑬		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				取水槽除じん機エリア防水壁		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-13 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			取水槽除じん機エリア水密扉 (東)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-14 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	取水槽除じん機エリア水密扉 (西)	参照資料	
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない		—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない		—
				圧力	・該当しない		—
				湿度	・該当しない		—
				屋外天候	・該当しない		—
				放射線 (機器)	・該当しない		—
				放射線 (被ばく)	・該当しない		—
				海水	・該当しない		—
				電磁的障害	・該当しない		—
				荷重	・該当しない		—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない		—
冷却材の性状	・該当しない		—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。		【構造図】: 第9-4-1-2-15 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)		—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)		—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)		—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)		—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				取水槽除じん機エリア水密扉 (北)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-16 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				1号機取水槽流路縮小工		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-1-2-17 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 地下1階 復水系配管室防水壁		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-7-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			タービン建物 地下1階 復水器室北西側防水壁		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-7-2 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 地下1階 復水器室北側防水壁		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-7-3 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 地下1階 復水器室北東側防水壁		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-7-4 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				取水槽海水ポンプエリア防護対策設備防水壁		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備北側防水壁		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-7-5 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備南側防水壁		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-7-6 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			タービン建物 地下1階 復水系配管室北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-19 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 地下1階 復水系配管室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-20 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 地下1階 封水回収ポンプ室北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-21 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				取水槽海水ポンプエリア水密扉 (西)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				取水槽海水ポンプエリア水密扉 (中)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				取水槽海水ポンプエリア水密扉 (東)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-3 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				復水貯蔵タンク水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-3-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				補助復水貯蔵タンク水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-3-2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-3-3 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				トーラス水受入タンク水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-4 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-31 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-32 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 A-DG 制御盤室北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-1 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 A-RHR ポンプ室北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 トーラス室北東水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-3 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 トーラス室南東水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-4 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 トーラス室北西水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-5 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 トーラス室南西水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-11 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 地下2階 H-DG 制御盤室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-6 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 地下2階 H-DG 制御盤室北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-7 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 RCIC ポンプ室西側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-8 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 A-DG 制御盤室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下2階 C-RHR ポンプ室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-10 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 地下1階 CRD ポンプ室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-13 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 CRD ポンプ室東側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-14 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 IA圧縮機室水密扉 (階段室)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-15 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 IA圧縮機室水密扉 (南側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-12 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 1階 RCW 熱交換器室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-16 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 1階 大物搬入口水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-17 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 地下1階 TCW 熱交換器室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-18 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 1階 西側エアロック前水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-22 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 2階 常用電気室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-23 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 2階 離相母線室南側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-25 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 2階 大物搬入口水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-24 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				制御室建物2階 チェックポイント連絡水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-33 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 地下1階 ホット計器補修室前水密扉		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-27 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 地下1階 被服置場北側水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-26 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 大物搬入口水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-28 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 ドラム缶搬入口水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-29 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設	安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 2階 非常用再循環送風機室東側水密扉			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-30 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 1階 南東側ポンプ室水密扉		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-5-34 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 地下2階 B-非常用DG 電気室南側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-1 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 RCIC 直流C/C 浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 HPCS 給気消音器フィルタ室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-3 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 南側通路浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-4 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 北西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-5 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設	安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 地下1階 DG室給気ダクト室南側階段浸水防止堰			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-7 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 地下1階 第3チェックポイント浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-6 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 1階 北東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-8 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 1階 北西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-9 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 1階 PLR ポンプMGセット室南西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-12 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物1階 エアロック前浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-13 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 1階 南東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-14 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 (安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				原子炉建物 1階 南西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-15 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物1階 第2チェックポイント浸水防止堰 (非管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-11 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物1階 第2チェックポイント浸水防止堰 (管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-10 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 原子炉棟送風機室南側階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-18 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設 (安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
			原子炉建物 2階 北東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-19 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 北西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-20 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物2階 A-原子炉格納容器H2・02 分析計ボンベラック室西側 浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-21 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 A-非常用電気室南側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-22 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 B-非常用電気室北側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-23 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 A-非常用 DG 室送風機室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-24 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 東側 PCV ペネトレーション室北側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-25 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 南東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-26 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 西側 PCV ペネトレーション室北側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-27 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 南西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-28 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物2階 非常用電気室北側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-29 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 2階 A-逃がし安全弁窒素ガス供給装置横浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-17 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物2階 RCWバルブ室東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-30 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物2階 A-原子炉格納容器H2・02 分析計ボンベラック室東側 浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-16 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 中2階 北東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-32 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 中2階 エアロック前浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-33 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 中2階 CUW バルブ室東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-34 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 中2階 CUW サージタンク室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-31 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 中2階 南東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-35 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設	安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 中2階 南西階段浸水防止堰			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない		—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない		—
				圧力	・該当しない		—
				湿度	・該当しない		—
				屋外天候	・該当しない		—
				放射線 (機器)	・該当しない		—
				放射線 (被ばく)	・該当しない		—
				海水	・該当しない		—
				電磁的障害	・該当しない		—
				荷重	・該当しない		—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない		—
冷却材の性状	・該当しない		—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。		【構造図】: 第9-4-2-2-6-36 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)		—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)		—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)		—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)		—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 3階 北東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-37 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 3階 北西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-38 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 (安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				原子炉建物 3階 南東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-39 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 3階 南西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-40 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			原子炉建物 3階 A-CAMS 室前浸水防止堰 (通路側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-41 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 3階 A-CAMS 室前浸水防止堰 (SGT 室側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-42 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 3階 B-CAMS 室前浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-43 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 3階 北西側階段室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-74 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 4階 北東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-44 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 4階 エアロック浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-45 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 4階 南東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-46 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 4階 北西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-47 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物 4階 大物搬入口浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-48 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 1階 給水加熱器室南西浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-49 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 2階 復水器室南西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-50 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 (安全施設・重要施設・重要安全施設)	参照資料	
				タービン建物3階 タービン建物ダストサンプラ室西側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-53 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 オペフロ南側階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-52 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 オペフロ北西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-54 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 オペフロ南西階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-56 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 オペフロ南東階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-51 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 大物搬入口浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-55 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 常用電気室送風機室南側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-57 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 3階 タービン建物送風機室南側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-58 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 4階 工具室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-59 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			制御室建物 2階 第1チェックポイント東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-72 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			制御室建物 2階 第1チェックポイント中央浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-73 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				制御室建物 4階 中央制御室東扉浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-78 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				制御室建物 4階 中央制御室中央扉浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-79 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				制御室建物 4階 中央制御室西扉浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-80 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 地下1階 通路東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-60 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側通路南側扉浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-61 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側(北) 浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-62 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設	安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側 (中) 浸水防止堰			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-63 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側(南) 浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-64 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 消火用ポンプ室扉浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-65 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 補助盤室前浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-66 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 1階 中央制御室横会議室浸水防止堰 (補助盤室側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-75 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 1階 中央制御室横会議室浸水防止堰 (予備室側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-77 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 1階 中央制御室横会議室浸水防止堰 (運転員控室側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-76 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 2階 中央制御室送風機室階段浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-67 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 2階 計算機室連絡扉前浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-68 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰 (非管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-70 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰 (管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-71 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 4階 南側シャッター前浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-69 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 1階 南側大物搬入口浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-4-2-6-92 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 1階 排風機室北側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-81 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 1階 北側大物搬入口浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-4-2-6-93 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 1階 北西側階段室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-82 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 1階 建物出入口浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-83 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物2階プリコート室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-84 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室北東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-85 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-86 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室南東側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-87 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室北西側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-88 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室南西側浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-89 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料		
			サイトバンカ建物3階 固体廃棄物貯蔵プール室機器搬入口浸水防止 堰			
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—	
			湿度	・該当しない	—	
			屋外天候	・該当しない	—	
			放射線 (機器)	・該当しない	—	
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—	
			海水	・該当しない	—	
			電磁的障害	・該当しない	—	
			荷重	・該当しない	—	
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—				
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-90 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				サイトバンカ建物 3階 溶融物搬入機室浸水防止堰		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-6-91 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				原子炉建物3階 新燃料検査台ピット室防水板		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線(機器)	・該当しない	—
				放射線(被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-7 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止(飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			タービン建物 2階 固定子冷却装置室西側防水板 (非管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-1 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				タービン建物 2階 固定子冷却装置室西側防水板 (管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-2 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	



島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			設計基準対象施設 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 2階 廃棄物処理建物C/C 室防水板 (非管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
			周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)		・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-5 図
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)		— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止		— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響		— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性		— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)				(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
				廃棄物処理建物 2階 廃棄物処理建物C/C室防水板 (管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—	
	第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
				圧力	・該当しない	—
				湿度	・該当しない	—
				屋外天候	・該当しない	—
				放射線 (機器)	・該当しない	—
				放射線 (被ばく)	・該当しない	—
				海水	・該当しない	—
				電磁的障害	・該当しない	—
				荷重	・該当しない	—
				周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—
冷却材の性状	・該当しない	—				
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-3 図	
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設)・安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 2階 A-原子炉浄化樹脂貯蔵タンク水中ポンプ操作室 防水板 (非管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-6図
	第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—
第38条	第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)			(設計基準対象施設) 安全施設・重要施設・重要安全施設	参照資料	
			廃棄物処理建物 2階 A-原子炉浄化樹脂貯蔵タンク水中ポンプ操作室 防水板 (管理区域側)		
第14条	第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	—
	第2項	安全施設 環境条件における健全性	温度	・該当しない	—
			圧力	・該当しない	—
			湿度	・該当しない	—
			屋外天候	・該当しない	—
			放射線 (機器)	・該当しない	—
			放射線 (被ばく)	・該当しない	—
			海水	・該当しない	—
			電磁的障害	・該当しない	—
			荷重	・該当しない	—
周辺機器等からの悪影響	・該当しない	—			
冷却材の性状	・該当しない	—			
第15条	第2項	設計基準対象施設 試験・検査 (検査性, 系統構成等)	・外観の確認が可能な設計とする。	【構造図】: 第9-4-2-2-8-4 図	
	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止 (飛散物)	— (内部発生飛散物による影響無し)	—	
	第5項	重要安全施設 共用又は相互接続の禁止	— (本項目に該当しない)	—	
	第6項	安全施設 共用又は相互接続による安全性の影響	— (本項目に該当しない)	—	
第38条	第2項	安全施設 操作の確実性 操作の容易性	— (本項目に該当しない)	—	

島根原子力発電所 第2号機 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表

その他発電用原子炉の付属施設 (緊急時対策所)			(設計基準対象施設【安全施設】重要施設・重要安全施設) 緊急時対策所機能	参照資料		
第14条	第1項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性及び独立性	・該当しない	-	
		第2項	安全施設	環境条件における健全性	温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【酸素濃度計】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【二酸化炭素濃度計】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【通信連絡設備】環境温度 (40℃) ≤設計値 [ ]</li> </ul>
	圧力			・環境圧力 (大気圧) ≤設計値 [ ]	【環境圧力】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：圧力評価手法1	
	湿度			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【酸素濃度計】環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【二酸化炭素濃度計】環境湿度 (85%) ≤設計値 [ ]</li> <li>・【通信連絡設備】環境湿度 (80%) ≤設計値 [ ]</li> </ul>	【環境湿度】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：湿度評価手法3	
	屋外天候			- (考慮不要)	-	
	放射線 (機器)			・環境放射線 (≤1mGy/h) ≤設計値 [ ]	【環境放射線】：VI-1-1-7 第2.3節 【設計値】：放射線評価手法3	
	放射線 (被ばく)			・緊急時対策所遮蔽区域内である緊急時対策所から操作可能な設計	-	
	海水			- (考慮不要)	-	
	電磁的障害			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【酸素濃度計】電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している</li> <li>・【二酸化炭素濃度計】電波法認証機器であり、電磁波の影響により機能が損なわれないことを確認している</li> </ul>	-	
	荷重			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計 (地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計についてはVI-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計についてはVI-1-1-3に基づき実施)</li> </ul>	・VI-2 ・VI-1-1-3	
	周辺機器等からの悪影響			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計</li> <li>・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計</li> </ul>	・VI-1-1-3 ・VI-2 ・VI-1-1-8 ・VI-1-1-9	
	冷却材の性状			- (考慮不要)	-	
	第15条			第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)
		第4項	設計基準対象施設	悪影響防止 (飛散物)	- (内部発生飛散物による影響無し)	-
第5項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	- (本項目に該当しない)	-	
第6項		安全施設	共用又は相互接続による安全性の影響	- (共用/相互接続しない)	-	
第38条		第2項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	- (本項目に該当しない)	-

### 3. 【環境条件における機器の健全性評価の手法について】

## 1. 概要

安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件において機器が有効に機能を発揮することについては、各設備が「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）の関連各条項に適合することを、設備ごとに「第14、15、38条に対する適合性の整理表」及び「第54条に対する適合性の整理表」（以下前記2つを併せて「整理表」という。）の形にまとめ、適合性を確認している。

整理表中の確認項目のうち、環境条件における健全性に係る項目（第14条第2項及び第54条第1項第1号）を除く項目に関しては、整理表に記載された内容及び添付書類VI-1-1-7その他工認図書を参照することにより適合性を確認することができる。一方、環境条件における健全性に係る項目に関しては、整理表に記載された内容及び工認図書を参照するほか、類型化して整理した適合性確認の手法（以下「類型化による適合性確認手法」という。）を用いて機器の適合性を確認する。本資料は、類型化による適合性確認手法について補足的に説明するものである。

環境条件における健全性に関して確認する項目のうち、圧力、温度、湿度、放射性の4項目は、類型化による適合性確認手法により確認する項目である。機器の適合性確認、すなわち、使用される条件において機能を発揮できることの確認は、場所における環境条件と機器の環境耐性を比較することを基本手法としているが、類型化による適合性確認手法は、機器の環境耐性の評価に適用している。以下に、圧力、温度、湿度、放射線の4項目に係る適合性確認の手法について説明する。

## 2. 圧力に係る適合性評価手法

圧力に係る適合性評価の手法は、耐圧部にあつては、機器が使用される環境圧力下において、部材に発生する応力に耐えられることを確認する。耐圧部以外の部分にあつては、絶縁や回転等の機能が阻害される圧力に到達しないことを確認する。

確認の手法は、機器雰囲気圧力の許容値あるいは最高使用圧力を機器の圧力耐性値とし、環境圧力と機器の圧力耐性値を比較する方法の他、環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認する実証試験等により耐圧機能、絶縁機能、回転機能、計測機能、伝送機能などの所定の機能を発揮することが確認されている圧力を機器の圧力耐性値とし、環境圧力と機器の圧力耐性値を比較すること等によるものとする。

比較により適合性を確認するに当たり、火災感知器のように、特定の異常を検出する機器の場合は、機器の設置目的の特定の異常の場合とそれ以外の異常の場合で分けると整理しやすい。火災感知器について火災感知信号を発信することについて考慮すると、火災の場合、火災感知までの過程で有意な環境圧力の上昇があることは考えられない。また、火災感知信号発信以降は、火災感知器の機能は期待されない。したがって、火災発生の場合、火災感知器が機能することが期待される圧力は、平常時と差がない。一方、火災以外の場合、原子炉施設の故障の従属事象として火災感知器の環境圧力が上昇する場合がある。

その際、環境圧力の上昇により火災感知器の機能が低下したとしても、当該事象は、原子炉施設の故障として異常が検出される。また、原子炉施設の故障を伴わずに、自然現象のみによる異常によって火災感知器の環境圧力が上昇する事象は、設計上考えられない。整理すると、異常時に機器が機能することは、平常時と同等の圧力下においてであるか、あるいは、機器の異常として検出可能であるかであるため、機器の圧力耐性値と比較する環境圧力は、発電用原子炉施設が通常の運転状態にあるときの圧力とする。

環境圧力条件と比較する機器の圧力耐性値は下記の通りである。評価手法(2)において実証試験を用いたものは、その内容を別紙-1に示す。

(1) 圧力仕様（機器雰囲気圧力の許容値、最高使用圧力）

- ※ 評価対象機器のうち、耐圧部にあつては最高使用圧力とする。雰囲気圧力は機器の外圧、最高使用圧力は機器の内圧であるが、機器の応力に寄与する圧力は内外圧力差であり、内外圧力差による応力評価より内圧による応力評価の方が保守的な評価となるため、最高使用圧力を機器の圧力耐性値とする。
- ※ 評価対象機器のうち、仕様として圧力仕様が設定されていないものについては、圧力仕様（圧力耐性）を「大気圧」と設定する。

(2) 実証試験により機器の健全性が確認されている圧力（試験が型式代表試験方式の場合を含む）

(3) 設置変更許可段階において格納容器内雰囲気200℃、2Pdにおける健全性確認が行われた原子炉格納施設の内部機器にあつては、2Pd

環境圧力条件と単純な圧力比較をすることが適切でない場合においては、別の方法で機器の機能が損なわれてないことを確認した。

(4) 耐圧部がなく、環境圧力の影響を受けない構造の機器については、機能が損なわれないものとする。

(5) 環境圧力下において構成材料に生じる応力に構成材料の構成材が耐えること。

### 3. 温度に係る適合性評価手法

温度に係る適合性評価の手法は、耐圧部にあつては、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられることを確認する。耐圧部以外の部分にあつては、絶縁や回転等の機能が阻害される温度に到達しないことを確認する。

確認の手法は、機器周囲温度の許容値や機器の最高使用温度を機器の温度耐性値とし、環境温度と機器の温度耐性値を比較することの他、環境温度を再現した試験環境下において機器の耐圧機能、絶縁機能、回転機能などの所定の機能を発揮することが確認されている温度を機器の温度



耐圧値とし、環境温度と機器の温度耐性値を比較すること等によるものとする。

比較により適合性を確認するに当たり、火災感知器のように、特定の異常を検出する機器の場合は、機器の設置目的の特定の異常の場合とそれ以外の異常の場合で分けると整理しやすい。火災等の発生時に信号を発信する装置であって、一度信号を発信すれば、それ以降の機能が期待されない機器にあつては、火災の場合、火災感知信号の発信以降の温度上昇過程における機能が期待されないため、信号を発信する温度が機器の機能を期待する温度の上限値となる。この場合、機器が火災感知信号を発信する環境温度下において機能することは、設計上自明である。一方、火災以外の場合、原子炉施設の故障の従属事象として火災感知器の環境温度が上昇する場合がある。その際、環境温度の上昇により火災感知器の機能が低下したとしても、当該事象は、原子炉施設の故障として異常が検出される。また、原子炉施設の故障を伴わずに、自然現象のみによる異常によって火災感知器の環境温度が上昇する事象は、設計上考えられない。整理すると、異常時に機器が機能することは、自明であるか、平常時と同等の温度下においてであるか、あるいは、機器の異常として検出可能であるかの何れかであるため、機器の温度耐性値と比較する環境温度は、発電用原子炉施設が通常の運転状態であるときの温度とする。

環境温度と比較する機器の温度耐性値は下記の通りである。評価手法(2)又は(3)において実証試験を用いたものは、その内容を別紙-1に示す。

(1) 温度仕様（機器周囲温度の許容値、最高使用温度）

- ※ 評価対象機器のうち、屋外で使用することが前提で設計されている機器であつて、仕様として温度仕様（温度耐性）が設定されていないものについては、温度仕様を「大気温度」と設定する。この場合、比較対象の環境温度条件は、機器の周囲の大気温度であつて、この温度はプラント挙動の影響を受けないため、「大気温度」と設定される。

(2) 実証試験により機器の機能維持が確認されている温度（試験が型式代表試験方式の場合を含む）

(3) 実証試験等により構成部品の機能維持が確認されている温度

(4) 文献等により健全性が確認されている温度

- 日本機械学会 発電用原子力設備規格「コンクリート製原子炉格納容器規格(2011)」

- 「高温（175℃）を受けたコンクリートの強度性状」（セメント・コンクリート No. 449, July1984）

(5) 設置変更許可段階において格納容器内雰囲気200℃、2Pdにおける健全性確認が行われた原子炉格納施設の内部機器にあつては、200℃

環境温度条件と単純な温度比較をすることが適切でない場合においては、環境温度条件下において機器の内部部品の温度上昇等が生じた場合であっても機器の機能が損なわれないことを、下記に示す規格等に基づく評価計算等により確認することとする。この場合、機器の機能が損なわれないことを確認した環境温度条件を機器の温度耐性値とする。

(6) 電気学会 電気規格調査会標準規格「誘導機」（JEC-37-1979, JEC-2137-2000）に基づき、環境温度における電動機固定子及び軸受の温度（上昇）が限度内であること。

(7) 電気学会 電気規格調査会標準規格「変圧器」（JEC-2200-1995）に基づき、環境温度における変圧器の寿命が役務期間（事故に対処する場合は、1～2週間）に比べて十分に長いこと。

(8) 環境温度下において構成材料に生じる応力に構成材料の構造材が耐えること。

また、上記による方法が適切でない場合においては、別の方法で機器の機能が損なわれないことを確認することとする。

(9) 環境温度が機器に及ぼす影響とプロセス流体が機器に及ぼす影響が相反する場合、影響の程度を比較し、環境温度の有意な影響の有無について評価することとする。プロセス流体が低温であり、機器が使用される条件下ではプロセス流体の流量、比熱、熱容量、熱伝達率が格段に大きい場合は、環境温度による有意な影響はなく、機器の機能に係る温度はプロセス流体温度に支配されるものとする。

#### 4. 湿度に係る適合性評価手法

湿度に関しては、機器が長期間にわたり高湿度環境下に置かれた場合、カビの発生により電子基板上のような露出した電気回路の電路間で短絡が生じることや、錆の発生により露出した電気回路の電路の断線が生じること等があり得ることから、機器の設計上の配慮として、高湿度の国や地域で使用される機器には、カビや錆の発生を防止するための塗料が塗布される等の特殊な仕様が施される場合がある。国内で使用される機器の周囲環境の湿度許容値は、機器を設置場所に長期間設置した場合に、カビや錆による不具合を防止できることを意図して設定される。環境湿度下における機器の健全性を考慮する場合は、湿度自体に加え、機器が使用される状態に応じて使用される期間も

考慮に入れることとする。

湿度に係る適合性評価の手法は、耐圧部にあつては、耐圧部の設計規格の関係から、当該構造部は気密性・水密性を有し、一定の肉厚を有する金属製の構造となるよう設計される。このことから、耐圧部は、相対湿度100%条件下において腐食速度が増加する等の湿度の影響下であっても耐圧機能は維持される。耐圧部以外の部分にあつては、必要に応じて、全閉型モータに代表されるように、機器の外装を気密性の高い構造とし、機器内部を周囲の空気から分離することや、遮断器盤に代表されるように、機器の内部にヒーターを設置し、内部空気を加温して相対湿度を低下させること等により、電氣的絶縁や導通に代表される機器の機能が阻害される湿度に到達しないことを確認する。

確認の手法は、機器雰囲気湿度の許容値を機器の湿度耐性値とし、環境湿度と機器の湿度耐性値を比較することのほか、環境湿度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認する実証試験等により機器の機能を発揮することが確認されている湿度を機器の湿度耐性値とし、環境湿度と機器の湿度耐性値を比較すること等によるものとする。

比較により適合性を確認するに当たり、火災感知器のように、異常を検出する機器の場合は、圧力や温度の項目と同様の考え方により、機器の湿度耐性値と比較する環境湿度は、発電用原子炉施設が通常の運転状態にあるときの湿度とする。

環境湿度と比較する機器の湿度耐性値は下記の通りである。評価手法(3)において実証試験を用いたものは、その内容を別紙-1に示す。

#### (1) 湿度仕様

※ 評価対象の機器のうち、次のような設計がなされている機器については、機器の湿度耐性値は相対湿度100%とした。

- 水又は湿気と接触することを前提として設計されている
- 機器屋外での使用を前提として設計されている機器
- IP65等の防水規格品

※ 湿度に関しては、機器仕様として湿度の許容値を明示されることなく流通している製品は多い。しかしながら、NFB等の標準使用条件は湿度85%である。半導体のJEITA規格に基づく高温高湿バイアス試験では、相対湿度85%以上の湿度条件下で試験が実施され、不飽和蒸気加圧試験では85%の湿度環境下で試験が実施される。また、型番を付されて日本国内で流通している製品の場合、同型の製品が既に日本国内の湿度環境に耐えている。これらのことから、湿度仕様が明示されない型番製品については、湿度環境下における長期の湿度耐性値は、85%とする。

(2) 耐圧部および支持構造のみで構成される機器については、機器の湿度耐性値は相対湿度100%とする。

(3) 実証試験により機器の健全性が確認されている湿度（試験が型式代表試験方式の場合を含

む)

- (4) 機器の周囲湿度の許容値は、機器の寿命程度の期間（十数年～数十年）程度の雰囲気暴露期間を想定して設定されたものである。機器の周囲湿度の許容値は、カビの繁殖や発錆による腐食の進行には時間を要することから、1～2週間の期間について考慮する場合、カビや錆を介した電気品の不具合の原因となることはなく、金属で構成される機器についても不具合の原因となるものはないため、機器の湿度耐性値は相対湿度100%とする。

#### 5. 放射線に係る適合性評価手法

放射線に係る適合性評価の手法は、構造材にあつては、耐圧機能や支持機能が環境放射線下において維持されることを確認する。構造材のうち、金属構造材やコンクリートは原子炉本体の構造材や支持構造物としてきわめて高い放射線量の下で数十年の使用に耐えるため、構造材を構成する材料のうち、パッキン等に代表される放射線耐性の低い部材に注目して評価を実施することとする。構造材以外の部分にあつては、機器の機能が阻害される放射線量に到達しないことを確認する。

機器の放射線耐性は、累積放射線に応じて部材の性能が変化することから、機器の放射線耐性を累積放射線量で値付けしたものが機器の放射線耐性の基準である。中性子以外の放射線照射について評価する場合、照射速度に対する依存性はないものとし、機器の放射線に対する耐性値は照射速度によらず一定とする。機器の放射線耐性値は、累積放射線量の形で得られるが、累積放射線量では環境放射線条件として値付けされている線量率と比較できないため、機器の放射線耐性を値付けした線量を機器が使用される期間を用いて線量率に換算する。適合性の確認手法は、環境放射線量率と線量率で表した機器の放射線耐性を比較することとする。

なお、原子炉施設の通常運転中に有意な放射線環境に置かれる機器にあつては、通常運転時などの事故以前の状態において受ける放射線量分を事故時の線量率に割増すこと等により、事故以前の放射線の影響を評価することとする。

比較により適合性を確認するに当たり、火災感知器のように、異常を検出する機器の場合は、圧力や温度の項目と同様の考え方により、機器の放射線耐性値と比較する環境放射線量は、発電用原子炉施設が通常の運転状態にあるときの放射線量とする。

環境放射線条件と比較する機器の放射線耐性値は下記の通りである。評価手法(1)又は(2)において実証試験を用いたものは、その内容を別紙-1に示す。

- (1) 実証試験により機器の機能維持が確認されている線量率（試験が型式代表試験方式の場合を含む）
- (2) 実証試験、文献等で構成部品の機能維持が確認されている線量率
- (3) 耐性の低い部品（電子部品）の機能が維持される線量率
- (4) 金属材料又はコンクリートのみで構成しているタンク、ピット等は、当該設備に期待する

期間において放射線により機能を損なう構造でないことは明らかであるため、健全性が維持できるとする。このとき設計値は、便宜上、環境条件と同値としておく。

以上

## 重大事故等時における健全性評価に用いた実証試験

重大事故等対処設備の環境条件における健全性評価手法のうち、圧力評価の評価手法(2)、温度評価の評価手法(2)若しくは(3)、湿度評価の評価手法(3)又は放射線評価の評価手法(1)若しくは(2)については、実証試験により設備の設計値(耐性値)を確認している。

これらの実証試験の内容を表1-1～4に示す。なお、放射線設計値(耐性値)について、実証試験結果と文献の組み合わせにより健全性を確認した設備については、これらを合わせて記載する。

実証試験は、「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」(JEAG4623(2008))、「Standard for Qualifying Class 1E Equipment for Nuclear Power Generating Stations」(IEEE323(1983))等の規定に従い、「放射線試験」と「蒸気暴露試験(圧力、温度、湿度が重畳)」をそれぞれ実施している。

表 1-1 重大事故等対処設備の圧力設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（1/3）

設備名	圧力評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
残留熱除去系注水弁 (MV222-5A, 5B, 5C) - 駆動部		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレー系注水弁 (MV223-2) - 駆動部		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置入口温度		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置出口温度		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度 (EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度 (EL 8800mm)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール水位・温度 (SA)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) * 低レンジ		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) * 高レンジ		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール監視カメラ (SA)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
A TWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能) [検出器]		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
A TWS緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) [検出器]		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) [検出器]		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) * 低レンジ		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) * 高レンジ		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力容器温度 (SA)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力 (SA)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位 (広帯域)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位 (燃料域)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位 (SA)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧原子炉代替注水流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレーポンプ出口流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-1 重大事故等対処設備の圧力設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（2/3）

設備名	圧力評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
残留熱除去ポンプ出口流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレィポンプ出口流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系原子炉注水流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器代替スプレィ流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベデスタル代替注水流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベデスタル代替注水流量（狭帯域用）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系格納容器スプレィ流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル温度（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベデスタル温度（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベデスタル水温度（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ温度（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水温度（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル圧力（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ圧力（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル水位		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水位（S A）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベデスタル水位		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器出口温度		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器水位		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器温度		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器入口温度		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器冷却水流量		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレィポンプ出口圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。



表 1-1 重大事故等対処設備の圧力設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（3/3）

設備名	圧力評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
低圧原子炉代替注水槽水位		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ出口圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去ポンプ出口圧力		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-2 重大事故等対処設備の温度設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（1/3）

設備名	温度評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） [検出器]		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能） [検出器]		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） [検出器]		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
逃がし安全弁[操作対象弁]		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系注水弁（MV222-5A, 5B, 5C） - 駆動部		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレー系注水弁（MV223-2） - 駆動部		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
遠隔手動弁操作機構		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレー補機海水ポンプ - 電動機		3			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置入口温度		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置出口温度		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度（EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度（EL 8800mm）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール水位（S A）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール水位・温度（S A）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（S A）*低レンジ		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（S A）*高レンジ		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール監視カメラ用冷却設備（エアクーラ）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール冷却ポンプ - 電動機		3			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）*低レンジ		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）*高レンジ		2			想定される環境圧力での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉压力容器温度（S A）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力（S A）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（広帯域）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-2 重大事故等対処設備の温度設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（2/3）

設備名	温度評価	評価手法	実証試験内容			健全性評価
			体制	実施時期	内容	
原子炉水位（燃料域）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧原子炉代替注水流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ出口流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポンプ出口流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系原子炉注水流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器代替スプレイ流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベダスタル代替注水流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベダスタル代替注水流量（狭帯域用）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル温度（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベダスタル温度（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベダスタル水温度（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ温度（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水温度（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル圧力（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ圧力（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル水位		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水位（S A）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベダスタル水位		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）		2				想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-2 重大事故等対処設備の温度設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（3/3）

設備名	温度評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
残留熱除去系熱交換器 出口温度		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器水位		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器温度		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器 入口温度		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器 冷却水流量		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口 圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポン プ出口圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水槽 水位		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水ポ ンプ出口圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポン プ出口圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポン プ出口圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去ポンプ 出口圧力		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
GM汚染サーバイメータ		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
$\alpha$ ・ $\beta$ 線サーバイメー タ		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
無線通信設備（固定 型）（本体）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
衛星電話設備（固定 型）（電話機）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
安全パラメータ表示シ ステム（SPDS） （SPDSデータ表示 装置）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
統合原子力防災ネット ワークに接続する通信 連絡設備（テレビ会議 システム、IP-電話 機、IP-FAX）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
プラントパラメータ監 視装置（中央制御室待 避室）		2			想定される環境温度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-3 重大事故等対処設備の湿度設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（1/3）

設備名	湿度評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） 〔検出器〕		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能） 〔検出器〕		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） 〔検出器〕		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器水素濃度（B系）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器酸素濃度（B系）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置入口温度		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置出口温度		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度（EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度（EL 8800mm）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力容器温度（S A）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力（S A）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（広帯域）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（燃料域）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（S A）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧原子炉代替注水流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ出口流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポンプ出口流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系原子炉注水流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器代替スプレイ流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL代替注水流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL代替注水流量（狭帯域用）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-3 重大事故等対処設備の湿度設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（2/3）

設備名	湿度評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
ドライウエル温度（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL温度（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL水温度（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ温度（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水温度（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル圧力（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ圧力（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル水位		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水位（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL水位		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器出口温度		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器水位		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器温度		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器入口温度		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器冷却水流量		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポンプ出口圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水槽水位		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ出口圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去ポンプ出口圧力		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール水位・温度（SA）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール監視カメラ用冷却設備（コンプレッサ，冷却器）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）* 低レンジ		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）* 高レンジ		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-3 重大事故等対処設備の湿度設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（3/3）

設備名	湿度評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）*低レンジ		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）*高レンジ		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機，IP-FAX）		3			想定される環境湿度での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（1/6）

設備名	放射線評価	評価手法	実証試験内容			健全性評価
			体制	実施時期	内容	
A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） [検出器]		1				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） [電磁弁]		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
制御棒駆動機構		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能） [検出器]		1				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ほう酸水注入ポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧原子炉代替注水ポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
逃がし安全弁[操作対象弁]		1				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） [検出器]		1				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
SRV用電源切替盤		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系注水弁 (MV222-5A, 5B, 5C)		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイ系注水弁 (MV223-2)		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水ポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ		2				想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。



表 1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（2/6）

設備名	放射線評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
原子炉補機冷却水ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉補機海水ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉補機冷却系 熱交換器		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
遠隔手動弁操作機構		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口水素濃度		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）*低レンジ		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）*高レンジ		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器水素濃度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器水素濃度（B系）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器酸素濃度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器酸素濃度（B系）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（3/6）

設備名	放射線評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
静的触媒式水素処理装置		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置入口温度		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
静的触媒式水素処理装置出口温度		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度 (EL 42800mm, EL 30500mm, EL 15300mm)		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物水素濃度 (EL 8800mm)		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
常設スプレイヘッド		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール水位 (S A)		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール水位・温度 (S A)		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (S A) * 低レンジ		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (S A) * 高レンジ		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール監視カメラ (S A)		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール監視カメラ用冷却設備 (エアクーラ)		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール冷却ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
燃料プール冷却系熱交換器		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ディーゼル燃料移送ポンプ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ディーゼル燃料デイトンク		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力容器温度 (S A)		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（4/6）

設備名	放射線評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
原子炉圧力（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（広帯域）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（燃料域）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉水位（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧原子炉代替注水流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
代替注水流量（常設）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ出口流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポンプ出口流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系原子炉注水流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器代替スプレイ流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL代替注水流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL代替注水流量（狭帯域用）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウェル温度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL温度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL水温度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッション・チェンパ温度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（5/6）

設備名	放射線評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
サブプレッション・プール水温度（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル圧力（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションチェンバ圧力（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ドライウエル水位		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
サブプレッションプール水位（SA）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
ベDESTAL水位		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器出口温度		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器水位		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
スクラバ容器温度		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器入口温度		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去系熱交換器冷却水流量		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱除去ポンプ出口圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧炉心スプレイポンプ出口圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水槽水位		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
高圧炉心スプレイポンプ出口圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
残留熱代替除去ポンプ出口圧力		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。

表 1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値（耐性値）設定に用いた実証試験（6/6）

設備名	放射線評価	評価手法	実証試験内容		
			体制	実施時期	内容
中央制御室送風機		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
中央制御室非常用再循環送風機		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
非常用ガス処理系排風機		1			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。
原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置		2			想定される環境放射線での機能維持を確認しており、健全性を維持できる。